

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
東日本国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	32
基準 4. 教員・職員	47
基準 5. 経営・管理と財務	57
基準 6. 内部質保証	66
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	72
基準 A. 研究活動	72
基準 B. 地域貢献	76
基準 C. 国際交流	79
V. 特記事項	83
VI. 法令等の遵守状況一覧	84
VII. エビデンス集一覧	96
エビデンス集（データ編）一覧	96
エビデンス集（資料編）一覧	96

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 東日本国際大学の建学の精神

東日本国際大学（以下「本学」という。）の運営母体である学校法人昌平黌は、私立開成中学校（現・開成学園高等学校）第4代校長田邊新之助により開設された勤労青少年のための開成夜学校に端を発する。その淵源は江戸期の昌平坂学問所（昌平黌）にまでさかのぼる。本学の教育は昌平黌の流れを汲み、孔子の教え・儒学に立脚し、建学の精神は『論語』（季氏第十六）章句の一節「義を行ひて以てその道に達す（行義以達其道）」である。本学の目指す「義」の精神は、「義」を行うことによって自分自身を切り開いていくことである。また「義を行う」とは、人間として為すべき使命を果たすことであり、理想を抱きながら現実の変革のために行動することを意味している。

令和5（2023）年、学校法人昌平黌は創立120周年を迎えた。建学の精神に加え、新たな指針として、故森田実東日本国際大学名誉学長により、「己に克ちて礼に復するを、仁と為す（克己復礼為仁）」（『論語』顔淵第十二）が示された。儒学教育を推進する本学にとって、建学の精神を力強く推進する教えとなっている。

2. 大学の基本理念

建学の精神である「行義以達其道」を大学教育のなかで実現するうえで、以下のことを基本理念として人材育成を推進している。

(1) 儒学教育を教育の根幹とする「人間力」の育成

「人間教育」こそ教育の原点であり、本学は儒学教育を教育の根幹とする「人間力」の育成に力を注いでいる。儒学に説かれる「徳」とは、誰もが人間として、人とともに生きるために必要な「人間力」であり、人間としての思いやり、優しさ、そして何よりも人間の使命感をもって、人のために行動する力こそ「人間力」である。知識のための知識ではなく、「行義」の二字に込められた実践知、人間力を身につける人格の形成と教育を推進する。

(2) 地域に貢献する人材の育成

学校法人昌平黌は、昭和41（1966）年に短期大学を開学させた当初から、より地域に根差し、地域ニーズに対応した「地域における知の拠点」となることを目指して歩み続けてきた。平成7（1995）年に開設した東日本国際大学においても、教育基本法第7条に記された「大学は、学術を中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」ことを目標に、社会の発展に寄与する経済、福祉領域の人材を輩出することを目指してきた。少子高齢化、人口減少が急速に進むなかで、ますます地域の支え合いは必要であり、地域の発展を担う人材育成が不可欠となっている。本学は「建学の精神」のもと、地域に貢献する人材を輩出することに努めている。

(3) 国際社会に貢献する人材の育成

多様化、複雑化する現代社会において、共生社会の実現は喫緊かつ重要な課題となっている。人間を取り巻く環境との共存も含め、それぞれ異なる背景を持つ人々同士の相互理解を深める学びはますます重要になっている。大学の名前が表すように「国際大学」として学内外を通じて国際理解教育の機会を設け、建学の精神にある、他者を思い慈しむ仁の心、徳の力を高めていく。こうした学びが将来の共生社会に必要な人間力を育成し、国際社会に貢献する人材養成に寄与する。

3. 本学の使命と目的

本学の使命と目的は、東日本国際大学学則（以下「学則」という。）第2条に以下のとおり明記されている。

「本学は、学校教育法の趣旨に従い、あわせて本学創立者の建学の精神を体し、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学並びに社会福祉学を研究・教育し、知的、道徳的及び応用的能力を開発し、国際社会・情報化社会・福祉社会に貢献しうる人材の育成を目的とする」（学則第2条）

また、各学部の目的も以下のとおり学則（学則第2条2, 3）に示している。

【経済経営学部】

経済経営学部では、将来社会を歩んでいくための経済や経営、情報の知識を持ち、考える力で、実社会の課題解決に対しての知恵をだせる人財を育成する。

【健康福祉学部】

健康福祉学部では、「一人ひとりの幸せ」を追求し、支援・援助を必要とする人が求める質の高いサービスを提供する福祉の専門家を育成する。

さらに、本学の使命と目的を具現化するため、全学的に及び各学部において、到達目標にかかわる学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、本学が求める学生像及び受け入れの基本方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

4. 本学の個性・特色

本学の使命目的及び教育目的に、以下に示す本学の個性・特色を反映し明示している。

(1) 儒学教育に基づく教育の展開

本学は建学の精神として「儒学の教え」を掲げており、この精神を教育・研究・社会貢献等のあらゆる活動において具現化している。教育課程において儒学に関わる科目（「論語を学ぶ」「人間力の育成」等）を全学共通科目として設けている。また、毎年6月に開催される「大成至誠先師孔子祭」を全学的な参加行事として位置づけ、建学の精神を確かめる機会となっている。研究面でも東洋思想研究所において儒学文化研究部門を設け、研究活動を進めている。さらに、地域の人たちに開かれた大学として「論語素読教室」を開催し積極的に社会貢献を進めている。

(2) 人間力の育成を推進する総合的な学修支援

建学の精神につながる人間力の育成を推進するうえで、本学ではこれまでに、ICE モデルによる成績評価、教育課程への展開、学修支援システム（Moodle）の活用、初年次教育、

GPA、学習ポートフォリオ、学生記録等、総合的な学修支援態勢の整備を進めてきた。これらのことを経験する学修は、情報化社会に貢献する人材育成にもつながる。総合的な学修支援を円滑かつより効果的なものにするため、ゼミを中心とする少人数教育を推進している。両学部とも全学年で学生はゼミに所属し、少人数によるゼミが運営されている。

(3) 地域活動、課外活動を通じて育む「人間力」

本学は、地域活動、課外活動を通じて「人間力」を育成することを重要な大学の使命としており、地域に貢献し地域と共に歩む大学でありたいと願っている。地域に根ざした活動は、福祉社会の実現にも寄与する。コロナ禍の発生によりイベントの多くが中止されたが、地域と大学を結ぶ窓口となる「地域連携研究センター」を核として、地域コミュニティ活性化を目的とした企画への協力、地域住民を対象とした公開講座などを地道に進めている。また、線状降水帯の発生など、近年頻発する予期せぬ大雨等の被害に対しては、ボランティアセンターが中心になって、数多くの学生がボランティア活動に参加し、迅速に被災者支援を展開してきた。本学はまた、スポーツ活動、サークル活動など「人間力」育成につながる課外活動が活発に展開されている。課外活動は社会人としての基礎力育成を図る絶好の機会でもあり、学生が目的を持って自己実現を図る様々な活動を支援している。学生は種々の活動を通じて自立心、問題解決能力、コミュニケーション能力等を高め、人間力を豊かなものにしていく。

(4) 大学内外で推進する国際交流

本学は、留学生別科を中心に留学生教育、国際交流に力を入れてきた特色がある。大学の国際化を進めることは、時代の要請に応える国際社会に貢献し得る人材育成につながる。本学は、儒学を建学の精神とすることからアジアの諸大学との交流が深く、アジア諸国を中心に多くの留学生を受け入れている。また令和 4（2022）年にはヨーロッパ圏にあるウクライナから留学生 11 人を受け入れた。戦禍にある母国を離れて避難してきた留学生に対して地域社会からの温かな支援もあり、国際交流の輪が学内だけでなく地域に広がっている。留学生は、積極的に地域の各種イベントに参加し、小学校などでの児童生徒との交流など、地域における国際交流に欠かせない役割を果たしている。

これらの個性・特色は、建学の精神、教育理念や使命に記された文言と照応し、学校法人昌平鬘寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 3 条に記された「創立者の理念とする昌平鬘精神を体し、社会に貢献し得る人材を育成する」目的に向けて推進される本学の教育の中に表れている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年 号	内 容
明治 36(1903)年 2 月	私立東京開成中学校内に開成夜学校を設立（校長 田邊新之助）

東日本国際大学

明治 36(1903)年 10月	私立開成夜学校から私立開成予備校と改称
大正 12(1923)年 9月	関東大震災で校舎消失 仮校舎にて授業継続
大正 15(1926)年 5月	東京市神田駿河台に新築移転
昭和 2(1927)年 5月	開成中等学校と改称
昭和 7(1932)年 12月	財団法人昌平財団を設立
昭和 19(1944)年 3月	昌平中学校認可設立
昭和 23(1948)年 4月	学制改革により昌平高等学校(定時制普通科)と改称
昭和 41(1966)年 3月	短期大学新校舎落成(いわき市平鎌田字寿金沢 37番地)
昭和 41(1966)年 4月	昌平鬘短期大学商経科が開学(昌平高等学校廃止)
昭和 47(1972)年 1月	昌平鬘短期大学をいわき短期大学と改称、商経科に第二部を設置
昭和 54(1979)年 2月	いわき短期大学幼児教育科設置認可(幼稚園教諭二級普通免許状・保育資格取得認定)
昭和 55(1980)年 5月	いわき短期大学女子学生寮が落成
昭和 56(1981)年 2月	いわき短期大学附属幼稚園開園
昭和 61(1986)年 4月	いわき短期大学に別科(経営情報専修課程・留学生別科)設置
平成元(1989)年 4月	いわき短期大学に幼児教育科専攻科福祉専攻設置(介護福祉士資格取得認定)
平成 6(1994)年 12月	東日本国際大学経済学部(国際経済学科・経済情報学科)設置認可、法人名を学校法人昌平鬘と改称
平成 7(1995)年 4月	東日本国際大学経済学部(国際経済学科、経済情報学科)を設置
平成 8(1996)年 4月	東日本国際大学に別科(経営情報専修課程・留学生別科)を併設
平成 12(2000)年 4月	東日本国際大学附属昌平中学・昌平高等学校開校
平成 14(2002)年 6月	学校法人昌平鬘 100周年記念式典開催
平成 15(2003)年 4月	東日本国際大学経済学部に教職課程認定(高等学校1種免許、公民、情報、商業)
平成 16(2004)年 1月	東日本国際大学福祉環境学部設置認可
平成 16(2004)年 4月	東日本国際大学福祉環境学部開学
平成 17(2005)年 4月	東日本国際大学福祉環境学部に教職課程認定(高等学校1種免許、福祉)
平成 19(2007)年 4月	東日本国際大学経済学部(国際経済学科・経済情報学科)を経済経営学部(経済情報学科)に変更
平成 20(2008)年 4月	東日本国際大学福祉環境学部(社会福祉学科・精神保健福祉学科)を福祉環境学部(社会福祉学科)に変更
平成 23(2011)年 3月	東日本大震災で1号館が大規模半壊
平成 25(2013)年 2月	新1号館が竣工
平成 25(2013)年 6月	学校法人昌平鬘創立 110周年記念式典開催

東日本国際大学

平成 28(2016)年 4月	東日本国際大学経済情報学部（経済情報学科）を経済経営学部（経済経営学科）に、福祉環境学部（社会福祉学科）を健康福祉学部（社会福祉学科）に変更
平成 28(2016)年 6月	東日本国際大学創立 20 周年 いわき短期大学創立 50 周年記念式典開催
平成 30(2018)年 3月	いわき短期大学幼児教育科専攻科福祉専攻廃止（翌月、東日本国際大学健康福祉学部へ介護福祉コースを設置）
令和 5(2023)年 6月	学校法人昌平黌 120 周年記念式典開催
令和 5(2023)年 7月	「大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定分野への転換等に係る支援）」に選定される
令和 5(2023)年 9月	「大学の世界展開力強化事業」に選定される。

2. 本学の現況

・ **大学名** 東日本国際大学

・ **所在地** 〒970-8567 福島県いわき市平鎌田字寿金沢 37 番地

・ **学部構成**

経済経営学部	経済経営学科
健康福祉学部	社会福祉学科

・ **別科**

留学生別科

・ **学生数**（令和 6 年 5 月 1 日 現在）

学部	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
経済経営学部	経済経営学科	145	127	580	555
健康福祉学部	社会福祉学科	60	59	240	249
別科					
留学生別科		80	101	160	161
総合計		285	287	980	965

・ **教員数**（令和 6 年 5 月 1 日 現在）

教授	准教授	講師	助教	助手	合計
22	12	4	1	0	39 人
56	31	10	3	0	100 %

・職員数 (令和6年5月1日 現在)

正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
33	5	29	0	67 人
49	8	43	0	100 %

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学創立者が「建学の精神の柱は儒学にある」と述べ、儒学の目的を「孔子が理想とする人間像に近づくために努力すること」とし、寄附行為第 3 条には、本学の設立目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、創立者の理念とする昌平黌精神を体し、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする」と規定している。【資料 1-1-1】

これをもとに、学則第 2 条第 1 項は、本学の目的・使命及び教育目的を「学校教育法の趣旨に従い、あわせて本学創立者の建学の精神を体し、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学並びに社会福祉学を研究・教育し、知的、道徳的及び応用的能力を開発し、国際社会・情報化社会・福祉社会に貢献しうる人材の育成を目的とする」としている。また、学則第 2 条第 2 項、第 3 項には本学の目的の則った各学部の人材養成の目的が明文化されている。【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び各学部の人材育成に関する目的は、学則、学生便覧、本学ホームページ（以下「大学 HP」という。）等に簡潔に示している。

大学 HP には、建学の精神及び創立者の理念とする昌平黌精神の中核である「行義以達其道」（義を行い以て、其の道を達す。『論語』季氏第十六 第 11 節）について解説を載せている。【資料 1-1-1】【資料 1-1-4】

「行義」は人倫にかなう行いであり、「達其道」は自分の理想とする目的に達することであり、建学の精神及び昌平黌精神に通底し、古今を貫く理念として、学則及び寄附行為に掲げる本学の使命・目的及び教育目的の根幹をなしている。

令和 5（2023）年、学校法人昌平黌は創立 120 周年を迎え、その記念誌においても新たなビジョンを示すとともに、本学の教育の中核となる建学の精神、使命・目的及び教育目的が記されている。【資料 1-1-5】

さらに、人材の育成目的を具体化するための指針として、全学並びに経済経営学部及び健康福祉学部ごとに、以下の大学教育の基本方針である 3 ポリシーを設け、簡潔に文章化して、学生便覧の「教育方針の概要」、大学 HP、大学案内の「大学の 3 ポリシー＋アセスメントポリシー」等に掲載している。【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学のもつ主たる個性と特色は以下のとおりである。

- ①儒学教育に基づく教育の展開
- ②人間力の育成を推進する総合的な学修支援
- ③地域活動、課外活動を通じて育む「人間力」
- ④大学内外で推進する国際交流

これらの個性・特色は、「建学の精神」「基本理念」として実際の教育方針を反映し明示するものである。学則、学生便覧、大学 HP を通じて学内外に示す「建学の精神」や教育目的に照応するように、本学で展開される教育や行事、国際交流、地域活動などに本学の個性、特色が反映されている。

また、毎年 6 月には、1 号館屋上の孔子廟（大成殿）で大成至聖先師孔子祭の積奠（せきてん）を行い、全学的に建学の精神を確認する機会となっている。【資料 1-1-8】

また、国際大学としてアジアを中心に留学生を受入れ、国際交流に取り組んできた実績がある。留学生の活動は、キャンパス内の学生同士の交流に留まらず、スマートフォンを使っていわきの風景・催事・暮らしなどの動画を作成し、母国語の字幕を付けて母国に向けて情報発信している。【資料 1-1-9】

さらに、本学は東京電力福島第 1 原子力発電所に最も近い大学であり、震災と原子力災害からの復興に取り組んでいるいわき市及び双葉郡の自治体の活動を支援し、地域に根ざした調査研究及び世界に向けての情報発信を行っている。【資料 1-1-10】

1-1-④ 変化への対応

本学では、建学の精神に基づき地域・社会に貢献しうる人材を養成するため、時代の変化に対応して、学部の再編成やコース制を見直している。【資料 1-1-11】

また、これらの見直し作業に関連して、本学は文部科学省主導で新たな大学教育の推進に向けて展開される事業に積極的に応募してきた。その成果として以下の事業に採択されてきた。

○平成 27（2015）年～令和元（2019）年

「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」県内推進校として採択される。

【資料 1-1-12】

○平成 28（2016）年～令和元年（2019）年

「大学教育再生加速プログラム（AP）事業」「高大接続改革推進事業」テーマ V 「卒業時における質保証の取組の強化」に採択される。【資料 1-1-13】

○令和 2（2020）年

「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」に採択される。【資料 1-1-14】

○令和 3（2021）年

大学改革推進等補助金「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業 DX をけん引する高度人材育成事業」「地域の介護福祉 DX を推進できる人材育成プラットフォームの構築」で採択される。【資料 1-1-15】

○令和 5（2023）年～令和 12（2030）年

「大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）」に選定される。【資料 1-1-11】

○令和 5（2023）年～令和 9（2027）年

「大学の世界展開力強化事業」に選定される。【資料 1-1-16】

本学は、これらの事業を展開し、そこで得られた成果を踏まえ、引き続き時代の変化や将来の地域創生に対応できる高等教育機関として教育・研究を推進していく。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、建学の精神、教育理念に基づき、学則等に使命・目的及び人材育成の目的を定め、学生便覧や、入学式、孔子祭、卒業式など様々な機会を通じて本学関係者、社会に向けて公表している。今後も本学の教育の柱となる建学の精神を学是とし、本学が目指す人材育成に向け、一層教育を深化させていく。そのうえで変化する社会情勢に対応できる専門性を学修させるため、採択された支援事業を梃子にして、両学部の専門教育を充実させていく。そのうえで教育の質保証のため、自己点検・評価委員会等を中心に組織的かつ継続的に教育目的及び現状の見直しを図っていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 1-1-1】建学の精神「行義以達其道」（学生便覧 p.3）

【資料 1-1-2】学校法人昌平鬘寄附行為 第3条

【資料 1-1-3】学則第2条第1項（学生便覧 p.90）

【資料 1-1-4】大学 HP 大学案内 建学の精神

https://www.shk-ac.jp/university_information04_01.html#gsc.tab=0

【資料 1-1-5】学校法人昌平鬘創立 120 周年記念誌 pp.1, 4-7

【資料 1-1-6】学生便覧 pp.4-8

【資料 1-1-7】大学の 3 ポリシーとアセスメントポリシー

https://www.shk-ac.jp/university_information04_03.html#gsc.tab=0

【資料 1-1-8】令和 5 年度 大成至聖先師孔子祭 パンフレット

【資料 1-1-9】いわき Global Network+ 活動紹介記事

<https://www.facebook.com/IWAKI.GlobalNetworkPlus/>

【資料 1-1-10】「福島浜通りトライデック」総会資料

【資料 1-1-11】「大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）」事業概要

【資料 1-1-12】「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」

<https://www.shk-ac.jp/coc2019.html#gsc.tab=0>

【資料 1-1-13】「大学教育再生加速プログラム（AP）事業」「高大接続改革推進事業」テーマⅤ「卒業時における質保証の取組の強化」

<https://www.shk-ac.jp/edulop>

【資料 1-1-14】「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sankangaku/1413155_00010.htm

【資料 1-1-15】「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業 DX をけん引する高度人材育成事業」「地域の介護福祉 DX を推進できる人材育成プラットフォームの構築」https://www.shk-ac.jp/blog/wp_hiu/2022/03/16/5341

【資料 1-1-16】「大学の世界展開力強化事業」選定結果通知

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しには、大学の管理運営に関わる役員、教職員が適切に関与・参画しており、関係者の理解と支持を得ている。学則や関連規程等の策定には、学長、副学長、学部長、事務長等の管理職や教職員が関与・参画し、大学協議会での審議を経て理事会で決定されている。案件によっては、関係委員会や教授会での教職員の声を反映させることに留意している。カリキュラムの一部見直しを進めた例として、健康福祉学部 2 年次科目「アカデミック・ライティング」の新設を検討した際には、学生の「ライティング」の実態を踏まえた協議を進め、教務委員会、教授会での意見調整を図り、大学協議会での審議を経て理事会に諮り決定するまで丁寧に議論を進めた。また、障害学生支援として合理的配慮を周知するための「障害学生支援ガイドライン」の作成においても同様の手続きを踏んでいる。このように、本学では使命・目的及び人材育成に関する目的の策定には、役員、教職員が関与・参画している。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

さらに、本学では役員、教員が一体となって行事に参加することで、教職員の本学の使命・目的及び教育目的に対する理解をより深めることに努めている。寄附行為第 3 条に従い創立者の理念とする昌平黌精神を体し、社会に貢献し得る人材を育成するために、本学の伝統行事として例年 6 月に孔子祭を行っている。学校法人昌平黌創立 120 周年の年にあたる令和 5（2023）年 6 月には、第 35 回大成至聖先師孔子を祀る積奠（せきてん）の儀式を行い、役員及び教職員並びに学生が参加して儒学に基づく本学の人間教育の原点を確かめる機会となっている。【資料 1-2-3】

1-2-② 学内外への周知

学生や教職員に対して、入学式やオリエンテーション等の各種行事において、理事長や学長等の挨拶の中で必ず建学の精神や本学の使命・教育目的を説明している。また同様の内容が記載された学生便覧を学生に配布し周知を図っている。令和 5（2023）年度入学生からは、学内 WEB サイト（Moodle）で学生便覧を周知している。

学外に対しても大学 HP を通じて、同様の内容を公開している。建学の精神、教育理念、教育目的を象徴する大学行事である孔子祭についても大学 HP のブログ等で情報発信している。また、儒学を中心とした東洋思想について東洋思想研究所が、平成 23（2011）年から紀要「研究東洋」を公刊している。【資料 1-2-4】

学校法人創立 120 周年を迎えた令和 5（2023）年には、「学校法人昌平黌創立 120 周年記念誌」を発刊し、教職員、理事、評議員、関係機関に配布した。本学の淵源となる昌平黌の歴史を辿り、建学の精神並びに教育理念を再確認する機会となった。【資料 1-2-5】

1-1-②に記載した大学における教育の基本方針である 3 つのポリシーは、学生便覧の「教育方針の概要」及び大学 HP の「大学の 3 ポリシー＋アセスメントポリシー」に掲載している。また、学生の卒業後の進路希望に応じた教育目的を示す経済経営学部の 8 つのコース、健康福祉学部の 4 つのコースについては、大学 HP で学部長メッセージや大学案内パンフレットに掲載して、学内外に公表している。【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の経営主体である学校法人昌平黌は、明治 36（1903）年の開成夜学校開校を「第 1 の建学」、昭和 41（1966）年の短期大学開学を「第 2 の建学」と位置づけ、創立 120 周年を迎えた令和 5（2023）年を「第 3 の建学」として、本学教育の新たな展開、ビジョンを構想してきた。

これらのビジョン、教育目的に関係して、これまで本学は中長期計画を策定しそれを基本に大学運営を進めてきた。現在は、令和 4（2022）年 4 月から始まった新たな中期計画（令和 4 年度～令和 8 年度）に基づき、年度ごとに実施計画を策定している。法人、大学、附属学校等の学校法人昌平黌が一体となって「第 3 の建学」を起点とするビジョンの実現に向けた取組みを進めている【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は建学の精神、使命・目的に基づいた 3 つのポリシーを全学並びに経済経営学部及び健康福祉学部ごとに策定している。

- 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- 教育課程編成・実施（カリキュラム・ポリシー）
- 入学者受入れ（アドミッション・ポリシー）

全学並びに各学部でのディプロマ・ポリシーを定め、学生が修得すべき力を掲げている。これらの学修成果目標を達成するため、教育課程編成・実施の方針をカリキュラム・ポリシーとして作成し、本学、各学部が求める学生像を明確にするため、アドミッション・ポリシーを定めている。

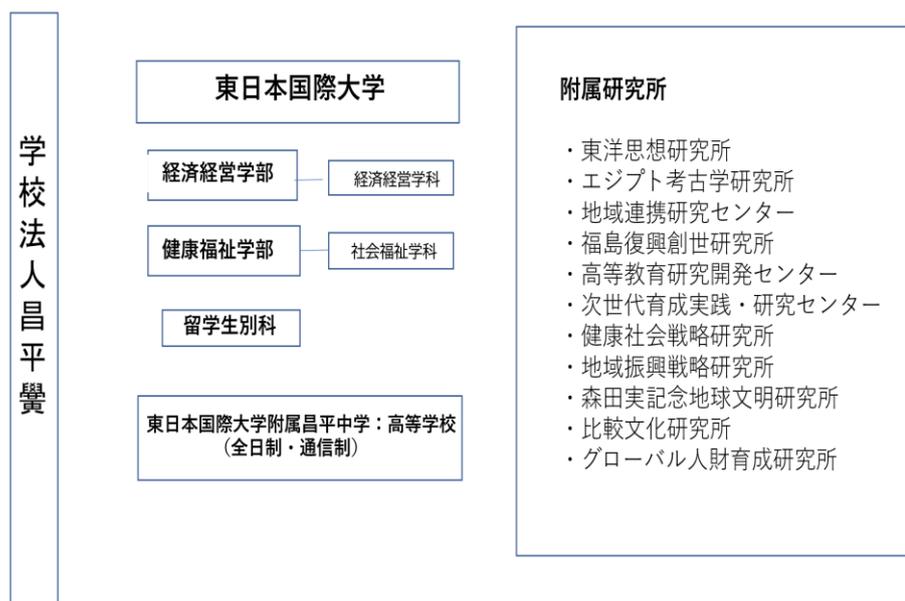
建学の精神、本学の使命・目的と同様に、3 ポリシーは学生便覧に掲載し、学外にも周知を図っている。【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は建学の精神、使命・目的及び人材育成に関する目的を踏まえ、学則第 2 条に示すとおり、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学並びに社会福祉学を教育・研究する

ために、経済経営学部（経済経営学科）と健康福祉学部（社会福祉学科）の2学部2学科を設置し、教育研究の目的達成のために各学部の教職員、研究所が協働して教育、研究に当たっている。（図表 1）

図表 1 学校法人昌平饗 教育研究組織図



また、大学は、東洋思想研究所のように学校法人昌平饗のもとにある 11 の研究所・センターと連携して、本学の目的を具現化するための研究活動を展開している。研究機関には、学部にも所属する教員や職員の一部が構成員として加わっている。研究の成果として「東日本国際大学紀要」を刊行し、研究活動の成果を公表している。また、附属の研究機関は、各種研究会を開催や書籍の発行等を通して研究成果を公表している。【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】

さらに、教育研究が円滑に進められるように、両学部の教員、職員が参加する委員会や教職協働の研修の場となる「FD・SD 研修会」等を開催し、教育研究に関する案件を円滑に協議したり、研究の充実を図ったりする研修体制を整備している。【資料 1-2-15】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、大学の使命・目的等の学生や教職員への周知を継続的に実施し、学外への公表をより積極的に進め、本学関係者だけでなく地域社会からさらに理解、支持されるための取組みを推進していく。令和 4（2022）年度から開始した中期計画の実施については、3 ポリシーに基づく PDCA サイクルを推進し、評価結果に基づく改善に努めていく。また、令和 5（2023）年に学校法人昌平饗は創立 120 周年を迎え、新たに長期目標となる「3 つのビジョン」を提示した。その具現化に向けた取組みも着実に実施していく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-2-1】 カリキュラム改定に関する資料（令和 2 年度学部教務委員会資料、健康福祉学部令和 2 年度第 7 回教授会議事録）
- 【資料 1-2-2】 障害学生支援ガイドリーフレット
- 【資料 1-2-3】 第 35 回大成至聖先師孔子祭 大学 HP 記事
<https://www.shk-ac.jp/news/2023/06/26/>
- 【資料 1-2-4】 東洋思想研究所 研究東洋第 14 号
- 【資料 1-2-5】 学校法人昌平黌創立 120 周年記念誌 pp. 6-7
- 【資料 1-2-6】 学生便覧 pp. 4-8
- 【資料 1-2-7】 大学 HP（2024）
https://www.shk-ac.jp/faculty_information01_01.html#gsc.tab=0
https://www.shk-ac.jp/faculty_information02_01.html#gsc.tab=0
- 【資料 1-2-8】 大学案内（2024）
- 【資料 1-2-9】 学校法人昌平黌創立 120 周年記念誌 pp. 4-5
- 【資料 1-2-10】 学校法人昌平黌中期計画 令和 4 年度～令和 8 年度（5 ケ年）
https://www.shk-ac.jp/shk/img/information_disclosure/pdf/mtplan03.pdf
- 【資料 1-2-11】 学生便覧 pp. 4-8
- 【資料 1-2-12】 大学の 3 ポリシーとアセスメントポリシー（大学 HP）
https://www.shk-ac.jp/university_information04_03.html#gsc.tab=0
- 【資料 1-2-13】 東日本国際大学研究紀要第 28 巻(2023 年)
- 【資料 1-2-14】 研究会 「論語素読教室」の学外向けパンフレット
<https://iwaki-rongo.com/>
- 【資料 1-2-15】 FD・SD 研修 令和 3（2021）年 12 月～令和 6（2024）年 4 月

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神と教育理念に基づき教育の使命、目的を定め、学則に明示し、学生便覧や大学 HP に公表している。本学創立者の建学の精神を体し、国際社会・情報化社会・福祉社会に貢献する「人間力」のある人材育成を推進している。また、大学教育を適切に進めるため、建学の精神、使命や目的を反映した 3 ポリシーを定め、中期計画に基づき各年度ごとに事業を策定し実施している。また、実施状況を適切に評価することに努め、点検、評価の改善、充実をさらに図っていく。さらに、社会情勢や時代の変化に対応できる大学運営に努め、文部科学省の競争的補助金事業の採択を契機に学部教育の改革、充実に積極的に取り組んでいる。教育目的・目標に沿った大学教育を推進するうえで、役員や教職員の理解と支持のもとに、3 ポリシーに沿った諸施策について各種委員会、学部教授会、大学協議会、理事会の諸会議において点検している。学部、学科、研究施設は、本学の使命・目的等の達成に必要な教育研究組織として構成されている。

これらのことから、基準 1 を満たしていると評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では3つのポリシーについて、各学部単位のもの、共通教育を中心として全学的な教育プログラムに係る全学レベルのもの、2つのレベルで設定している。両者の関係は、全学のポリシーが共通教育に係る部分を含め大きな方向性を示し、各学部単位のポリシーが具体的な内容を示すものとなっている。

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は学則に明示している。教育目的を踏まえた本学の3つのポリシーは、「大学教育再生加速プログラム（AP）事業」「高大接続改革推進事業」テーマⅤ「卒業時における質保証の取組の強化」における卒業生やその就職先も含む多様なステークホルダーに対する調査結果を活かし、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを平成30（2018）年度に改訂した。その後、アドミッション・ポリシーについて、改訂後の2ポリシーとの整合の向上と、入学者に求める知識・技能・能力の水準をより明確にすることを目的として、令和3（2021）年1月20日に改訂を行った。そこでは（A）求める意欲・関心、（B）求める学力の3要素、（C）入学者選抜方針の3項目に分けて示したうえで、（A）と（B）の各項目をどの程度見るかの比率は細かなものとなるため、学生募集要項（p.30）において示している。【資料 2-1-1】

本学は、こうした求める学生像及び入学者受入れの基本方針を、学生募集要項、大学HPに公表している。また、進学説明会やオープンキャンパス、進学相談会、教職員による高校訪問などにおいて積極的に伝えている。【資料 2-1-2】

A. 求める意欲・関心

本人の意欲・関心として以下を求め、面接や調査書、志願者本人が記載する資料等により確認します。

1. 建学の精神を理解し、倫理観の高揚を図る意欲のある人
2. 社会人としての基礎能力を身につけ、その上に専門知識の習得を目指す人
3. 勉学およびスポーツ・文化・社会活動等を通して豊かな人間性を発展させたい人
4. 修得した知識や能力を活かし地域社会・国際社会に貢献する強い意欲を持っている人

B. 求める学力の3要素

高校までに習得した学力の3要素として以下を求め、筆記試験や調査書、志願者本人が記載する資料、面接等により確認します。

1. 〈知識・技能〉各専門分野を学ぶために最低限必要となる教科の内容を学習していること
2. 〈思考力・判断力・表現力〉学習した内容を活用して、さまざまな課題を解決していくために思考・判断しようとする努力し、それを他者に伝える表現を試みられること
3. 〈主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度〉自ら積極的に、さまざまな人々とコミュニケーションを取り、協働して活動しようとしてできること

C. 入学者選抜方針

上記の A と B を兼ね備えた入学者を選抜するために、多様な入学選考を実施します。各入試において上記をどのように確認するかの詳細については、学生募集要項 (P30) において示します。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1) 入学者受入れの実施

本学の入学者受入れは、アドミッション・ポリシーに沿って、学生募集要項に入学者受入れの基本方針を明示したうえで実施している。主な入学者選抜の方法は総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜の4種類である。

入学者受入れの体制としては、学長を委員長とする入試委員会が、学長のリーダーシップのもとで方針を定める等企画運営にあたり、入試広報課が事務を担当している。「東日本国際大学入学者選抜規程」に基づき、企画運営と事務組織が有機的に連携し、実務を行っている。また、入試広報課内にアドミッション・オフィサーを配置し、多様な入試形態を適切に調整・設計し、実施・運営できるようにしている。

入試問題作成・面接・採点等については、各教員の専門性を把握している入試委員会が、入試動向等を把握するアドミッション・オフィサーと連携しつつ担当者を学長に推薦し、学長が委嘱するというサイクルが確立されている。

また外国人留学生選抜については、日本語（筆記）試験を課し、その専門性から、国際委員会・国際部も連携して実施している。

入試実施後の合格者の選抜にあたっては、入試委員会で合否判定を行い、教授会の審議を経て学長が決定している。【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】

2) 入学者受入れの検証

以上のように実施されている入試制度が有効に機能しているか、その点検評価は、アセスメント・ポリシーに基づいて行われる。具体的には、学部としての状況について、入試の合否判定時にも学部教授会において妥当性が確認されるだけでなく、教務部や IR 機能のハブとなる高等教育研究開発センターから提供されるデータを基に、主に入学後の学修状況を検証する教務委員会や、全学的な学修状況を検証する大学協議会においても確認されている。

以上の点検評価プロセスを経て、アドミッション・ポリシー改定のタイミングと連動する令和3(2021)年度入試から、新たな大学入学者選抜に係るルールでの入試を導入した。第一に、学生募集要項に示すアドミッション・ポリシーのうちでどの要素をどれだけ検証するかを明確にした。加えて、これまで別個に学習準備状況に焦点をあてた試験を課していなかった学校推薦型選抜(指定校制学校推薦型選抜・公募制学校推薦型)入試、総合型選抜においても、上記内容に沿って、書類審査・面接に加えて数的思考の要素を含む記述式総合問題を課すことで、アドミッション・ポリシーの理解度や適合性を確認し選抜することとした。この背景には、入学後に行っている準備状況の確認テストの結果と退学の関係性を調査したところ、授業の理解にかなりの困難がある学生において、それが原因となっている可能性が確認されたこともある。【資料2-1-7】【資料2-1-8】【資料2-1-9】【資料2-1-11】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

適切な教育・学修環境確保のための入学者数等の管理は、入試委員会が中心となり、大学協議会、各学部教授会と連携しつつ実施している。

しかし、近年の状況として、震災からの風評被害により、入学者数が留学生を中心に減少することがあったため、そこで生じた教育・学修環境の余力を埋め合わせるべく一時的に過剰な入学者となっていた時期がある。【資料2-1-10】

前述の震災後の外的状況もあり、また地域の人口が少ないことから入学者数には毎年かなりの変動があるが、継続的な学生募集活動によって在籍者数が適切な範囲に収まり、両学部とも少人数教育が実施可能な環境となるようにしている。

収容定員管理に係る退学者に関しては、震災後の影響が残るなかで、経済的な理由等による退学者が一時期増加していたこともあり、学内奨学金制度の整備・拡充や、個別支援としての学生面談等を充実させてきた。その結果、退学者数は減少傾向となったが、新型コロナウイルス感染拡大後は、その影響からやや退学者が増えつつある。対策強化のため大学協議会等で検討を進めている。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

全体的な改善・向上方策については、学長と入試委員会、また全学的な方針を検討する大学協議会だけでなく、各学位プログラムと密接に結びついた各学部でも検討してきた。

各学部において継続して実施されてきた改善と向上の方策は、学部におけるコースの学修内容を充実させ、学生が学びたい内容と合致した教育プログラムを志願者にも分かりやすく示していくことである。経済経営学部においては、「公務員・教職」「企業経営」「経済・金融」「デジタル・コミュニケーション」「AI・情報」「スポーツマネジメント」「観光マネジメント」「エジプト考古学マネジメント」の8コースに整理し、これらの充実を学部が主導し継続して図っていく。健康福祉学部においては、福祉への関心を持つ学生の多様な要求に応えるため、「ソーシャルワークコース」「スポーツ健康コース」「心理福祉コース」「介護福祉コース」の4コースに整理したが、これらを学部が主導し継続して充実させていく。

また本学では、国際大学として学生から要望の高い教育を両学部共通講座として充実させてきた。「日本語教員養成課程(副専攻)」、海外研修プログラムである「英語講座(英国)」

「ハンフォード研修（米国）」などである。これらについては全学組織である教務委員会やグローバル人材育成研究所が中心となり、日本語教育関連の制度変更等に対応しつつ入学者にとって魅力あるサービスを展開していく。

募集状況の改善を目指し、就職先から求められていることをFD・SDを通じて共有し教育プログラムの改善を高等教育研究開発センターとFD委員会が中心となり進めていくだけでなく、こうした魅力をオープンキャンパスや高大連携事業の機会を利用して高校生に伝えていく。その一環として、本学の教育の魅力伝えるための出前授業のカタログを継続して毎年更新していく。高校訪問では、福島県内を中心に入学実績のある高校の進路指導担当との信頼関係をより強化していく。さらに高校生と親和性がある広報媒体の活用を推進していく。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-1-1】 アドミッション・ポリシー

【資料 2-1-2】 入試種別ごとの配分表（入試要項 p. 30）

【資料 2-1-3】 東日本国際大学入試委員会規程

【資料 2-1-4】 東日本国際大学入学者選抜規程

【資料 2-1-5】 学校法人昌平聳事務組織規程

【資料 2-1-6】 東日本国際大学国際委員会規程

【資料 2-1-7】 リメディアルテスト状況と退学状況

【資料 2-1-8】 入試種別による妥当性の検証（令和 5 年度第 6 回大学協議会資料及び議事録）

【資料 2-1-9】 教務委員会による入学後の追跡調査

【資料 2-1-10】 学生数推移

【資料 2-1-11】 総合型問題の出題の傾向

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援に関する方針、計画は、中期計画、毎年度の事業計画に定められ、とりわけ「多様化する学生に対する」支援の充実を図っている。学修支援体制の整備については、教員と職員の協働作業を全学的に徹底することで行っている。教職協働は、教務委員会、学生委員会、キャリア形成委員会、障害学生支援委員会などを通じてきめ細やかな支援を実施する体制を整備している。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

個別支援の充実を図るため、入学時より必修の少人数ゼミを編成し、ゼミ教員による学修面、生活面のサポートが行われている。その活動は学生自身による学修ポートフォリオ

への記入、学生カルテへのゼミ教員による相談・面談記録として残される。個別指導ないし支援が必要な場合には、個人のプライバシーを配慮しつつ、これらの情報が共有されることによって、教職員の指導が連携のとれたものとなっている。【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

また、学生の生活、キャリア支援、課外活動、心理相談、ハラスメントなどに関しては、学生委員会、保健管理センター、キャリアセンターなどが相互に連携をとりながら支援している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) TA・SA

本学は大学院を設置していないことから、TA(Teaching Assistant)制度は設けていないが、経済経営学部では、上級生が下級生の指導にあたる SA (Student Assistant) 制度を導入している。この制度は、授業中、当該科目の授業内容に精通した上級生が教員とともに下級生の指導にあたるものである。基本的に履修している学生にとって難易度が高いと考えられる授業において、ピアでの手助けにより学生の学修を促進するという観点から制度を整備し、活用している。【資料 2-2-5】

2) オフィスアワー

全専任教員がオフィスアワーの時間を設定し、原則として大学 HP 並びに掲示板において公表している。曜日時間帯を設定し、学生が必要に応じて自由に相談できる体制を整えている。【資料 2-2-6】

3) 障害のある学生への配慮

障害のある学生に対しては、障害学生支援委員会を中心に対応する仕組みが作られている。障害のある及びその疑いがある学生は、令和 5 (2023) 年度 25 人在籍している。「合理的な配慮」を必要とする場合には、所定の手続きに基づき必要な配慮が実施される仕組みを構築している。また、学生相談室による学生支援も配慮を要する学生支援の場となっている。心理面、保健面からアプローチができる経験豊富なスタッフによる支援をきめ細かく継続し、課題が克服されるように努めている。【資料 2-2-7】

4) 中途退学、休学及び留年への対応

中途退学及び留年対策として、出席・成績不良学生面談を概ね各学期開始 1 か月後 (6 月・10 月) に実施している。各学年の必修ゼミと連携し、原則として出席率 60%未滿あるいは GPA1.0 以下の学生を出席調査で抽出し、学生委員会を中心に、教務委員会、国際委員会が共同で個別面談を行っている。【資料 2-2-8】

また、退学を考えているあるいは休学中の学生に対しては定期的に個別面談を実施している。復学希望者には復学に向けた不安や悩みへの助言、必要に応じて各種相談機関に関する情報等の提供を行っている。

このような取組みによって、学業不振や進級・卒業後の進路等への不安を軽減し、経済的困窮等により中途退学や休学を考えている学生には自らの将来を見直す機会となってい

る。

5) 新入生・在学生オリエンテーション

教員と職員の協働による新入生・在校生へのきめ細やかな履修指導・生活指導等を行うため、両学部ともに、学部ごとのオリエンテーションを毎年4月初旬及び9月下旬に教務委員会・学生委員会の教員を中心に実施している。その実施に際しては、学生・教務部、図書館、電算室、保健管理センターの全面的な協力のもとで企画・調整・実施が図られている。

6) 自学自習、能動的学修の場の提供

主体的な学びの場を提供するために、学修環境の整備を図り、ラーニングコモンズを図書館の2階に開設している。ICTの活用により様々な認知特性をもった学生に対応した学びの場の提供にもなっている。また能動的な学修を支援するために、アクティブ・ラーニング（能動的学修）関連教室を開設し、ゼミ等で活用している。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員等の協働による学修支援体制は整備されている。

継続した課題として、より多様化する学生実態に対するきめ細かな対応がある。大学入学時の段階で、特定の分野について不得意がある学生については、きめ細かな個別的対応と基礎学力の向上に向けた支援が必要であり、入学後のリメディアルテストの結果をフィードバックすることで毎年の教育対応を変更している。またSAによるピアサポートシステムによって、より学生に近い支援も継続して充実させる。

また、心理的なサポートがより必要な学生が増えている状況を踏まえて、学生相談室を中心に学生へのサポート体制を構築していく。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-2-1】 学校法人昌平聳中期計画 令和4年度～令和8年度（5ケ年）

【資料 2-2-2】 年間事業計画

【資料 2-2-3】 学修ポートフォリオ（学生向け説明資料）

【資料 2-2-4】 学生カルテ

【資料 2-2-5】 東日本国際大学スチューデント・アシスタントに関する規程

【資料 2-2-6】 オフィスアワー一覧

【資料 2-2-7】 東日本国際大学障害学生支援委員会規程

【資料 2-2-8】 出席・成績不良学生面談実施要項

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、学士力と人間力の形成を図るためにキャリア教育を実施し、明確な目的意識とキャリア意識をもった学生を育成するために、ゼミを中心としキャリアセンター及びキャリア形成委員会によるキャリア教育体制を作り、これを通じて就職率の向上を図っている。

経済経営学部では、科目として1年次に「キャリアガイダンス」（必修）、2年次に「ビジネスガイダンス」（選択）、3年次に「キャリアデザイン」（必修）及び「インターンシップ」（選択）を設けており、段階的に卒業後の進路のイメージ形成とその具体的な実現のための教育を行っている。とくに「キャリアガイダンス」で企業訪問（あるいは企業人の出張講義）、「ビジネスガイダンス」で短期（3日程度）のインターンシップを行うことにより、「段階的インターンシップ」による経験値アップと職業意識の醸成とくに地域社会への関心を養うことで、スムーズな就職活動の実施に繋げている。「インターンシップ」については、春学期で事前教育、夏期休業期間中にインターンシップを実施し、秋学期で事後教育とインターンシップ報告会を行っている。ただし、コロナ禍の影響で受入れ先確保が厳しくなったため、令和2年度以降選択科目は中止あるいは規模縮小している。

健康福祉学部では、福祉現場で活躍できる人材養成を主目的としていることから、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士国家試験受験資格を取得することを目指したカリキュラム体系となっている。また、国家資格を目指さない学生の進路選択につながるよう学部共通科目として「キャリアガイダンス」「ビジネスガイダンス」「キャリアデザイン」及び「インターンシップ」（いずれも選択科目）を配置し、一般企業就職のためのスキルアップ並びに NPO 法人や社会福祉事務所等を含む幅広い福祉現場並びに一般企業等での職業体験ができるようにしている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】

表 2-3-1 インターンシップ（3年次科目）実施人数（単位：人）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
登録者	13	15	14	8	22	19	9
実施人数	12	13	11	8	15	17	9

就職に関する事務組織としてはキャリアセンターがあり、センター長ほか4人が配置されている。キャリアセンターでは、1年次から学年に応じたキャリア関連情報を発信している。3年次には個人の進路面談を行い、学生に対して就職についての心構え、面接指導、履歴書の書き方、エントリーシートの書き方などを指導している。積極的に就職先の開拓を行うとともに、個人の志望に沿う企業を斡旋し、本学を会場として企業や団体と連携した様々な形式での企業説明会を実施している。とくに、学生に対しては初年次からキャリアセンターの利用を促し、年次に合わせた学生面談や指導を行い、小規模大学の特性を活かした個別の就職支援を行っている。また、コロナ禍の影響を踏まえて、学生相談を受ける公式ラインキャリア相談室を開設するなど、オンライン面接指導やオンラインでの就職・求人情報の提供などを行っている。さらに教職員共同のキャリア形成委員会を開催し、就

職状況と目下の課題などゼミ担当者など教職員の間で情報交換を行い、就職希望者の就活に対応している。【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】

年 1 回開催している保護者会では、就職状況の概況説明や、ゼミ担当教員と保護者とが教員の研究室等で学生の学修や就職、生活状況等について面談し、情報交換を図り、学生支援に繋げている。また、主に卒業生の就職活動の事例などを紹介する学生向けの定期刊行物の発行や、近年就職連動・企業募集型インターンシップの増加に伴い、マッチングの斡旋や指導を行っている。【資料 2-3-8】

資格取得支援については、キャリアセンターに併設した資格取得推進室で、平成 27(2015)年度より、e ラーニングによる公務員試験対策や資格取得支援プログラムを「講座ガイド」で周知し、学生に提供している。進学については、ゼミ教員が相談・助言を行い、希望の大学院等への進学の支援を行っている。【資料 2-3-9】

実習が必要となる専門職希望の学生については、経済経営学部の教育実習と健康福祉学部の福祉実習を効果的に実施していくために「実習センター」を設置している。経済経営学部では高等学校教諭 1 種免許（公民、情報、商業）が取得できる。また学生の資格等の取得を支援するため、カリキュラムに公務員試験対策講座、簿記検定講座を設けている。

健康福祉学部では実習科目を担当する教員によって「実習委員会」を組織し、実習センターとの連携のもとで実習を行う学生の情報を共有し、的確な指導と助言を実施している。3・4 年次には、国家試験対策講義を設け、教員がきめ細やかな指導を行っている。

表 2-3-2 実習センター業務実績

(単位：人)

		平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
経済経営学部	教職課程 修了者	5	9	6	2	4	6	5
健康福祉学部	ソーシャルワーク 実習(社福)履修者	15	16	19	25	16	15	18
	ソーシャルワーク 実習(精神)履修者	4	2	7	5	3	3	3
	介護実習 履修者	-	6	8	6	10	7	9

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

COC+事業の活用などでキャリア科目の拡充を図ってきたが、コロナ禍の影響でインターンシップなどの実施が難しくなり、その再構築を図っているところである。近年地元企業・経済団体との連携を深めており、これらの団体等と連携したキャリア科目の運営や就職支援イベントの充実、実施を検討している。令和 6 (2024) 年度からはインターンシップ委員会を立ち上げ、インターンシップの充実と拡大、学生サポート等を推進する体制を強化する。小規模大学の特性を活かして学生一人一人の状況に応じたきめ細かい個別指導を行っており、現在も良好な就職率を維持しているが、学生が自分の希望の職につけるようにするために、なお一層の工夫や支援を行っていく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-3-1】 講義概要「キャリアガイダンス」
- 【資料 2-3-2】 講義概要「ビジネスガイダンス」
- 【資料 2-3-3】 講義概要「キャリアデザイン」
- 【資料 2-3-4】 講義概要「インターンシップ」
- 【資料 2-3-5】 学生便覧 pp. 29-31
- 【資料 2-3-6】 令和 5 年度企業説明会実施一覧
- 【資料 2-3-7】 東日本国際大学キャリア形成委員会規程
- 【資料 2-3-8】 キャリアセンター機関紙「DOT」
- 【資料 2-3-9】 「講座ガイド」

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス及び厚生補導を担う組織

学生サービス及び厚生補導を担う事務組織として大学事務局内に学生部を置き、専従の職員を配置して学生委員会、衛生委員会、障害学生支援委員会等と協働して、学生生活の安定のための支援を行っている。また、学生の健康の保持増進を図るために、保健管理センターを設置して、保健指導、健康教育、環境衛生管理等を行っている。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】

1)-1 学生部

学生部は、①学生の厚生補導に関すること、②学生指導に関すること、③学生自治会に関すること、④各種証明書に関すること、⑤アルバイト及び下宿に関すること、⑥奨学金に関することなどを主な業務としている。具体的には、新入生・在学生オリエンテーション、入学式、本学の建学の精神涵養のための行事である孔子祭、鎌山祭(学園祭)、卒業式、謝恩会等の年間行事を企画し、学生委員会と連携して実施している。【資料 2-4-3】

1)-2 学生委員会

学生委員会は、教員と職員で構成され、原則的に月 1 回委員会を開催し、年間事業計画を定め、①学生の課外活動に関すること、②学生の健康管理に関すること、③育英・奨学金に関すること、④授業料等の減免に関すること、⑤学生の賞罰に関すること、⑥そのほか必要な学生関係業務に関することを所掌している。【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

1)-3 保健管理センター

保健管理センターは、衛生委員会と協働して学生の健康の保持増進を図るための組織として設置されている。同センターの業務は、①保健管理業務の企画立案、②定期健康診断並びに救急処置、③健康相談（メンタルヘルスを含む）、④健康指導・健康教育、⑤環境衛生及び伝染病の予防についての指導、⑥健康の保持促進などである。スタッフとしては、センター長、学校医及び看護師を配置している。主要設備としては、①ベッド（2床）、②身体測定器（1式）、③救護担架（1式）、④応急薬品（1式）及び⑤AEDを設置している。【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】

1)-4 障害学生支援委員会

障害学生支援委員会は、障害学生の支援を目的として設置されている。同委員会は、①障害学生の支援のための基本方針に関すること、②障害学生の学修及び学生生活に係る具体的支援及び施設整備に関すること（合理的配慮の提供を含む）、③障害学生の支援に携わる学生に関すること、④そのほか障害学生の支援に関し必要な事項などを所掌している。【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】

令和 6（2024）年度からの私立大学での合理的配慮の提供義務化に向けて、令和 4 年（2022）年度には教職員向けの「合理的配慮ガイドのしおり」を、令和 5 年（2023）年度には、教職員、学生、保護者向けの「合理的配慮リーフレット」を作成した。なお、令和 5（2023）年度は、8 人の学生に合理的配慮の提供を行っている。【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】【資料 2-4-14】

1)-5 学生相談室

学生相談室では、専任のカウンセラー及び兼任の教員（精神保健福祉士）2 人が、心身の健康、対人関係、サークル活動、家庭、異性関係、性格、性等の大学生活に関する多様な相談に応じている。近年は、自閉症スペクトラム障害などの発達障害や社交不安障害などの神経性障害のある学生の相談が増えている。【資料 2-4-15】【資料 2-4-16】

2) 外国人留学生への支援

本学には、多数の外国人留学生が在籍している。令和 6（2024）年 5 月 1 日の学生在籍数は全学で 804 人、そのうち留学生数は 100 人である。比率にすると 12.4%に達している。こうした多数の留学生の生活及び学習支援にとどまらず、大学の国際化、地域の国際化への拠点としての役割を担うため、国際部を設置している。

国際部は、外国の大学及び教育・研究機関との交流連携の推進、外国人学生の留学及び研修の受け入れ、本学学生の海外留学及び海外研修に関する業務、留学生の学習及び生活指導等の業務を行っている。とくに留学生の募集・受け入れの窓口として国内外諸機関との連絡業務を行い、入学後は学生部・教務部等と連携しながら、生活指導や学習支援を実施している。また、留学生に関わる所管庁や外部組織との連絡や、留学生が日本での生活を円滑に送ることができるように、住居の斡旋、学業に支障のないように適切に指導しながらアルバイト情報の提供なども行っている。国際部には部長以下、専任職員 3 人が配属

され、「国際委員会」「キャリアセンター」と協力しながら留学生の支援活動等を行っている。【資料 2-4-17】

3) 奨学金・経済的支援

学生に対する経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金、国の修学支援制度に加え、本学独自の奨学金として、学業奨学金（学業成績が優秀な者）、部活動奨学金（部活動等について優秀な実績があると認められ、所属監督等の推薦を得た者、または一定の技量があると認められた者）、附属高校奨学金（通信制を含む本学附属昌平高等学校を卒業した者）、地域貢献リーダー奨学金（福島県内での地域・社会貢献等の活動の実績を有するかまたは将来において地域・社会貢献等の活動に継続して取り組む意思を認められる者）、資格奨学金（日商・簿記検定、実用英語技能検定、TOEIC 等の資格を有する者）、兄弟姉妹奨学金（兄弟姉妹が東日本国際大学及びいわき短期大学に同時に在籍する場合の 2 人目以降に在籍する者）、特別奨学金（災害・家計の急変により就学困難な者）、母子父子奨学金（母子父子家庭の者で経済的支援を必要とする者）がある。【資料 2-4-18】【資料 2-4-19】

令和 5（2023）年度の採用者数は、学業奨学金 22 人、部活動奨学金 220 人、附属高校奨学金 46 人、地域貢献リーダー奨学金 8 人、資格奨学金 5 人、兄弟姉妹奨学金 3 人、特別奨学金 49 人、母子父子奨学金 9 人である。

なお、新入生の奨学金については入試委員会が、在学生の学業奨学金については教務委員会が、在学生のその他の奨学金については学生委員会が審査を行っている。

上記の奨学金のほかに、ワークスタディ学生支援として、教育的配慮の下に大学内での業務に従事させ、社会人としての基礎力を伸ばすとともに、一層の経済的支援を図っている。令和 5 年度は、図書館 2 人、国際部 9 人、東洋思想研究所 3 人を採用している。【資料 2-4-20】

4) 課外活動への支援

本学では学生による課外活動を、人間力あるいは社会人としての基礎力育成のための活動と捉え、学生が目的を持って自己実現を図ることを目指す様々な活動を支援している。主な学生の課外活動には、学友会、部活動、サークル活動や留学生による活動等がある。

4)-1 学友会

学友会は、学生自身による課外活動の主体となる学生の自治組織であり、会長（1 人）、副会長（3 人）、会計（3 人）から成る 7 人の役員で運営され、活動費は学生から徴収する学友会費により賄われている。主な活動は、鎌山祭（学園祭）、オープンキャンパス、学位授与式・謝恩会等の学内行事への参加である。なお学生部長が学友会顧問に就任しており、学友会への指導・相談に当たっている。【資料 2-4-21】

4)-2 部活動

部活動は、法人が注力している指定強化部が中心となっており、①硬式野球部、②柔道部、③弓道部、④バドミントン部、⑤卓球部、⑥サッカー部、⑦吹奏楽部の計 7 団体

である。法人指定強化部に対しては、「法人指定強化部に対する特別補助取扱要領」に基づいて部員数に応じた財政的支援を行っている。【資料 2-4-22】

4)-3 ボランティア活動、サークル活動

ボランティア活動については、「学校法人昌平鬘ボランティアセンター」が令和元(2019)年12月に発足され、災害復旧ボランティア、地域のイベント運営、地域の清掃など多様な活動をしている。近年では台風や豪雨災害などの自然災害被災現場に出向き、力仕事や人手の必要な作業を連日行いマスコミにも多く取り上げられている。地域のお祭りやイベントにおいても学生たちの若い力が地域の支えとなっている。また、学外だけでなく学内においてもオープンキャンパスなどのイベントでスタッフとして活動している。ボランティア活動は学生が各自の都合に合わせて自由に参加できるようになっている。

【資料 2-4-23】

サークルとしては、軽音楽部、写真部、いわき論語塾、ごみ拾いサークル等様々なサークルが活動している。また、国際部が主となり、留学生が日本の文化を体験・理解するために、いわき市内を中心に、各種交流団体や地域の方が主催する行事についての案内及び参加に対しての支援を行っている。【資料 2-4-24】【資料 2-4-25】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様なニーズに対応して、経済支援だけではなく、学生相談室への専任職員の増員、障害学生支援委員会・保健管理センター・学生相談室・キャリアセンター等との連携をより強化し、心の健康や障害のある学生への支援の充実を図る。

また、本学の特色である留学生への支援についても、これまで蓄積してきたノウハウを生かして、個々の学生に寄り添った支援の体制を整備する。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-4-1】 学校法人昌平鬘 事務組織図
- 【資料 2-4-2】 東日本国際大学委員会名簿
- 【資料 2-4-3】 学校法人昌平鬘事務組織規程 第 36 条
- 【資料 2-4-4】 東日本国際大学学生委員会規程
- 【資料 2-4-5】 学生委員会・年間事業
- 【資料 2-4-6】 学校法人昌平鬘事務組織規程 第 38 条
- 【資料 2-4-7】 学生便覧 pp. 33-34
- 【資料 2-4-8】 東日本国際大学衛生委員会規程
- 【資料 2-4-9】 令和 5 年度保健管理センター利用状況
- 【資料 2-4-10】 東日本国際大学障害学生委員会規程
- 【資料 2-4-11】 東日本国際大学障がい学生支援に関する基本方針（学生便覧 p. 35）
- 【資料 2-4-12】 合理的配慮申請の流れ
- 【資料 2-4-13】 合理的配慮ガイドのしおり
- 【資料 2-4-14】 合理的配慮リーフレット
- 【資料 2-4-15】 学生便覧 p. 35

- 【資料 2-4-16】 令和 5 年度学生相談室実績
- 【資料 2-4-17】 学校法人昌平聳事務組織規程 第 21 条
- 【資料 2-4-18】 東日本国際大学奨学金規程
- 【資料 2-4-19】 学生便覧 pp. 32-33
- 【資料 2-4-20】 東日本国際大学ワークスタディ学生支援事業実施規程
- 【資料 2-4-21】 東日本国際大学学友会会則
- 【資料 2-4-22】 法人指定強化部に対する特別補助取扱要項
- 【資料 2-4-23】 学校法人昌平聳ボランティアセンター規程
- 【資料 2-4-24】 部活動・同好会活動等に関する規程（学生便覧 p. 145）
- 【資料 2-4-25】 部活動・同好会・サークル一覧

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、JR 常磐線いわき駅より徒歩 15～20 分の閑静な小高い鎌田山（いわき市鎌田地区）にいわき短期大学とともに立地しており、学生等からのキャンパスへのアクセスの利便性を保っている。キャンパス設備のほとんどはこの地にあるが、徒歩 5 分程度の範囲に、第 1 運動場、柔道場、弓道場と学生駐車場、学生マンション等が整備されている。このほか離れて設置されている主要な関連設備は、野球場・屋内野球練習場並びにサッカー練習場（第 2 運動場）である。校地・校舎の面積は大学設置基準を満たしている。【資料 2-5-1】

鎌田地区の校舎は、1 号館から 5 号館まであり、震災後に建てられた 1 号館には、全面ガラス張りで開放感にあふれたカフェテリア、映画上映機材や 250 インチ大型スクリーンのほか、300 人収容階段教室、着替えや身だしなみを整えるためのゆったりとしたスペースの女性専用パウダールームが設置してある。平成 16（2004）年の福祉環境学部（現・健康福祉学部）開設当初は、1、2 号館は主に経済情報学部（現・経済経営学部）が使用し、東日本国際大学 3、4 号館は福祉環境学部が主に使用していたが、現在は限りある施設の有効利用を図るため、建屋の帰属学部にかかわらず空いている講義室を相互に有効利用している。

このほか、1 号館には講義室、教員研究室、孔子像等を祀った大成殿、『論語』の素読教室を開催する明倫堂、法人本部等の管理部門があり、2 号館には講義室、学生相談室、保健管理センター、学友会室が設置されている。また、3 号館にはコンピュータ演習用の 2 室とコンピュータ自習室、アクティブ・ラーニング室、4 号館には資格取得支援室、ラーニ

ングコモンズ、図書館、さらに5号館には学生ホール・売店、研究所、短期大学の講義室と教員研究室が設置されている。なお、3号館の4階には体育館が設置されており、その階下は学生部・教務部等の事務棟、並びに学生食堂となっている。【資料2-5-2】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学は、多様な授業形態に対応して教育活動が円滑に実施できるよう、講義室、演習室、実習室、コンピュータ室等を設置し、設備・備品・必要な機器を整備している。ほとんどの教室に、固定式または可搬型スクリーンが常備されるとともにプロジェクタや書画カメラなどのAV機器の設置も進み、教員は授業の中でマルチメディアを用いた授業が随時できるような環境になっている。学内LANについては、学内の各研究室、大教室、図書館、図書館閲覧AVルーム、事務局各室を結び、サーバーを電算室に設置している。パソコンが常設された教室もあり、授業や演習、ゼミ活動等にマルチメディア機器を使う教員が増加している。また、演習科目の増加などにより情報処理演習に使うため演習室の稼働率は高くなってきている。学生の授業外での学習や、本学が進めているeラーニングの学内での学習環境の充実のため、自習室は学生の空き時間に使えるように開放している。また、学内に公衆無線LAN環境を設置しており、学生や教職員が持ち込んだPC等も活用できるようになっており、ゼミ活動や自学自習の際に活用されている。

3号館と4号館では、受動的な学習ではなく、学生が積極的に学ぶための教室として、アクティブ・ラーニング室を備えている。これらの教室は、学生の収容人数は異なるが、どちらも可動式の机と椅子を備えており、前面にはインタラクティブ電子黒板を設置している。教室内のメインPCからの教材やスライドの投影だけでなく、学生向けに複数台のPCや、学生が持ち込んだスマートフォンなどからの投影も可能となっている。現在、PBL（課題解決型）学習活動への関心が高まっていることから、アクティブ・ラーニング室の使用率も増加しており、また、学外と繋いだ授業などにも利用されており、学生の学習意欲の向上に貢献している。

図書館は4号館の1階と2階に位置し、開館時間は平日8:30～18:00となっているほか、土曜日にも8:30～13:00（隔週）に利用できるようになっており学生の利便性に配慮している。面積は1,221㎡となっており、書庫スペースと閲覧室があり、閲覧室では個人学習とグループ学習のための座席、ラーニングコモンズ、学生用のコンピュータが提供されている。図書館は89,000冊以上の書籍（電子書籍含む）、50種以上の定期刊行物、850種以上の視聴覚資料を所蔵しており、3つのデータベース（新聞社のデータベースを含む）も提供している。図書の選定では、カリキュラムに関連する図書が優先され、シラバスに掲載された参考図書は、図書館で確認され、新しいものが補充される。なお、ビジネス分野やデジタル分野に関連する図書を追加で購入している。東日本国際大学といわき市立図書館、医療創生大学、福島工業高等専門学校と共通して図書の貸し出し・返却を実施できる「いわき図書館サービスネットワーク（I-TOSS）」を構築しており、学生と教職員はこのシステムを利用して図書の貸し出しと返却ができる。【資料2-5-3】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

障害者等への対応としては、2号館、3号館を除き、エレベータが設置されている。校舎

内には障害者用トイレ、特に1号館には多機能トイレを設置しており、3号館と4号館は往来が可能な構造となっている。また、3号館エントランス脇に障害者用の駐車場を設けるとともに、校舎への出入り口には車いす用のスロープを設置している。さらに、視覚障害者の対応として各校舎内の廊下には点字ブロックとエレベータ内の操作盤には点字表示を付している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、地方の小規模大学の特性を活かし、1年次より各学年で10人～20人程度の少人数のゼミを実施するなど、学生一人ひとりに対するきめ細かな学生支援を図る「少人数教育」を行っている。また、専門職要請に関わる資格の演習科目や、語学関連科目、コンピュータの実習系科目については、効率的でかつきめ細やかな、指導が可能な人数で授業を行うためクラス分けやSAによるサポートを実施している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

校舎は、一部に老朽化が懸念されている。特に昭和56（1981）年以前の建築物である2号館については耐震補強もしくは改築が必要であると診断されていることから、デジタル創造学科（仮称）の設置に併せて対応する。全棟の教室配置の効率的運用を図るとともに、学生のキャンパス・アメニティに配慮したリフレッシュスペースを充実させるなど教育環境の更なる整備を図っていく。今後とも、小規模大学のメリットを活かし学生に寄り添った学習環境の整備を進める。これからの学修環境の整備に当たっては、キャンパスとして一貫性、整合性を持って当たることが重要であると認識しており、施設設備の整備に係る中長期的な計画策定を推進する。

エビデンス集(資料編)

【資料 2-5-1】 大学設置基準を満たす校地・校舎の面積

【資料 2-5-2】 学生便覧 pp. 76-78

【資料 2-5-3】 学生便覧 pp. 79-88

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、年2回（各学期終了時）の授業改善アンケート（自由記述欄あり）を実施し、学生の学修状況及び学修支援に関する学生の意見・要望等を把握している。

授業改善アンケートは開講されるすべての講義を対象として実施され、教員の授業方法等に対する学生の評価・意識を尋ねる質問項目のほか、出席状況、授業への取組み等の学生自身の授業に対する態度に関する質問項目を含み、学生自身が学修成果を振り返る役割も果たしている。

結果は科目ごとに集計され、全教員にメール配信するとともに、学生掲示板にも掲示（公開）している。また、図書館にも配架し誰もが自由に閲覧できるようにしている。教員は結果を振り返り、翌年度の授業計画・実施に役立てている。【資料 2-6-1】

加えて定期的に学生から意見を聴取する機会を設け、授業及びカリキュラムの内容等について率直な意見を得ている。【資料 2-6-2】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

新入生については入学時に提出された健康管理票に記載されている既往歴等により、在学生については、保健管理センターと学生相談室との定期的な情報共有等により、大学の学修・生活面での配慮が必要な学生の把握に努めている。その情報に基づき、教職員、保健管理センター、学生相談室、キャリアセンター等が連携し、必要な配慮・支援を行っている。

また、学生委員会が年 1 回実施している学生生活・学修環境に関する満足度調査の結果は大学協議会、教授会へ報告している。その結果を踏まえて、保健管理センター内に相談・休養スペースを増設し、保健管理センター・学生相談室前に談話コーナーを設置した。さらに、新入生・在学生オリエンテーションにおいて、保健管理センター及び学生相談室の機能・役割について周知している。【資料 2-6-3】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活・学修環境に関する満足度調査、卒業時アンケート及び学生からの意見聴取した結果は、教授会、教務委員会へ報告し、併せて FD・SD 研修にて教職員へ周知している。学生からの意見・要望をもとに、個人ロッカーの設置、多目的トイレやスロープ、身体障害者用駐車スペース、5 号館 1 階の学生ホールへの談話スペースの設置、Wi-Fi の全館整備など学修環境の改善を図った。【資料 2-6-4】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

毎年実施している授業改善アンケート、学生生活・学修環境に関する満足度調査、卒業時アンケート、学生からの意見聴取を今後も継続しながら、学修状況及び学生生活、学修環境の経年的変化を的確に把握・分析し、これらの調査から明らかとなった課題や問題点について改善を進めていく。

エビデンス集(資料編)

【資料 2-6-1】 授業改善アンケート

【資料 2-6-2】 学生からの意見聴取記録

【資料 2-6-3】 学生生活・学修環境に関する満足度調査

【資料 2-6-4】卒業時アンケート調査

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れ

入学者の受入れについては、学長を中心とした入試委員会と入試広報課が連携した体制を構築し、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーと連携したアドミッション・ポリシーを多様なステークホルダーへの意見聴取等を実施した後に定め、入試種別ごとに学生の準備状況を適切に判断して実施している。その内容は大学ホームページや入学案内等を通じて適切に周知している。入学者選抜はアドミッション・ポリシーに沿って実施し、適切性の検証を定期的に行っている。入学者数については、災害の影響もあって変動があったが、令和 5（2023）年度は収容定員の 1.05 倍と適切な範囲に収まっている。

学修支援

学修支援の方針を中期計画に定め、各年度に落とし込んだ毎年度の事業計画により適切に実施している。とくに多様化する学生に対する支援の充実を図っている。

実施に際しては、教務委員会、学生委員会、キャリア形成委員会、障害学生支援委員会といった機能別の各種委員会は職員も含め構成されており、教職協働により実施されるだけでなく、教学システムに組み込まれた学修ポートフォリオや学生カルテを介して、学生サポートの横の連携が確保されている。

また、学生サポートに関連した全部署が連携して学期はじめに実施するオリエンテーション、授業期間中に学生が能動的に授業外学修も含めて学習できる環境やピアで学生をサポートする SA 制度（大学院がないため）、教員との連絡を密にするオフィスアワーによる学修支援、多様な学生への障害学生支援委員会や学生相談室が中心となったサポート、支援、面談等を活用した中退や休学への対策を行っている。

キャリア支援

キャリア形成委員会とキャリアセンターが連携した体制により、職業意識と地域の理解、自らの経験を蓄積できるような教育課程を実施している。はば広い就職先となる経済経営学部ではキャリア意識の形成とその実現を意図したキャリア関連科目を各学年に配置し、段階的なインターンシップを組み込むことで以上を実現し、主に福祉現場が就職先となる健康福祉学部では、福祉関連の国家資格受験資格を取得することを目標とした体系的カリキュラムを実施しつつ、それ以外の分野に進む学生が経済学部と共通するキャリア関連科目やインターンシップを履修できるようにすることで実現している。また資格取得は資格取得推進室が e ラーニングコンテンツを活用しつつ支援し、経済経営学部の教職課程の学生や健康福祉学部で必須の福祉関連実習については、各種委員会が実習センターと連携して手厚くサポートしている。

学生サービス

大学事務局内の学生部がハブとなり、学生委員会、衛生委員会、障害学生支援委員会、保健管理センター、学生相談室と連携して、環境の整備と学生の心身のサポート・状態の向上を図っている。また国際大学として多く受け入れている留学生に対しては、専任職員 3 人を有する国際部が国際委員会と連携し、固有の課題などを解決する支援活動を行って

いる。また経済的支援については、各種の奨学生制度を用意し、経済的状況の急変等にも対応できるような体制を整備している。

また、本学では課外活動も重要な能力育成の機会と捉え、自治組織である学友会を中心とした部活動・サークル活動や、ボランティアセンターが核となるボランティア活動等を積極的に支援している。

学修環境

中心となる鎌田キャンパスについては、バリアフリーを念頭に置き整備を進めてきた。徒歩5分以内の地域に運動場や学生マンション等も設置、5棟ある校舎についてはアクティブ・ラーニング教室やコンピュータ自習室や、複数の学生が協働して学べる自学自習スペースを設定し、学生の学修効果を高める環境を整えている。これらの整備については、学生へのアンケートの結果も活用し行っている。

学生の意見・要望への対応

学生の意見・要望については、授業改善アンケートや施設設備への意見等を収集するアンケートに加え、一部の学生へのフォーカスグループインタビューも実施することで、カリキュラムや教育方法、教育内容について踏み込んだ意見を得ることができている。またこれらの結果については大学協議会や教授会等で共有し、大学が提供する教育や学生サポートに適切に反映させている。

以上のことから、基準2を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は学則第 2 条にある教育目的を踏まえた全学のディプロマ・ポリシーを踏まえた各学部のディプロマ・ポリシーを策定している。周知の方法としては、学生便覧に記載し、大学 HP で公開している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

全学

東日本国際大学は、建学の精神である儒学を根幹として、世界の平和と人類の福祉を基調とする経済学ならびに社会福祉学を教育・研究することを目的とし（学則第 2 条）、「基礎的専門性を備えた学士」を養成するため、次のような到達目標を設定し卒業判定を行います。

(1) 建学の精神である儒学を理解し、義を行わんとする強い意欲と寛容の精神をもち行動ができること。

(2) 教養として文化・社会・自然等に関する知識や社会人として必要な言語運用能力・ICT リテラシーなど汎用的な技術と能力を身につけ、活用できること。

(3) 他者と共に働き、社会を創る主体的な成員としての態度・倫理観・社会的コミュニケーション能力を身につけ、状況に応じて活用できること。

(4) 自身の文化を知り、多文化社会への理解と国際交流・異文化交流に努める能力と意志をもち行動できること。

(5) 課題を発見し解決する力を身につけ、地域社会やその他の属するコミュニティの発展に貢献する能力と意志をもち行動できること。

(6) これらの知識・技能・態度等を、状況に応じて総合的に動員できる応用力・創造力を発揮できること。

(7) 生涯を通して状況に応じて自ら学び、知識を深め、活用できるようになること。

経済経営学部

経済経営学部は、建学の精神である儒学を根幹としつつ、経済や社会、企業の仕組みを理解し、ICT（情報コミュニケーション技術）の知識・技術を駆使して問題を発見・解決できる人材を育てることを目標とし、以下の学位授与方針を立て卒業認定を行います。

（１）社会や企業で活躍するために必要な日本語力、基礎的な外国語力、数的理解力、ICTリテラシーや目標に応じた情報処理技術を身につけ、それらを他の人たちと協働して活用するためのコミュニケーションスキルを備えていること。

（２）経済に関する基礎知識および抽象的思考能力・論理的思考能力・全体を総合的に把握する能力を身につけることで、人生における課題設定・解決能力を高め、グローバルな市民としての社会的責任を果たす役割を自覚できること。

（３）経営に関する基本的な考え方や理論を理解し、それを活用することで社会や生活の持続的発展に向けて、さまざまな社会的課題を考察できること。

（４）職場や生活のさまざまな場面において、自発性と自己規律のもとで、国際的視野にたって他者と協働して目標に向かって行動する能力を身につけていること。

（５）社会人としての義務と責任を果たす意志と能力を備え、生涯を通して、多様な価値観と向き合い、地域経済ならびに国際経済の発展に寄与できること。

健康福祉学部

健康福祉学部は、建学の精神である儒学を根幹としつつ、社会福祉専門職の養成並びに社会福祉全般に寄与する人材の育成を目標とし、以下の学位授与方針を立てて卒業認定を行います。

（１）現代社会における複雑な社会問題に関心をよせ、生涯を通して、課題を発見しそれを克服するための知的研鑽を続けられること。

（２）社会福祉領域のみならず広く社会で活躍するために必要な語学能力およびICTリテラシーを身につけていること。

（３）多文化共生の視点から異なる文化的な背景をもつ人や社会に関心をもち、マイノリティならびに異文化を理解し、多様な価値観を認める社会の形成に積極的に関わろうとする態度が備わっていること。

（４）高度な対話力を身につけると同時に、国際的視野にたって他者と協働できる能力が備わっていること。

（５）福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士）に必要とされる知識、技能、態度、倫理、価値、技術を身につけ、地域の生活課題に主体的に取り組む姿勢をもつこと。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し周知

している。単位認定基準については本学学則第5章第28条～第32条において定めている。進級基準については経済経営学部が、経済経営学科履修規程第13条に、健康福祉学部が、社会福祉学科履修規程第6条においてそれぞれ定めている。卒業認定基準については経済経営学部が、経済経営学科履修規程第14条に、健康福祉学部が、社会福祉学科規程第7条においてそれぞれ定めている。そして、それらは、学生便覧中の各学部の「履修の手引き」にまとめて記載し、各学年のオリエンテーションや学生・教務部窓口での履修相談の際、さらにはゼミ担当教員による指導によって周知が図られている。【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

以下のとおり厳正に実施している。

1) 単位認定基準

教育・学修結果の評価としての単位の認定は、履修規程及び試験規程に従って、厳正かつ適切に行われている。全科目で履修科目の成績評価は100点満点で行い、定期試験・随時試験・追試験・再試験などの試験の成績による評価は、各科目のシラバスにその配分が記載され、かつ ICE モデルを導入し、I (Ideas:つかむ)、C (Connections:つなぐ)、E (Extensions:つかう) の各項目で科目特性に応じ、ディプロマ・ポリシーに求められるコンピテンシー配点を付け、評価している。

ICE モデルは、カナダ・クィーンズ大学で開発され、科目の学習到達目標を明確化するとともに、ルーブリックの働きをする授業デザインとして注目されている。本学では、平成28年度大学教育再生加速プログラム (AP) 「高大接続改革推進事業」のテーマ V 「卒業時における質保証の取組の強化」に採択され、シラバスはもちろん、成績評価や教育課程全般に応用している。

また試験規程第4条により、原則として各学期15回の授業回数を確保している授業回数の中の3分の1以上の欠席者は定期試験の受験が認められず、履修科目の単位を取得できなくなる。

東日本国際大学試験規程

第4条 下記に該当する者は、受験資格を失う。

- 一 該当年度に当該科目の履修登録をしていない者。
- 二 原則として、当該科目の授業回数 (時数) の $1/3$ 以上欠席した者。ただし、介護福祉士養成に係る指定科目 (社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四に相当) については、その時間数が $2/3$ (ただし、介護実習については $4/5$) に満たなければ、試験を受験できない。
- 三 当該科目の担当教員が受験資格無しとした者。
- 四 授業料等が未納となっている者。
- 五 休学をしている者。

単位の認定の前提となる学業成績を測る評価基準は表 3-1-1 のとおりであるが、本学で

は平成 22 (2010) 年度入学生から GPA 制度を導入している。なお、ここでは各成績評価に対応するグレードポイントも併せて示している。「D」は単位不認定である。

表 3-1-1 成績評価基準

履修科目得点	成績	GP (履修科目評点)	合格判定
100 点～90 点	S	4	合格
89 点～80 点	A	3	
79 点～70 点	B	2	
69 点～60 点	C	1	
59 点～0 点	D	0	不合格

【資料 3-1-8】 【資料 3-1-9】

また、一定の科目（演習、実習、卒業研究、資格等に関する科目など）については、GPA の適用を除外する。GPA は学業奨学生の選考基準及び学修指導等に利用されている。【資料 3-1-10】

2) 進級要件

本学における令和 5(2023)年度の進級要件の設定には、平成 20(2008)年 12 月に中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」（いわゆる「学士力」答申）における「学士力の実質化」の方針を受け、「基礎的専門性を備えた学士」を養成するという本学の教育目的に改めて立ち返ることが含意されている。両学部の進級要件は、次表のとおりである。

表 3-1-2 両学部の進級要件

学 部	進 級 要 件
経済経営学部	2 年次から 3 年次への進級に際しては、原則、次に掲げる要件を満たしていることを必要とする。 (1) 修得単位数が 40 単位以上であること。 (2) 下記必修科目の単位を修得していること。 ① 経済入門 ② 経営入門
健康福祉学部	3 年次から 4 年次への進級に際しては、原則、次に掲げる要件を満たしていることを必要とする。 (1) 修得単位数が 70 単位以上であること。 (2) 下記必修科目の単位を修得していること。 ① 福祉環境論

【資料 3-1-4】 【資料 3-1-5】

進級要件については、オリエンテーションや教務部窓口での履修相談の際やゼミ担当教員による指導を通して、学生への周知が図られている。その内容については「学生便覧」

にも記載されている。ちなみに、進級要件に規定する科目は卒業要件に規定されている科目に限定される。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

3) 卒業認定基準

本学の卒業要件は、学則第 40 条及び各学部各学科履修規程に定められている。両学部の卒業要件は表 3-1-3 のとおりである。大学設置基準に則して、経済経営学部、健康福祉学部ともに 124 単位を卒業に必要な単位数としている。また、各学部では、卒業に必要な単位数のほかに、各当該学部の特性に応じて、一定の科目区分に応じた単位構成も卒業要件としている。

各学生が以上の単位の認定、進級及び卒業の要件を満たしているかどうかは、科目担当教員が厳正に行う単位の認定に基づき、教務委員会での協議の後、各学部教授会の議を経て、学長が認定する。

また、本学は年間履修登録単位数の上限制 (CAP 制) を導入しているが、「資格関連科目」の単位数はこの上限に含めない。また、一定の時期に集中的に開講され、他の科目の自宅学習時間に影響を及ぼすことが少ない集中講義の科目については、上限制の適用を除外する。科目によっては、特別な事情がある場合も上限制の適用を除外することがある。

なお、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学及び大学以外の教育施設等との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修及び大学以外の教育施設等の授業科目を学修させることができ、履修及び学修して修得した授業科目の単位については、教授会の議に基づき、入学前、入学後にかかわらず合わせて 60 単位を限度として、卒業要件単位として認めることができる (学則第 30 条)。【資料 3-1-11】

表 3-1-3 両学部の卒業要件

学 部	学 科	卒 業 要 件
経済経営学部	経済経営学科	卒業に要する単位数は、学則第 40 条に基づき、下記の科目を含み 124 単位以上とする。 ①教養科目：必修 7 科目 14 単位及び選択必修 2 科目 4 単位以上を含め 30 単位以上 ②共通専門基礎科目：必修 6 科目 12 単位を含め 20 単位以上 ③専門科目：必修 8 科目 20 単位を含め 46 単位以上 イ 上記①～③の総単位数 96 単位を超えた単位については、自由単位とする。 ロ 自由単位は、上記①～③の中から選択する。 合計 124 単位以上 ④ただし、日本語を母語としない学生は、教養科目の必修が選択必修 4 科目 6 単位以上を含めなければならない。
健康福祉学部	社会福祉学科	卒業に要する単位数は、学則第 40 条に基づき下記科目を含み 124 単位以上とする。

		<p>①教養科目：必修 5 科目 10 単位及び選択必修 2 科目 4 単位を含め 24 単位以上</p> <p>②共通専門基礎科目：必修 13 科目 22 単位を含め 60 単位以上</p> <p>③専門科目：必修 8 科目 16 単位を含め 40 単位以上 合計 124 単位以上</p> <p>④ただし、日本語を第一言語としない学生は、教養科目について、選択必修 4 科目 6 単位以上を修得しなければならない。</p>
--	--	---

【資料 3-1-6】 【資料 3-1-7】

年間履修登録単位数の上限は、オリエンテーションの際、教務部窓口での履修登録の際やゼミ担当教員による指導を通して学生に周知されている。また、その内容については学生便覧にも記載されている。【資料 3-1-12】

以上、進級要件及び卒業要件の審議については、秋卒・秋進級については 9 月に、春卒・春進級については、2 月の各学部教授会について行っている。【資料 3-1-13】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学生の学修支援を適切に行い、科目履修が円滑に行われるように支援していく。その際、単位認定基準、進級基準、卒業認定の各基準を学生に周知することを徹底し、かつ厳密に適用していく。そのためにはシラバスの記載に関して充実を図る必要があり、到達目標を明確にし、ICE モデルを活用しての評価を促進する。

遠隔学習などの影響により、単位取得が円滑に進まない学生に対しては、きめ細かい指導を実施していき、留年ないし退学に結びつかないように留意していく。

エビデンス集（資料編）

【資料 3-1-1】ディプロマ・ポリシー（学生便覧 pp. 4-5）、学則第 2 条（学生便覧 p. 90）

【資料 3-1-2】大学 HP 大学案内

https://www.shk-ac.jp/university_information04_03.html#gsc.tab=0

【資料 3-1-3】単位認定基準 東日本国際大学学則「第 5 章 教育課程及び履修方法等」（学生便覧 pp. 94-95）

【資料 3-1-4】進級基準（経済経営） 経済経営学科履修規程第 13 条（学生便覧 p. 113）

【資料 3-1-5】進級基準（健康福祉） 社会福祉学科履修規程第 6 条（学生便覧 p. 115）

【資料 3-1-6】卒業認定基準（経済経営） 経済経営学科履修規程第 14 条（学生便覧 p. 113）
学則第 40 条（学生便覧 pp. 95-96）

【資料 3-1-7】卒業認定基準（健康福祉） 社会福祉学科履修規程第 7 条（学生便覧 pp. 115-116）、学則第 40 条（学生便覧 pp. 95-96）

【資料 3-1-8】「2 単位の基準」「4 進級要件」「5 卒業の要件」「11 単位認定」「12 成績」（経済経営）（学生便覧 pp. 45-47, 50-51）

【資料 3-1-9】学生便覧「2 単位の基準」「4 進級要件」「5 卒業の要件」「10 単位認定」

「11 成績」(経済経営)(学生便覧 pp.61-63, 66-67)

【資料 3-1-10】GPA の活用状況(学業奨学生選考、学生面談)

【資料 3-1-11】学則第 30 条(学生便覧 p.94)

【資料 3-1-12】学生便覧 p.49, 65

【資料 3-1-13】令和 5 年度各学部教授会議事録・資料(2月)

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

全学及び各学部のカリキュラム・ポリシーを策定し周知している。周知の方法として学生便覧と大学 HP がある。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

全学

東日本国際大学は、建学の精神である儒学の教えに根差し、ディプロマ・ポリシーに掲げた「基礎的専門性を備えた学士」を養成するために、全学的に次のような方針で教育課程を編成します。

(1) 少人数のゼミ(演習)を全学年で必修とし、初年次教育、基礎的専門教育、専門教育、卒業研究指導、就職活動支援を一貫してきめ細かな指導と対応を通じて行い、学習ポートフォリオを通じて振り返りの能力を深めることで、明確な目標を形成し、専門的知識と汎用的な技術と能力を活用し、他者と協働できる力を伸ばします。

(2) 東日本国際大学の建学の精神である儒学に関する知識・理解を深めるための科目を設定し、義を行う意欲と寛容の精神を育てます。

(3) 日本語や外国語の運用能力、ICT リテラシーなど社会人としての基礎力である汎用的コミュニケーションスキルを習得する科目、文化、社会、自然科学、スポーツ等を通じて、さまざまなコンピテンシーを含む基礎的な教養を身につける一般教養科目を設けます。

(4) 国際交流関連科目等においてさまざま文化への理解と自己の文化を振り返る力を育成し、地域連携系科目を通じて、課題発見力や地域への貢献の意欲を引き出します。

(5) キャリア形成・資格取得に関する科目を設け、学生が当初より自らのキャリア・デザインを描くことができるようにします。

(6) カリキュラムツリー等を利用し、科目の間の体系的な構造を明示します。

(7) アセスメント・ポリシーを制定して、評価・改善の方法を明確化し、教育改善を行います。

経済経営学部

経済経営学部は、コース制度を通じて到達目標を明確にしつつ、少人数ゼミとその他の講義とを有機的に結びつけた教育を行うため、教養科目、共通専門基礎科目、専門科目および資格・教職課程等に関する科目というカテゴリーを設け、全体を体系的に構成します。

(1) 教養、共通専門基礎、専門の科目を楔形に配置し、内容が有機的に結びつけられるようにします。

(2) 教養科目として、説得的論述を展開できる日本語運用能力と基礎的な外国語運用能力習得を目的とした科目、専門の土台となる数的理解力等の幅広い教養を育成する科目、地域に開かれた、専門知識の必要性を意識することができるような実践的科目を設定し、PBL等を実施することで課題発見・解決能力を高め、地域社会および国際社会で活躍できる人材の育成を目指します。

(3) 共通専門基礎科目として、経済および経営、また ICT リテラシーに関する必修科目を中心に、どのコースや卒業後の進路でも、共通として必要となる経済・経営・情報の基礎的な知識・理論を習得し、広い視点から考える力を伸ばせるようにします。

(4) 専門科目として、各コースに対応した専門知識・理論・技能・倫理を身につけ、活用していくことを学ぶ科目を設置します。

(5) インターンシップに至るキャリア系科目において、実践の現場と経済・経営の理論を繋ぎ、自らの目標を明確にします。

(6) 各学年の少人数ゼミでは、4年間を通して、調査・分析を通して主体的に学ぶ態度、他者の意見を理解しながら自分の意見を的確に表現するコミュニケーション力、課題を発見し専門的知識をベースにして解決策を提示する力を育成します。

(7) 資格・教職課程等に関する科目として、資格修得に必要な専門知識等を特化したかたちで学べるようにします。

(8) 卒業研究を通じて、それまで学んできたことを有機的に結びつけ、課題を発見・解決するために知識を深め、活用し、その成果を他の人たちとコミュニケーションすることを生涯続けていける能力を育てます。

(9) アセスメント・ポリシーを制定して、評価・改善の方法を明確化し、教育改善を行います。

健康福祉学部

健康福祉学部は、社会情勢の変化とともに、福祉専門職を目指す学生の他に、社会福祉全般について学び地域社会に貢献したいという学生も広く受け入れています。そのため、ソーシャルワークコース、スポーツ健康コース、心理福祉コース、介護福祉コースを設定しています。カリキュラムは、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の国家試験受験資格取得に必要な指定科目の他、資格取得を目指さない学生に対しても柔軟に対応できるよう、教養科目、共通専門基礎科目、専門科目、資格関連科目で編成されます。

(1) 教養科目は、基礎的なコミュニケーションスキルや学習スキルを身につける科目のほか、キャリア形成のための科目や視野を広げるための科目を設置します。

(2) 共通専門基礎科目では、生命の誕生と終わりについて考え、また社会福祉の基礎について学び、どの分野でも必要となる ICT リテラシーを身につけると同時に、それぞれの希望にあわせて、①福祉の思想・制度・倫理などに関する基礎、②身体と運動の機能やコミュニケーション力の育成、③心の健康とその理解、④介護の基本とその実践方法、の中から選択して学べるように科目を配置します。

(3) 専門科目では、①相談援助の際に必要な知識・技術・価値・倫理、②スポーツのコーチング方法、③心の健康増進と精神障害者への支援方法、④介護の現場に必要な知識・技術・価値・倫理、などの中から選択して学べるようにします。

(4) 専門科目の実習教育では、地域の福祉施設・機関と連携して、相談援助・介護の現場において、それまで学んだことを実践と結びつけ、知識を体系化することを目指します。

(5) 各学年の少人数ゼミでは、4年間を通して、主体的に学ぶ態度、積極的に発言する力、自分とは異なる他者を理解する力、課題を発見し専門的に解決する力を育成します。

(6) キャリアレポートや卒業研究を通じて、それまで学んできたことを有機的に結びつけ、課題を発見し、それを克服するための知的研鑽を生涯続けられる力を育てます。

(7) 資格関連科目として、国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士を目指す学生を対象とした科目を開講します。

(8) アセスメント・ポリシーを制定して、評価・改善の方法を明確化し、教育改善を行います。

【資料 3-2-1】 【資料 3-2-2】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが一貫性を確保するよう策定されている。【資料 3-2-1】

全学のディプロマ・ポリシーの(1)の建学の精神である儒学の理解については、全学のカリキュラム・ポリシー(2)の儒学に関する知識・理解を深めるための科目を設定すると明記されている。ディプロマ・ポリシー(2)の語学や ICT リテラシーについては、カリキュラム・ポリシー(3)がそれに対応している。

主に、建学の精神、語学、ICTリテラシーは、教養科目群に配置され、各学部の専門的な学びについては、共通専門基礎科目から専門科目というように、段階を追って学びを進められるように配置している。そして、社会との協働をつうじた課題発見・解決能力の育成のために、主にキャリア系科目を配置している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程については、教養科目、共通専門基礎科目、専門科目という分類で体系的に修得できるように編成している（学則第25条）。授業科目は学則第27条の別表（一）（二）に掲げられている。【資料 3-2-3】

教育課程の体系的編成がわかるよう履修系統図(カリキュラム・マップ)を学部ごとに作成し公開している。【資料 3-2-4】

また、開講している全ての科目において、シラバスを適切に整備し、単位制度の実質を保つための履修登録単位数の上限を設定している。なお、シラバスの記載については教務委員会を中心に点検・確認の作業を行い改良を進めている。【資料 3-2-5】

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育については、両学部ともに「論語を学ぶ」や「人間力の育成」を教養の必修科目として、建学の精神を学び実践する能力の育成を図っている。また、日本語を母語とする学生は「英語」「中国語」「韓国語」を、日本語を母語としない学生には「日本語」を選択必修科目とし、主に1年次及び2年次に配置し実施している。また各学年にキャリア系科目を配置し1年次の「キャリアガイダンス」と3年次の「キャリアデザイン」必修としている。このようにカリキュラム・ポリシーに基づいて教養科目群を設置し、必修科目、選択必修科目などの最低履修単位数を定めることでその実効性を保っている。【資料 3-2-3】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学ではコロナ禍以前から Moodle を用いた e ラーニング科目を設置していたが、コロナ禍を経て、対面授業とメディア授業（e ラーニング科目を再定義したもの）の区別なく全ての科目において、Moodle を設定し、その中で、授業資料の提示や、質問の受付、課題の設定と提出、評価が行えるように体制を整えている。また、Moodle 上に授業の概要が把握できるように音声入りのパワーポイント等を用いた解説動画をアップしている。このことにより、公欠の際に、オンラインでの課題提出を認めるなどして、学習の実効性を保つ工夫をしている。その他、経済経営学部の「マーケティング」や健康福祉学部の「社会福祉概論」などの授業では、特定の課題についてグループでのディスカッションおよび発表の実施などのアクティブ・ラーニング（能動的学修）を取り入れ、シラバスにも明記している。【資料 3-2-5】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の一層の体系化を促進した。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性を明確にすることに努めた。個々の授業科目が、教育目標に掲げる能力の育成に

においてどの部分を担うのか、「履修系統図」をもとに確認した。

また、生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材を育成するため、教員と学生が意思疎通を図りつつ、ともに切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見して解を見出していくアクティブ・ラーニングを促進した。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響があり、遠隔授業における授業方法の理解、促進のための研修活動に多くの時間を割く必要が生じた。Moodle を用いた遠隔学習の理解と実践を学生、教職員が協働して組織的に研修していく時間は、教員にとっては授業方法等の改善・普及を図るうえで貴重な体験となった。この経験を活かした教授方法が学修場面で効果をあげるように努めていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-1】カリキュラム・ポリシー（学生便覧 pp. 5-6）

【資料 3-2-2】大学 HP カリキュラム・ポリシー

https://www.shk-ac.jp/university_information04_03.html#gsc.tab=0

【資料 3-2-3】経済経営学科カリキュラム（学生便覧 pp. 100-105）

社会福祉学科カリキュラム（学生便覧 pp. 106-110）

【資料 3-2-4】履修系統図

経済経営学部

https://www.shk-ac.jp/img/faculty_information/01/07/pdf/CRCLM_eco.pdf

健康福祉学部

https://www.shk-ac.jp/img/faculty_information/02/06/pdf/CRCLM_soc.pdf

【資料 3-2-5】シラバスのデータベース

経済経営学部

<https://sl.tonichi-kokusai-u.ac.jp/syllabus/search.aspx>

健康福祉学部

<https://sl.tonichi-kokusai-u.ac.jp/syllabus/search.aspx>

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

まず、一つの学期内で達成可能な学修成果を本学でどのように測っているかを説明する。本学では、ICE モデルを採用しており、それぞれの項目にディプロマ・ポリシーと関連したコンピテンシー群が配置されている。各科目担当者はシラバス作成時にそれらのコンピテンシー群の中から、適切なものを選び、カスタマイズすることで、達成度を測る指標と

する。成績評価にあたっては、素点の配分を ICE で行うため、各科目において学生が自身の学修成果について「どのような能力」を「どれくらい」身に付けることができたのかを知ることができる。さらにディプロマ・サプリメントを通じて、これまでの学修成果を可視化して点検することができる。【資料 3-3-1】

表 3-3-1 ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価の基準を明記

授業コード	28438	授業名	公共経済	配当年次	2・3年
学科	経済経営	選択・必修 / 指定科目	選択 / 教職課程科目 (公民)	単位	2 単位

テーマ	公共経済と政府の役割
授業内容・到達目標	<p>経済活動の基盤となる道路、公園、鉄道、空港など財や、警察、消防、国防などの行政サービスは、皆で同時に利用する公共財と呼ばれる。この公共財の多くは国や地方自治体などの政府によって供給されているが、中には「放送」や「インターネット」など公共性を持ちつつも民間主体によって供給される公共財も存在する。本講義では「公共経済とは何か」ということを常に念頭におき、社会において公共経済が果たしている役割と政府の役割を考察していく。</p> <p>講義の流れとして、まず「市場の失敗」がおきる条件を明らかにする。次に公共財を供給するにあたって果たされる政府の役割について論ずる。そこで公共財の望ましい費用負担の方法について検討していく。消費税、所得税、法人税のように支払い能力に応じて支払う場合、公共料金のように利用者が価格として支払う場合、そして政府の借金として調達する場合について考察していく。最後に、高齢化社会や、地球環境問題、そして福島原発処理の課題などについても考察を加えていきたい。</p> <p>この講義を通じて、単に公共経済に果たす政府の役割、税金の意味を理解するだけでなく、自らが公共経済にどのようにかかわっていくべきなのかというより大きな課題に思いがいくようになることを期待している。</p> <p>【到達目標】 公共財の最適供給条件について説明できる。 公共財の望ましい費用負担の方法を説明できる。 公共経済のあるべき姿について意見を述べることができる。</p>
授業方法	<p>講義形式で行う。適宜レジュメを配布する。</p> <p>オンラインと対面を織り交ぜたハイブリッド型で行います。</p> <p>事前学習 - 該当する章の数式や図はのぞいて文章による説明だけ読んであらかじめ理解しておくこと。</p> <p>事後学習 - 講義での解説を基に数式や図についてもできるだけ理解できるようにする。</p>
成績評価の方法	<p>① 毎回のリアクションペーパー 40点 (つかむ 40点)</p> <p>② 中間・期末レポート 60点 (つなぐ 30点 つかう 30点)</p> <p>①, ②のフィードバックとして授業期間後に総評を掲示します。</p>
テキスト	特定のものを使用しない。随時レジュメを配布する。
参考文献	<p>『入門 公共経済学』土居丈朗 日本評論社</p> <p>『公共経済学』奥野信宏 岩波書店</p> <p>『公共経済学 (ベーシック+)』小川光、西森晃 中央経済社</p>
関連科目・履修上の注意・その他	<p><関連科目> 財政学、地域経済、産業組織</p> <p><履修上の注意> 数値処理の内容をある程度理解していることが望ましい。ただし、仮に理解していなくても、一通りの内容はわかるように講義を進めるので、難しいことはわからなくてもいいから公共経済の内容をひとまず理解したいという関心が強ければ、ぜひ受講してほしい。</p>

ICE				
評価の観点	つかむ(要素) 内容 / 身につける力 / 点数	つなぐ(接続) 内容 / 身につける力 / 点数	つかう(展開) 内容 / 身につける力 / 点数	合計
特に講義の内容にフォーカスする場合	公共財の最適供給条件について説明できる。 各専門分野の知識 40点	公共財の望ましい費用負担の方法を説明できる。 問題を発見する力 30点	公共経済のあるべき姿について意見を述べるができる。 問題を解決する力 30点	100点
合計	40点	30点	30点	100点

授業計画		
実施回	内容	備考
1	イントロダクションー公共経済とはなにか	<p>予習：新聞を読む、参考書を図書館で読む等して、公共経済についてのトピックスを概観するとともに、気になる項目を3つ程度書きとめる。(120分)</p> <p>復習：配布プリントを基に、公共経済についての概念を抜き書きする。新聞の記事を読んで関連するトピックスがないか調べ、あれば抜き書きする。(120分)</p>

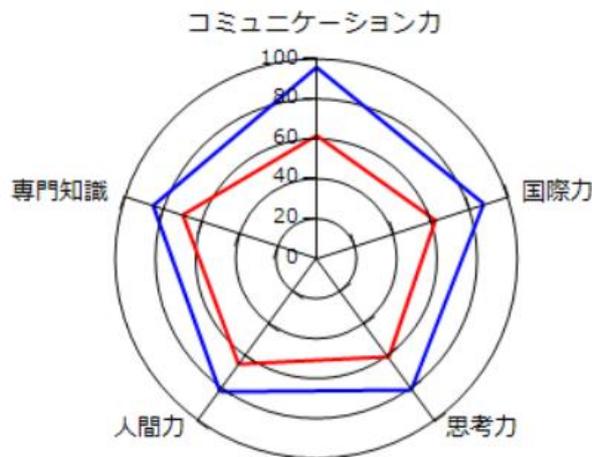
表 3-3-2 ディプロマ・サプリメントを通じた DP の達成度の可視化

5	秋期	グローバル市民教育論B	講義内容	特に講義の内容にフォーカスする場合	19 (30点中)	19 (30点中)	13 (20点中)	51
6			態度	特に態度にフォーカスする場合	4 (7点中)	4 (7点中)	4 (6点中)	12
7					23	23	17	63
8	春期	地域貢献演習C	総合	総合的評価（一段で評価する際に使用）	50 (50点中)	28 (30点中)	20 (20点中)	98
9					50	28	20	98
10	秋期	地域貢献演習C'	総合	総合的評価（一段で評価する際に使用）	50 (50点中)	28 (30点中)	20 (20点中)	98
11								
12	秋期	【メディア】社会の中のAI	総合	総合的評価（一段で評価する際に使用）	31 (40点中)	35 (40点中)	20 (20点中)	86
13					31	35	20	86
14	春期	【メディア】金融	総合	総合的評価（一段で評価する際に使用）	60 (60点中)	30 (30点中)	10 (10点中)	90
15					60	30	10	90
16	秋期	公共経済	講義内容	特に講義の内容にフォーカスする場合	20 (20点中)	30 (40点中)	20 (40点中)	70
17					20	30	20	70
18	春期	情報社会と倫理	総合	総合的評価（一段で評価する際に使用）	53 (60点中)	24 (30点中)	8 (10点中)	85
19					53	24	8	85
20	秋期	【メディア】スポーツマーケティング論	1年演習向け(経)	経済経営学部1年演習向け	46 (60点中)	35 (40点中)	0 (0点中)	81
21					46	35	0	81
22	秋期	市民社会論	総合	総合的評価（一段で評価する際に使用）				
23	春期	【メディア】財政	総合	総合的評価（一段で評価する際に使用）				
24								

内容：公共財の最適供給条件について説明できる。
身につける力：各専門分野の知識

身につける力	点数	比率
		※小数点以下切り捨て
チームで動く力	30 (30点中)	100%
他者を導く力	28 (30点中)	93%
多様な文化や価値観を理解し交流する力	67 (76点中)	88%
社会（地域から世界まで）の発展に寄与する力	82 (100点中)	82%
情報の信頼性を吟味し活用できる力	79 (100点中)	79%
情報を収集できる力	110 (110点中)	100%
各専門分野の知識	612 (715点中)	85%
個別の状況を離れ抽象化する力	59 (60点中)	98%

カテゴリ名	点数	比率
		※小数点以下切り捨て
コミュニケーション力	58 (60点中)	96%
国際力	67 (76点中)	88%
思考力	1005 (1229点中)	81%
人間力	82 (100点中)	82%
専門知識	612 (715点中)	85%



凡例
▭ 平均成果
▭ 学習成果

1つの学期よりも長い期間をかけて達成可能な学修成果については、社会人基礎力テストであるPROGテストを1年次と3年次に実施することで、学生自身が経年変化を認識し、自己分析を可能とし、就職活動にも資するようになっている。資格取得状況（教育職員免許状、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時アンケート、卒業生・就職先アンケートなどを実施することにより、点検・評価している。

卒業生アンケートからは、大学時代にもっと学んでおけばよかった能力に「語学力」が挙げられていること、就職先アンケートからは、卒業生に臨む能力として、「課題発見・解決力」が挙げられていることが明らかになった。それを受けてICEモデルのコンピテンシー群を分析したところ、課題発見・解決力の能力が明記されている科目が少ないことがわかり、FD研修会や教授会を通して、各教員に向けてそうした能力を伸ばす方向に指導の力を置くように指導するとともに、シラバスに明記するように依頼し、同時に教務委員会での確認作業を行うなどして改善を図っている。【資料3-3-2】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

各科目において学期末に授業改善アンケートを実施し、その結果をもとにティーチングポートフォリオを用いて自己点検、評価を行い、次年度のシラバスまたは授業内容の改善にフィードバックしている。

表 3-3-3 ティーチングポートフォリオの例

ティーチングポートフォリオ

教育理念・基本方針（教育に際して基本となる理念、基本精神、基本方針をお書きください）

本学の建学の精神である儒学の「人を思いやる心」を大切にしつつ、専門分野である経済学に関する専門知識を伝えるとともに、それが現実の諸課題にどのように関連しているのか、どのように用いればよいのかの考え方や実践力を身に付けることができるようにする。各科目が現実の問題にどうかかわってくるのか、各回の内容が全体の流れの中でどのような重要性を持っているのか、学生に伝わるように講義をする。

具体的な教育方法（具体的に活用されている/された方法をお書きください）

バックアップ用に作成したスライドを活用して、対面授業で提示しながら解説する。式の展開など板書が有効である場合には板書を中心に講義をする。Moodleに各回の授業資料および解説動画をアップして、予習および復習に役立つようにすると同時に、何らかの事情でその回の対面授業にでられない場合は、バックアップとしてその回の解説動画を見て課題提出をさせることでフォローしている。各回の内容の課題を提出させ、知識の定着を図っている。演習においては、グループディスカッションなどのアクティブラーニングを取り入れ、テーマの中で、建学の精神である儒学に触れる機会を設けている。

【年度】現時点での成果（授業改善アンケート等を活用して成果の状況についてご確認ください。必要であれば学生のコメント等を引用してください。）

おおむね、こちらの狙い通りの評価をいただいているので、改善点を参照しつつ、次年度に活かしていきたい。

【年度】今後の目標（今後の具体的な改善等の目標をお書きください）

大人数の教室における、コントロールについて、引き続きバランスをとっていきたい。受講生の様子を確認しながら、学んだことが身につくようなトークを心がけていきたい。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

これまで取り組んできた内容を充実させることが必要であり、その成果を共有する機会をFD研修の場を通じて図ってきた。学修者である学生にとっては、学修者自身にどのような成果があったのかをPROGテストなどの客観的な検査により可視化できることが重要であり、その結果に基づき学生は自己理解を深めていく。より適切な進路選択につながる新たな学修の動機づけとなったりする場合もある。学修ポートフォリオへの記載も含め、その過程で自らの学修成果を指導教員と共にフィードバックする時間が大切である。成果の可視化とそれをもとにした教員と学生との振り返りを充実させていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 3-3-1】ディプロマ・サプリメント（ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の可視化）

【資料 3-3-2】IR 成果ページ <https://www.shk-ac.jp/edulop/index.php/ir-data>

【資料 3-3-3】ティーチングポートフォリオ

【基準 3 の自己評価】

本学の教育目的に則りディプロマ・ポリシーが策定され、併せてそれをもとに単位認定、進級、卒業認定が各基準に基づき厳正に適用されている。ディプロマ・ポリシーとの整合性がとられたカリキュラム・ポリシーについても両学部とも整備、策定されている。これらの教育目的やアドミッション・ポリシーも含めたいわゆる3ポリシーは学生便覧や大学HP、入学時のオリエンテーションの場を通じて、学生、教職員に周知されている。

新型コロナウイルスの影響を受けたが、遠隔学習であっても、教育課程に基づき体系的な学修活動が展開された。遠隔授業、ハイブリッドな授業を行うなかで、FD研修を活発化させ、学修活動の充実を図ってきた。

学修成果を確認する方法は適宜工夫され、ICEモデルを援用した評価の方法は確立されており、学修成果のフィードバックを適切に実施している。引き続きこれらの成果をより効果的に扱うよう工夫し学生の学びの質を向上させていく。

これらのことから、基準3を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

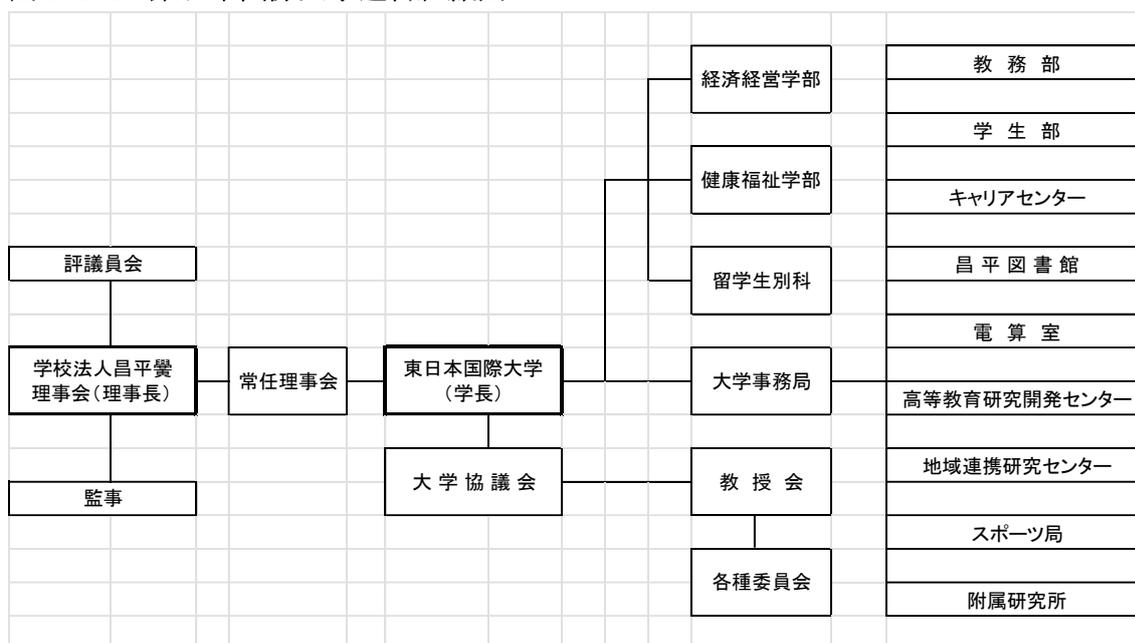
基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確 立・発揮

学校教育法の改正（平成 27(2015)年 4 月 1 日施行）に伴い、本学の意思決定と業務遂行を円滑に実施するため、学長は教育研究部門の意思決定の最高責任者として、校務をつかさどり、所属教員を統督している（学則第 4 条）。学長は、その職務を円滑に遂行するため、「学校法人 昌平賢 副学長選考規程」に基づき、命により職務を補佐する副学長を指名することができる（学則第 4 条の 2）。また学長は、「東日本国際大学協議会規程」に基づき、学長の諮問に応じて組織及び運営について協議する東日本国際大学協議会（以下「大学協議会」という。）を招集し、議長を務める（学則第 11 条）。学部長は学部に関する教務及び学生指導に関する事項をつかさどり、「東日本国際大学教授会規程」に基づき、毎月定例の学部教授会を招集し、その議長となる。教授会は、学長が決定を行ういくつかの事項について、意見を述べることとなっている（次節 4-1-② に記載）（学則第 9 条）。そのほか学長は、副学長、学部長と定期的に学部長等会を開催し、大学協議会における協議事項の整理や教学に関する様々な情報の共有を図っている。これらの補佐体制が有効に機能することにより、学長のリーダーシップが適切に発揮されている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】
【資料 4-1-3】

図 4-1-1 東日本国際大学運営組織図



4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、学長のリーダーシップのもと教学マネジメントを構築するため、大学協議会及び各学部に教授会を設置し、大学全体の方針にしたがって、学部での教育活動が行われる態勢を整えている。【資料 4-1-3】

学長は、校務をつかさどり、所属教員を統督する権限を有し、その責任を負う理事として学校法人の理事会に参加している。

副学長は学長の命を受け校務をつかさどり、学長を補佐するとともに、教学・地域連携担当及び企画・国際・研究所・大学事務担当で業務分掌し、大学及び学部運営の調整を図っている。学部長は学部に関する教務及び学生指導に関する事項をつかさどり、毎月定例の教授会を招集し、その議長となる。

本学においては、学長の諮問に応じて組織及び運営について協議する大学協議会が置かれ毎月開催されている。大学協議会は学長の諮問機関であり、その重要な協議事項としては、学則その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項、学部、学科の組織等・教学マネジメントに関する事項、教員人事の基準及び調整に関する事項、全学に関する各種委員会委員の選出に関する事項、学生の定員に関する事項、学生の厚生・学生の指導及びその身分に関する事項、学部及びその他機関の連絡調整に関する事項、学長の諮問に関する事項となっている。なお、上記の大学協議会の決定事項は、理事会の承認を得るものとされている。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとして、毎月開催されている。【資料 4-1-4】

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
- (2) 学位の授与

(3) 教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

なお、本学において(3)は、平成 30 (2018) 年 7 月 5 日付の学長裁定により、次の 5 項目となっている。【資料 4-1-5】

- (3-1) 学則の変更に関する事項
- (3-2) 教育課程および試験に関する事項
- (3-3) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (3-4) 学生の課外教育活動に関する事項
- (3-5) 学長の諮問に関する事項

本学においては、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整え、大学協議会、教授会を通じて、大学の意思決定を行い、大学の使命及び目的に照らして適切な教学マネジメントを行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行に必要な職員の配置及び役割については「学校法人昌平黌 事務組織規程」に明確に示されており、本規程に基づき、総務部 8 人、財務部 8 人、入試広報企画部 4 人、国際部 5 人、教務部 4 人、学生部 3 人、キャリアセンター 4 人、図書館 4 人、広報部、保健管理センター、寮に各 1 人、合計 43 人（令和 5 年度）を配置している。

【資料 4-1-6】

また、教学マネジメントを実施する機関として、学則に基づき年度当初に原則として教員と職員を委員とする委員会を構成し、教職協働で委員会の所掌業務について遂行している。委員会の業務について大学協議会で適宜審議または報告することで、校務をつかさどる学長の教学マネジメントの機能を高める枠組みとしている。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】

表 4-1-1 令和6年度 東日本国際大学委員会

	委員会名	委員長	副委員長	委員
1	自己点検・評価委員会	学長	副学長 2 人	教員 6 人、職員 5 人
2	教務委員会	教員	教員 2 人	教員 6 人、職員 4 人
3	FD 委員会	教員	職員	教員 3 人、職員 1 人
4	学生委員会	教員	教員 2 人	教員 8 人、職員 2 人
5	衛生委員会	職員	教員	教員 2 人、職員 2 人
6	入試委員会	学長	副学長	教員 6 人、職員 3 人
7	国際委員会	職員	教員 2 人	教員 5 人、職員 4 人
8	図書委員会	教員	職員	教員 4 人、職員 1 人
9	ICT 委員会	教員	教員	教員 6 人、職員 1 人
10	資格取得支援委員会	職員	教員	教員 2 人、職員 2 人
11	キャリア形成委員会	教員	教員、職員	教員 5 人、職員 1 人
12	高大連携委員会	教員	教員、職員	教員 4 人、職員 2 人
13	実習委員会(教職)	教員	教員	教員 2 人、職員 1 人

	実習委員会(福祉)	教員	教員	教員 5 人、職員 1 人
14	教員資格審査委員会	学長	副学長 2 人	教員 5 人
15	研究推進委員会	教員	教員 2 人	教員 2 人
16	障害学生支援委員会	教員	教員	教員 2 人、職員 4 人
17	研究倫理委員会	教員	教員 2 人	教員 3 人、職員 3 人

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き多様化する学生実態を踏まえ 4 年間にわたる教育の質を高めることに努める必要がある。また、コロナ禍の経験と反省を踏まえ、教学面から学修環境をいかに整えていくかなど大学を取り巻く情勢の変化に的確に対応するためにはますます組織的に連携のとれた体制づくりが求められる。そのためにも第一に学長のリーダーシップが適切に図られる必要がある。現在、大学の意思決定及び学長の適切なリーダーシップを発揮するための教学マネジメント体制を構築しているが、さらに改善を進め、大学協議会、教授会、各種委員会の連携を進め機能強化を図ることが重要である。さらに学長がリーダーシップ機能を適切に果たせるための体制整備として日頃から教職協働の実践の蓄積が必要である。このことに関係して、職員配置と役割を明確にした教学マネジメントの推進、FD・SD 研修会を充実させていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 4-1-1】学則第 4 条、学則第 4 条の 2

【資料 4-1-2】学校法人 昌平黌 副学長選考規程、令和 6 年度人事発令（写し）

【資料 4-1-3】学則第 11 条、東日本国際大学協議会規程

【資料 4-1-4】学則第 9 条、東日本国際大学教授会規程

【資料 4-1-5】平成 30（2018）年 9 月 5 日 学長裁定「教授会の意見を聴くことが必要であるとして学長が定める事項」

【資料 4-1-6】学校法人昌平黌 事務組織規程

【資料 4-1-7】学則第 11 条の 2

【資料 4-1-8】東日本国際大学委員会名簿

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の令和5(2023)年度の学部・学科構成は、経済経営学部の1学科(経済経営学科)及び健康福祉学部の1学科(社会福祉学科)である。令和5(2023)年5月1日現在における本学の教員編成は、教授25人、准教授16人、講師4人、助教1人の計46人である。

本学の専任教員数及び教授数は、大学設置基準に定める各学科及び大学全体に必要な専任教員数を充足している。また、各学部・学科のすべてにわたって大学設置基準で定める教授数以上の教授が確保されている。なお、附属組織としての留学生別科、エジプト考古学研究所及び東洋思想研究所に所属する専任教員に、その専門性に応じ、学部教育の一部を兼担する教員がいる。

教員の専門性について、経済経営学部においては、教育目標である「経済や社会、企業の仕組みを理解し、ICTの知識・技術を駆使して問題を発見・解決できる人材を育成する」を達成するため、各分野に適切に教員が配置されている。また、教育研究に従事してきた教員及び企業での実務経験をもつ教員をバランスよく配置している。

健康福祉学部においては、教育目標である「社会福祉専門職の養成ならびに社会福祉全般に寄与する人材の育成」を達成するため、各分野に適切に教員が配置されている。教育研究に従事してきた教員、及び福祉現場で豊富な知見を積んできた教員(あるいは現在も福祉現場と関わりをもっている教員)が適切に配置され、理論に基づいた実践的な教育を行っている。

教員の採用・昇任の選考方針は、大学設置基準に準拠して定められた「東日本国際大学教員選考規程」により明確に定められている。また、経験(教歴年数)及び業績(論文数)等の定量的基準が、「東日本国際大学教員資格審査委員会規程」第6条により明確に定められている。

教員の採用・昇任に係る資格審査は、教員資格審査委員会において、上記の「東日本国際大学教員選考規程」及び「東日本国際大学教員資格審査委員会規程」に定められている基準に基づき、以下の手順により行われ、適切に運用されている。【資料4-2-1】【資料4-2-2】

採用については、学長により資格審査委員が委嘱される。資格審査委員には、学長、副学長、学部長、学科長、専任教授のほか、必要に応じて当該候補者の専門領域に造詣の深い教員を案件ごとに加えることができる。学長により資格審査委員会が招集され、採用について審議し、結果を大学協議会へ報告、大学協議会の審議に基づき、学長が理事長に申請し、理事長が決定し、教授会へ報告する。昇任については、年度ごとの履歴書、教育研究業績書に基づき、学部長が昇任候補者を選出する(以降は上記の採用の手順と同様)。

なお、教員採用の応募形態については、これまで地方の小規模な大学である本学に求められる社会的、教育的なニーズを勘案した例もあるが、原則として公募を行うこととしている。採用の際には上記の「東日本国際大学教員選考規程」及び「東日本国際大学教員資格審査委員会規程」に基づく審査を経なければならない。

本学の教員業務評価は「東日本国際大学・いわき短期大学 教員業務評価規程」に基づいて行っている。本学では専任教員が「教育活動」「研究活動」「校務・社会活動」の3つの業務分野について自己評価を行い、学長へ報告している。この評価結果は、業績賞与の額に反映される。

4-2-② FD (Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教員の教育研究、指導能力の向上を図るため、教育内容・方法について組織的な研修として、FD・SD研修会を行っている。

研修内容は学長と副学長及びFD委員会が企画し、FD委員会が運営にあたっている。令和2(2020)年度からコロナウイルス感染拡大に伴い、Moodleをプラットフォームとする遠隔授業の質的向上やオンライン化に伴う学生指導の課題解決等を目的に、感染症を考慮しながら全専任教員に研修を実施してきた。加えて、内部質保証及び適切な研究活動の活発化のため、外部講師を招聘し、情報の共有と意識喚起を目的とした講演などを実施した。これらは、教職協働を進める観点から、教員及び教学に関わる職員が参加する研修会としている。

原則として全員参加を義務づけ、当日参加できない教員のために録画でオンライン視聴を可能とし、毎回ほぼ全員が出席している。

その効果として、科学研究費をはじめとする大学運営に関わる教育及び研究補助金の獲得につながっている。

また本学では、毎年2回、FD・SD合同研修会として、学校法人の教員と事務職員との合同での研修会を実施している。研修会では大学等教育機関のみならず教育全般を取り巻く社会環境の変化に関する講演や本学の取組みなどについて全教職員の共通認識と理解を図ることを目的としている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

経済経営学部、健康福祉学部では教育目的及び教育課程に即して教員の採用、昇任を行ってきたが、今後教員の定年退職等に伴う新規採用の必要性が見込まれているため、女性や実務家教員の増加など計画的かつ適切に補充等を進めていく必要がある。

FDについても、教育改革事業の継続的实施に関係して、学修成果を高めその結果として質保証を確保するための研修の場を設けてきた。今後もその成果を活かした実践を継続していく。そのために重要な役割を果たすのがFD・SD研修会であり、計画的に開催し共通理解を図ってきたが、引き続き本学の教育の質を高めるために研修を継続し、同時に研修の質を高めていく。

教員評価については、現状の方法を検証しつつ、より客観的でより公正な評価となる方法を目指し改善を進める。

エビデンス集（資料編）

【資料4-2-1】東日本国際大学教員選考規程

【資料4-2-2】東日本国際大学教員資格審査委員会規程

【資料4-2-3】東日本国際大学・いわき短期大学 教員業務評価規程

【資料4-2-4】東日本国際大学 FD委員会規程

【資料4-2-5】FD・SD研修 令和3(2021)年12月～令和6(2024)年4月

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

教職員の研修については、「学校法人昌平覺就業規則」第3章服務規律の第22条研修において、以下のとおり定められており、この規程に基づき、本学の教職員の研修を実施している。

第22条 教職員は、その職責遂行のため、絶えず自発的研修に励み、資質向上に努めなければならない。

2 本学園は、教職員の研修を効果的に行うため、その条件整備に努める。

3 教職員には、教養と資質の向上のため、研修の機会が与えられる。

4 教職員は、校務に支障のない限り、理事長又は所属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

また、教職員の資質向上を目的として、「東日本国際大学・いわき短期大学 SD 委員会規程」を定めている。本委員会の業務として、教職員が事務業務を遂行するに当たり、そのための知識、技術等の向上に資する施策の企画立案、推進に関する事項を審議し実施することとしている。【資料 4-3-1】

本学の研修については、実態としてこれまで教員及び職員が一体となって実施することが多かった。これについては、大学の教学的な分野も管理運営の分野も、教員と職員が一体的に対応する教職協働の観点が必要であるとの認識の下で一体的に実施してきたものである。最近実施した具体的な研修事例は、エビデンス・資料編のとおりである。【資料 4-3-2】

以上のことから、SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組みを行っているとして自己判定する。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学設置基準の改訂、少子化に伴う志願者減少傾向など、高等教育機関を取り巻く環境には厳しいものがある。これらの最新の動向を捉え、教学面や大学運営面でのきめ細かで迅速な対応が求められている。一方、デジタル(DX)やグリーン(GX)の知識及び技術を保有する人材育成といった社会から差し迫った要請もあり、東日本国際大学は、令和5年度大学・高専機能強化支援事業(学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援)に選定されている。これらの動向に適切に対応していくためには、今後とも SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組みを不断に実施していくことが必要である。

エビデンス集（資料編）

【資料 4-3-1】 東日本国際大学・いわき短期大学 SD 委員会規程

【資料 4-3-2】 FD・SD 研修 令和 3（2021）年 12 月～令和 6（2024）年 4 月

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備として、専任教員に個室の研究室を整備し、研究室には机、書棚、学内 LAN に接続してインターネット等が活用できるパソコンとプリンタを設置している。研究室の割り当てについては、各教員のニーズを踏まえ法人事務局総務部が担当している。

また、「東日本国際大学研究紀要規程」を制定し、教員の研究成果の発表の場をつくとともに、教員に対する研究支援については、「東日本国際大学教員研究費規程」、「東日本国際大学共同研究費取扱規程」及び「東日本国際大学教員研究旅費規程」に基づき、教員それぞれの研究に必要な経費、学会出張等に必要となる旅費を支援している。【資料 4-4-1】

【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

学術研究の信頼性及び公平性を確保するため、教員の研究活動に関連する不正等を防止することは重要である。このことを担保するため、東日本国際大学では、「東日本国際大学研究倫理規程」、「東日本国際大学公的研究費の使用・管理に関する規程」、「東日本国際大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」、「東日本国際大学研究活動における不正行為への対応に関する運用細則」及び「東日本国際大学・いわき短期大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」を制定している。【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】

また、これらの規程内容を実質化するため、教職員を対象とした公的研究費の管理・監査や科学研究費申請に関する研修を実施するとともに、必要に応じて研究倫理委員会において具体的な研究内容について審議している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

前述したとおり教員に対する研究支援については、「東日本国際大学教員研究費規程」、「東日本国際大学共同研究費取扱規程」及び「東日本国際大学教員研究旅費規程」に基づき、教員それぞれの研究に必要な経費、学会出張等に必要となる旅費を支援している。また、科学研究費補助金等の公的研究費の申請・獲得を奨励している。公的研究費を申請し

た者には 5 万円の増額、さらに採択されて公的研究費を受給する者には 10 万円の増額を行っている。【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】【資料 4-4-13】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備と適切な運営・管理については、現在においても学内資金、外部資金を活用し適切に実施しているところであるが、今後は、地域連携活動の中で外部資金の更なる獲得に努める。

研究倫理の確立と運用については、研究倫理に関する規程を整備し厳正に運用しており、今後もその運用の維持・発展を図り、法令改正等がなされた場合はその改正内容に則った改善を順次実施していく。

研究活動への資源配分については、中堅・若手教員に対する研究支援策を充実するため、学内の研究助成と併せて外部資金や科研費等の競争的資金の獲得を推進していく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 4-4-1】 東日本国際大学研究紀要規程
- 【資料 4-4-2】 東日本国際大学教員研究費規程
- 【資料 4-4-3】 東日本国際大学教員共同研究費取扱規程
- 【資料 4-4-4】 東日本国際大学教員研究旅費規程
- 【資料 4-4-5】 東日本国際大学研究倫理規程
- 【資料 4-4-6】 東日本国際大学公的研究費の使用・管理に関する規程
- 【資料 4-4-7】 東日本国際大学研究活動における不正行為への対応に関する規程
- 【資料 4-4-8】 東日本国際大学研究活動における不正行為への対応に関する運用細則
- 【資料 4-4-9】 東日本国際大学・いわき短期大学科学研究費補助金経理事務取扱要領
- 【資料 4-4-10】 東日本国際大学教員研究費規程
- 【資料 4-4-11】 東日本国際大学教員共同研究費取扱規程
- 【資料 4-4-12】 東日本国際大学教員研究旅費規程
- 【資料 4-4-13】 令和 5 年度外部資金獲得実績

【基準 4 の自己評価】

学長を補佐するために副学長を置き、大学協議会及び教授会、自己点検・評価委員会、教務委員会、FD 委員会等の委員会を配置し、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備しており、学長による大学運営の有効性及び効率性は確立されている。

また、教学運営を支える職員も適切に配置され、FD・SD 等による研修・職能開発も必要となる多様な分野のテーマで実施している。さらに、教育目的・教育課程に即した教員の採用・配置についても、規程等に基づき教員資格審査委員会等が適切に審査して実施するとともに、実務家教員の採用についても務めているところである。

教員の研究活動については、科研費獲得のための様々な研修会の実施、科研費申請に対する学内研究費配分の加算等を行っている。併せて、研究費の適正な執行や倫理教育の実施、各種規程を整備するなどにより、研究機関としての信頼性や公平性を確保している。

以上のことから、基準 4 を満たしていると評価する。ただし、時代のニーズの変化に対

応するため、適切な組織構造の見直しや必要となる教職協働体制の強化など、多様な FD・SD 活動を実施することにより、教育・研究の質向上に向けた改革や取組みを一層推進していく。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

東日本国際大学の設置者である学校法人昌平賢（以下「法人」という。）は、私立学校法や関連する法律に基づいて、教育機関としての経営基盤を確立し、組織の管理と運営を適切に行っている。法人の理事長は建学の精神に基づいた教育理念の具現化と経営責任を果たすべく常時勤務し責任を全うしている。理事長は法人運営の要である理事会・評議員会の議長となるとともに、寄附行為に基づき職務の範囲と責任体制を明確に規定し法人としての経営の規律と誠実性を保っている。寄附行為第 22 条に規定する重要事項については、事前に評議員会において意見を求めている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に基づいて大学を設置し最高意思決定機関として理事会を設け、諮問機関として評議員会を置いている。理事会の下には、法人の管理運営に必要な事務組織として法人事務局が存在し、法人の目的達成に向けた管理運営体制を整えている。

法人部門は教学部門と連携し、年度ごとの計画に基づいた業務を着実に実行し、目標達成に向けて継続的な努力を行っている。教学部門では、大学協議会や教授会が原則月 1 回開催され、協議の場が設けられている。常に両部門の教職員は連携しており、各種行事等は両者の職員が協力して行っている。小規模な大学であることから教職員一人一人が様々なことに関わっており法人部門と教学部門との間でも広く情報共有が行われ、教育機関としての使命と目的を実現するために継続的な努力が日々行われている。法人全体が集まる機会としては、各学校種の専任教職員並びに非常勤教員も含めた交誼会研修会を年 2 回開催し、学校法人の現状や目標を伝えている。【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

大学は、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による影響を大きく受けたが、今では、正常な教育環境を維持している。現在、CO₂排出削減と節電対策については、省エネルギー対策を実施し、特に空調機（冷房・暖房）の運転に関して、文部科学省通達や学校環境衛生基準に従い、適切な温度管理を行っている（夏季 28℃・冬季 20℃を目途）。毎年 5 月から 10 月の期間に「クールビズ運動」や通年でのノーネクタイ勤務も可能とする取組みを実施するなどして地球温暖化防止と省エネルギー対策に取り組んでいる。LED など省エネ照明器具を設置し、昼休みなどの時間帯には照明をこまめに消灯するなど節電を促進している。

労働条件と服務規律については、労働基準法に基づき、「学校法人昌平鬘就業規則」を制定し、共有フォルダー（教職員専用）で自由に閲覧できるようにしている。また、各種ハラスメントの防止に関して、「学校法人昌平鬘セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を策定し、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を設置している。さらに、広範なハラスメントの防止と人権擁護のために、「学校法人昌平鬘ハラスメントの防止等に関する規程」も制定している。法人内に「ハラスメント防止委員会」を設け、意識の啓発を行っている。個人情報の取り扱いに関しては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報保護の基本方針を策定し、「学校法人昌平鬘個人情報保護規程」を整備している。また、「公益通報に関する規程」を設けて、個人の権利と人権を保護・尊重する適切な対応体制を構築している。【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の発展・向上のためには、自らの状況を発信し、経営の規律と誠実性について、ステークホルダーだけでなく、地域社会や地域住民・市民からの理解を一層得る必要がある。これまで法令や関係規則に従い活動を行ってきたが、今後は更に、ガバナンス・コードも遵守し、ゆるぎないガバナンス体制を構築していく。また、東日本大震災の際の危機対応を再検証し、環境保全、人権、安全に対する配慮を怠らず、情報開示の拡充などに留意していくことにより、社会の要請に応え、信頼される教育機関を目指す。これらの種々の取り組みにより、社会的な信頼を高め持続的な発展と向上を図る。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-1-1】 学校法人昌平鬘寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人昌平鬘東日本国際大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-3】 東日本国際大学協議会規程
- 【資料 5-1-4】 東日本国際大学教授会規程
- 【資料 5-1-5】 令和 6 年度「FD/SD 研修会」開催について
- 【資料 5-1-6】 学校法人昌平鬘東日本国際大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-7】 学校法人昌平鬘就業規則
- 【資料 5-1-8】 学校法人昌平鬘ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-9】 学校法人昌平鬘個人情報保護規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人昌平鬘公益通報に関する規程

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人昌平鬘は、私立学校法に基づく法人であり、その運営は明確に規定されている。

具体的には、「寄附行為」や「学校法人昌平覺理事会会議規則」、そして「学校法人昌平覺理事会業務委任規則」に基づいて、理事会、評議員会、理事、評議員、監事の役割が明確に定められ、それに基づいて運営が行われている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】

理事会は、本学の最高意思決定機関であり、「寄附行為」、「学校法人昌平覺理事会会議規則」に基づき執行している。理事会には、定例理事会と常任理事会があり、常任理事会は「学校法人昌平覺常任理事会設置規則」に基づき、日常業務を主体として常任理事（理事長、総長、常務理事、常任理事（外部理事））によって運営されており、この常任理事会は原則的に月に 1 回開催され、本学の全体像及び戦略性を備えた意思決定を行う機関として、迅速な対応を可能としている。【資料 5-2-4】

また、理事会は、理事長が招集し議長を務めるが、1 週間前までに議案を通知し、欠席理事には、議案に対する委任状並びに賛否の意志表示を求めている。理事会は、学校教育法や私立学校法をはじめとする法令の規定を十分に認識し、法人並びに関係機関の健全な運営に必要な重要事項や入学定員の確保、教育研究活動・地域貢献活動等の必要な取組みについて予算化を図るなど、本学の円滑な運営に関する役割と責務を果たしている。理事には意見の多様性を尊重するとともに経営機能を強化するために非常勤理事 6 人（うち外部理事 4 人）を選任している。さらに、法人は学校法人昌平覺外部評価委員会を設け、公正で客観的な第三者の観点から教育・研究水準の向上と社会的使命・地域貢献活動に対する評価を受けている。【資料 5-2-5】【資料 5-2-6】

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

少子化等の状況の中にあって、これからの私立大学を取り巻く環境は厳しく将来は不確かな状況にあることから、長期的な視野に立ち地域の特性を考慮した大学経営を行う必要がある。福島県浜通りのいわき地区にある本学にとって、地域に根ざし地域から求められる人材の育成を図り地域に頼り頼られる存在となることが重要である。地元企業や団体との連携や浜通り地区の市町村との連携を図り、地元に着し地元が求める人材の育成を一層強力に進めていく。このために地元企業・団体の代表者等をメンバーとした外部評価委員会からの指摘や提案等に対してその解決を図っていく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-2-1】 学校法人昌平覺寄附行為
- 【資料 5-2-2】 学校法人昌平覺理事会会議規則
- 【資料 5-2-3】 学校法人昌平覺理事会業務委任規則
- 【資料 5-2-4】 学校法人昌平覺常任理事会設置規程
- 【資料 5-2-5】 理事・監事・評議委員会名簿
- 【資料 5-2-6】 学校法人昌平覺外部評価委員会規程

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の運営は、寄附行為等に基づき、理事会、評議員会、理事、評議員、監事の役割が明確に定められ、関係規定やガバナンス・コードに沿って適切になされている。理事会には、定例理事会と常任理事会があり、常任理事会は日常業務を主体として常任の理事によって運営されており、原則的として月に1回開催され、迅速な戦略的な意志決定が行われている。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】【資料 5-3-9】【資料 5-3-10】【資料 5-3-11】

教学部門の運営は、東日本国際大学学則に基づき適切に行われている。学長は教学に係わる重要事項については副学長や学部長・学科長、大学事務局長、関係の部長等で構成する大学協議会に諮問して、その意見を踏まえて対応している。また、学部長は教授会を招集し議長となり、迅速に対応する事案が生じた場合には教授会のもとに委員会を設置して事案に対処するなど学部長のリーダーシップが有効に機能している。

学長及び副学長は、教学面のみならず、法人運営に関する重要事項の審議決定にも係わっており、経営とのバランスを保ちながら教学の円滑な運営に携わっている。【資料 5-3-12】【資料 5-3-13】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

寄附行為に基づき、法人の意思決定機関である理事会とその諮問機関である評議員会は、毎年度の予算計画と事業計画について、評議員会で諮問を受けた後、理事会での決議を経て決定している。決算と事業実績については、理事会の承認を得た後、直ちに評議員会に報告し、意見を求めるなど双方の機能を適切に果たしている。

監事には、国政と会計業務に深い理解と経験を持つ者、私学振興に高い見識と経験を持つ者が選任され、その業務は、「寄附行為」及び「学校法人昌平賢監事監査規程」により執り行われている。監事は、監査計画を策定し、定期的に関係部署において業務監査及び会計監査を実施し、法人の業務や財産状況について定期的に把握している。また、毎回の理事会、評議員会に出席し、意見を述べている。さらに、年2回、理事長、監事、公認会計士の3者で業務執行や会計に関する意見交換を行い、相互にチェック、確認を行っている。【資料 5-3-14】【資料 5-3-15】【資料 5-3-16】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

少子化等の状況の中にあって私立大学を取り巻く環境は厳しいが、東日本国際大学は法人組織の中で中核である。このため法人職員と大学の教職員は、相互に連携協力して教育研究機能の強化、社会へ貢献するとともに、経営基盤の安定化を図るための取り組みを行っていく。本学は、令和3（2021）年より地域のデジタル系人材の養成を構想し、文部科学省の令和5年度大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）に選定された。今後、デジタル創造学科（仮称）を設置することとしており、

法人職員と大学教職員が連携協力して取組みを進めていく。【資料 5-3-17】【資料 5-3-18】

エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-3-1】 学校法人昌平鬘寄附行為
- 【資料 5-3-2】 学校法人昌平鬘東日本国際大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-3-3】 学校法人昌平鬘令和 5 年度第 1 回理事会議事録
- 【資料 5-3-4】 学校法人昌平鬘令和 5 年度第 2 回理事会議事録
- 【資料 5-3-5】 学校法人昌平鬘令和 5 年度第 3 回理事会議事録
- 【資料 5-3-6】 学校法人昌平鬘令和 5 年度第 4 回理事会議事録
- 【資料 5-3-7】 学校法人昌平鬘常任理事会設置規程
- 【資料 5-3-8】 理事・監事・評議委員会名簿
- 【資料 5-3-9】 学校法人昌平鬘理事会議事録（役員選任関係）
- 【資料 5-3-10】 令和 5 年度第 1 回学校法人昌平鬘評議員会議事録
- 【資料 5-3-11】 令和 5 年度第 2 回学校法人昌平鬘評議員会議事録
- 【資料 5-3-12】 東日本国際大学学則
- 【資料 5-3-13】 法人・大学協議会会議
- 【資料 5-3-14】 学校法人昌平鬘監事監査規程
- 【資料 5-3-15】 監査報告（監事）
- 【資料 5-3-16】 学校法人昌平鬘内部監査規程
- 【資料 5-3-17】 「昌平鬘活性化プラン」の募集について
- 【資料 5-3-18】 文部科学省「大学・高専機能強化支援事業」選定に関する記事

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は 5 ヶ年間の中期計画を策定しており、現計画は令和 4（2022）年 5 月に「学校法人昌平鬘中期計画（令和 4 年度～令和 8 年度）」として理事会において審議・決定した。【資料 5-4-1】

本計画では、創立 120 周年を迎える令和 5（2023）年を「第 3 の建学」として人間教育の新しい展開に挑戦するとし、この 5 年間を経営改善・強化及び「第 3 の建学」を起点とするビジョン実現の基盤を固める期間と位置づけている。

その裏付けとなる財務計画は令和 2、3 年度の実績額を踏まえて「学校法人昌平鬘 中期財務計画（令和 2 年～令和 8 年度）」（令和 4 年 5 月）を策定し、上述の中期計画と合わせて理事会で承認している。【資料 5-4-2】

これらの中期計画及び中期財務計画を踏まえつつ、毎年 2 月に当年度の実績見込みや

翌年度の実施計画等を基に翌年度事業計画及び予算を編成し財務運営を行っている。【資料 F-6】【資料 5-4-4】

予算変更は入学生数の確定等を踏まえて毎年5月に、12月までの実績及び年度末までの見込みを踏まえて2月に、いずれも寄附行為の定めに基づき、評議員会の意見を聴いたうえで理事会において決定・執行している。

財務指標について、中期計画においては事業活動収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率を示す（法人全体 p. 12、p. 29 及び大学 p. 15）とともに、毎年度の決算に基づく財務指標の実績値は各年度の決算書に示している。【資料 5-4-5】

以上のとおり、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を行っていると考えている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の財務比率は、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率のとおりである。【資料 5-4-3】（エビデンス資料 表 5-2 から表 5-4 と同じ。）

このうち直近令和5年度決算に基づく主要な財務比率を日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」（令和4年度：医歯系法人を除く）で公表されている事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の全国平均と比較すると次のとおりである。（以下、[本学：全国平均、▼（低い値がいい）、△（高い値がいい）]を示す。）

人件費比率は[43.1：50.9 ▼]、教育研究経費比率は[40.0：36.1 △]、管理経費比率[13.4：8.5 ▼]、寄付金比率[6.8：1.9 △]、補助金比率[26.3：14.4 △]、基本金組入率[10.3：8.9 △]であり、令和元年以降過去5年間同様の傾向にある。

また、令和5（2023）年度の教育活動資金収支差額は391,002千円、経常収支差額は80,675千円、経常収支差額比率は法人全体で2.8%、大学部門で7.6%であり、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」に照らすと、「正常状態（A3）」に区分される。この区分も過去5年間は「正常状態（A3）」で推移している。

経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額を見ると毎年度プラスで推移し、収支のバランスも取れており、財務状況は概ね安定していると判断される。【資料 5-4-5】

この間、入学者の確保による学生生徒等納付金収入の増及び学生寮を運営していた会社から事業の譲渡を受けたことによる付随事業収入の増加等により事業活動収入が増え、より安定した財務基盤ができたといえる。

本学の使命・目的及び教育目的達成のために外部資金の導入にも取り組んでおり、令和5（2023）年度においては、文部科学省の令和5年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」に採択されたほか、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の令和5年度大学・高専機能強化支援事業に選定された。補助金額は93,762千円、補助金比率20.2であり、全国平均10.5を大きく上回っている。また、日本私立学校振興・共済事業団の特別補助金の獲得にも努めるとともに、科学研究費補助金についても教員に働きかけて積極的に獲得に取り組んでいる。【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】

さらに、寄付金についても令和5（2023）年度は総額197,459千円、寄付金比率10.7（全国平均1.7）で全国平均に比して高い実績を上げている。【資料 5-4-3】

資産運用については学校法人昌平鬘資産運用規程に則り、安全確実な預金により運用

している。【資料 5-4-8】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

基盤的財源である学生生徒等納付金については、新入生の定員確保の方策として附属高校（全日制及び通信制）との連携、地域社会との連携、高大連携等の強化を図りながら、教育及び部活等の環境の向上に努めるとともに、中途退学防止の方策として学生の課外活動活性化、奨学金制度の案内、学生相談室等との連携強化、入学前教育、ゼミなどを通して、学生の多様な中退要因に対応していく。

令和 5（2023）年度は、国のデジタルやグリーンなど成長分野の人材育成強化事業「令和 5 年度大学・高専成長分野転換支援基金助成金」の選定や「令和 5 年度世界展開力強化事業」に採択されたところであり、引き続き、補助金や助成金、寄付金等の獲得に努めていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 5-4-1】学校法人昌平鬘中期計画 令和 4 年度～令和 8 年度（5 ケ年）

【資料 5-4-2】学校法人昌平鬘中期財務計画 令和 4 年度～令和 8 年度

【資料 5-4-3】財務比率資料

【資料 5-4-4】予算書 令和元年度～5 年度

【資料 5-4-5】決算書 令和元年度～5 年度

【資料 5-4-6】国庫補助金等の交付状況資料

【資料 5-4-7】科学研究費補助金の採択件数と交付状況

【資料 5-4-8】学校法人昌平鬘資産運用規程

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」、「学校法人昌平鬘経理規程」、「学校法人昌平鬘経理規程細則」、「学校法人昌平鬘固定資産及び物品管理規程」等の諸規程に基づいて、会計処理は適正に行っている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】

日々の会計処理で疑義等が生じた場合は、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、税理士に適正な処理を照会・確認するなどして、随時適切な処理をしている。

また、予算と著しく乖離が想定される場合は、その要因を確認したうえで補正予算を編成しており、毎年度新入生等が確定する 5 月、及び 4 月から 12 月までの実績と年度末までの見通しを踏まえて 2 月に、補正予算を編成し評議員会の意見を聞いたうえで理事会において審議・決定している。【資料 5-5-4】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、私立学校法、私立学校振興助成法、学校法人昌平鬘寄附行為、学校法人昌平鬘監事監査規程に則り、監事による監査、公認会計士による監査を適正、かつ、厳正に行っている。【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

監事については、学校法人昌平鬘寄附行為第9条1項の規定により現員2人（外部非常勤）が選任されている。その業務は、「学校法人昌平鬘寄附行為」及び「学校法人昌平鬘監事監査規程」により定められている【資料 5-5-7】【資料 5-5-8】。さらに、理事会、評議員会に出席し、経営状況や業務課題について把握するとともに、法人の業務執行内容等について適宜意見を述べている。

また、公認会計士と毎年度11月、2月、次年度の5月に財務関係の計算書類等の会計書類の確認を行いながら、意見交換を行っている。

監査の基本方針による業務監査及び会計監査の監査項目を定めた監事監査計画書に基づいて、月1回来学し、計画的に関係部署の業務監査及び会計監査を実施し、執行体制・業務内容等について検証を行っている【資料 5-5-9】【資料 5-5-10】。次年度の5月には、前年度の業務監査及び会計監査の結果を取りまとめて、理事長に報告するとともに、決算の監査結果について理事会、評議員会に報告している。

また、法人組織として内部監査室を設置し、非常勤職員1人（週3日）を配置し、組織、制度及び業務が経営方針及び諸規定に準拠し、効率的に運用されているかを検証し、評価及び助言することにより、不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上に努めている。

監事監査においても予算との著しいかい離がないかどうか、決算や後年度への影響の有無等に十分留意している。

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

引き続き関連する法令や諸規程を遵守し、職員の質の向上を図りながら適正な会計処理とともに会計事務効率化に取り組んでいく。

また、法人の内部監査室、監事、公認会計士間の連携を図り、監査業務の改善に資することとする。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-5-1】 学校法人昌平鬘経理規程
- 【資料 5-5-2】 学校法人昌平鬘経理規程施行細則
- 【資料 5-5-3】 学校法人昌平鬘固定資産及び物品管理規程
- 【資料 5-5-4】 令和5年度予算書
- 【資料 5-5-5】 監事の監査報告書
- 【資料 5-5-6】 公認会計士の監査報告書
- 【資料 5-5-7】 学校法人昌平鬘寄附行為
- 【資料 5-5-8】 学校法人昌平鬘監事監査規程
- 【資料 5-5-9】 監事の監査計画書

【資料 5-5-10】 監事の業務監査報告書

【基準 5 の自己評価】

大学の設置者である学校法人昌平黌は、規律と誠実性を維持し、法令を遵守しつつ、環境保全や人権、安全に配慮し、教育情報や財務情報を公開している。理事会は効果的な意思決定体制を整備し、理事長・学長のリーダーシップのもとで大学の発展に尽力している。教学組織は法人組織と常に連携し、ガバナンスを強化しつつ、教職員の適正配置や資質向上を図っている。財務基盤は中期計画に基づき安定させ、外部資金の獲得にも積極的に取り組んでいる。また、財務・会計処理は適切に行われており、監事による監査も適正に実施されている。

このことから、基準 5 を満たしていると評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学における内部質保証の組織整備と責任体制は、大学協議会を現場レベルにおける教
学面を中心とした全学責任組織としたうえで、全学的にアセスメント・ポリシー（アセ
スメントマップ的要素を含む）を策定し、それに基づいて各階層で実施、それらを連携させ
た PDCA を回すことにより実現している。

アセスメント・ポリシー

東日本国際大学では、本学の教育課程が、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポ
リシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーに基づき、適切に運用されること
で、入学し卒業していく学生の将来の可能性を拓げるものになっているか、また地域の
将来に貢献するものとなっているかを不断に検証し、その改善の PDCA サイクルを進
めるために、機関レベル（東日本国際大学全体）・教育課程レベル（各学部・学科）・科
目レベル（個々の授業）のそれぞれにおいて、学生の学修成果を可視化し、本学の教育
活動が適切に機能しているかを測定・評価するアセスメントのための仕組みを設けてい
ます。

本学のアセスメントについては、以下を原則としています。

1. それぞれのレベルにおいて、検証を行うこと
2. さまざまな直接評価・間接評価を適切に組み合わせ、多面的に評価すること
3. 非認知的能力についても適切に評価を行うこと
4. 多様な学生に対応できる評価を実施すること
5. 学生のメタ認知を促進するといった、評価の形成的側面を組み込んだ評価を
行うこと
6. 以上の評価が適切に行えるように、学修の到達目標と評価方法、学修活動が
対応する接続（アラインメント）を行うこと
7. それらの妥当性について常に検証・改良を進める PDCA サイクルを各レベル
で回すこと
8. PDCA サイクルを適切に回せているか、多様なステークホルダーの要請を満た
せているか、外部の視点により検証を行うこと

1) 全学的方針の策定

本学では平成 30（2018）年にアセスメント・ポリシーを他のポリシーから独立したかた
ちで策定した。これは当時先行していた多摩大学等や文部科学省の指針等を参考にしつつ、

アセスメントの基本方針を定めたうえで、科目レベル、学部レベル、機関レベルの3階層において、学生の入学時、在学中、卒業時のそれぞれの段階で何を検証するか、そして具体的にそれらを学内各機関でどのように検証し改善のサイクルに反映させるかを示したものである。【資料 6-1-1】

なおこのポリシーについては作成後、当時先行していた大学の良い点を集約したものであるためか、他大学からも自大学の策定に際してヒアリングを受けた。

2) 恒常的な組織体制・責任体制

上記のアセスメント・ポリシーを実質化させるための組織として、3つのレベルに対応するかたちで、科目レベルと教育課程レベルの接続を教務委員会で、教務課程レベルを学部教授会で、機関レベルを大学協議会で、中長期観点との接続を自己点検・評価委員会で検証し、以上のPDCAサイクルが適切に機能しているかを外部評価委員会で確認している。なお本学では内部質保証とは、こうしたサイクルそれ自体であり、そのサイクルの外部に別途内部質保証委員会等を設置するという仕組みは採用していない。

各組織が質保証・改善サイクルにおいて責任を持つべき範囲はアセスメント・ポリシーに明記されている。実際には小さな大学でもあり、横の連携も重要となってくる。実際、他大学との意見交換においては、本学の特徴として、教務委員会の人数が多く、このことが教学マネジメントにおいてプラスに機能していることが確認されている。

他大学の事例においてアセスメントマップを設定し、アセスメントを行うタイミングを明確にする事例が増えたことを参照し、本学においてもそうした点をより明確にするため、令和5(2023)年度にアセスメント・ポリシー／アセスメントプランの補遺となる表を作成し、具体的な実務において参考としている。【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】

(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

本学のアセスメント・ポリシーはマップ的な要素も含むものであり、中期計画の策定と合わせて内部質保証を回す体制を構築するものだったが、上述の補遺となる表により、さらに詳細に実施タイミング等を学内共有することが可能となったため、これをベースとした内部質保証の文化をさらに定着させていく。

エビデンス集(資料編)

【資料 6-1-1】アセスメント・ポリシー 別表1

【資料 6-1-2】アセスメント・ポリシー 別表2

【資料 6-1-3】アセスメント・ポリシー 補遺

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学ではアセスメント・ポリシーに基づいて、別表1で示した各階層において、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施したうえで、全体としての最終的な確認を自己点検・評価委員会において行っている。またこれらの結果については、教務委員会、各学部教授会、大学協議会といった適宜各階層において共有し、社会へも定期的に公表している。さらに、年度ごとの事業報告書において、数値目標を含む中期計画の達成状況を報告している。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

別表1に示したように、改善サイクルに必要な調査・データについては、各階層・組織において収集と分析をし、全学的なデータ収集と分析を行う機能は、高等教育研究開発センター（当初は総合企画部内 IR 室）が担っている。【資料 6-2-3】

改めて別表1に記した入口から出口までの主要な調査・データの収集と分析のポイントを担当委員会・部署と結びつけ簡潔に記述する。

1) 入学時点（オリエンテーション時）

第一に、教務委員会が主導しリメディアル試験（国語／日本語と数学）を実施し、年度ごとの学生の学習準備状況を検証している。とくにオンラインテスト化した現在は語彙の状況や構文把握の状況等、細かな状況についてチェックが可能となっている。第二に、入試委員会や入試広報課がアンケートを実施し、本学の入試実務が、学生が大学を選択するのに正しく結びついているか等を検証している。

2) 在学中

マイクロレベルから各学生の学習状況については、GPA や単位取得状況、出席率等によりモニタリングし、ゼミ担当教員による指導だけでなく、学期中2回、学生委員会と教務委員会が連携してアセスメントを実施している（必要であれば学生面談を実施）。またディプロマ・ポリシーに表現された能力の取得状況は学生の側でも指導する教員の側でもレーダーチャートにより確認できる。そうした状況をメタ的に認知できているかは学修ポートフォリオで確認される。各授業科目が適切に実施されているかは、学生による授業改善アンケートによってもアセスメントしている。

メゾレベルから、ある科目の評価が適切であるかどうかは、科目ごとの評価の分布状況により、教務委員会を中心に検証している。学生について入学年度ごとの集団としての状況は、学期ごとの GPA や取得単位の分布の状況を中心に、教務委員会、大学協議会、各学部教授会で確認し、カリキュラム上1年生から2年生のあいだに落差がないかといったチェックにもつなげている。

3) 卒業時点

教育課程が適切に機能しているかは、①卒業時点の学生たち自身の振り返り（ディプロマ・ポリシーに表現された能力の取得状況含む）、②GPA 等の学修の履歴、③卒業生の就職

先への調査（就職先の企業や組織が入社時に求めている能力を本学卒業生が身につけているか、継続して勤務しているか）、④卒業生への定期調査（実際に就労等をするなかで、もっと在学中に身につけたかったと思った能力があったか）により行っている。

以上のように、入口（入試段階含む）から出口まで一貫した構図の中で、学生の就職先も含む多様なステークホルダーと連携し改善サイクルを回しているため、基準を満たしていると判断する。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては小規模であることもあり、学修履歴データ等の扱いには十分な注意が必要である。そのため、個人情報保護規程を定め、うえで、教学改善に関する限りでの使用について学生に許諾を求め、それに基づいた情報の収集と分析を行っている。しかし、どの階層がどこまでのアクセス権限を有するかについては常に検討・改善の余地がある。

調査の結果については、IR データ公表ページでも公表している、数値目標の達成状況等が示された事業報告書について、監事から、大学外の多様なステークホルダーに、より分かりやすい書き方をしても良いのではないかという指摘もあり、検討を加えより良いものに改善していく。

エビデンス集（資料編）

【資料 6-2-1】 令和 5 年度事業報告書

【資料 6-2-2】 アセスメント・ポリシー 別表 1

【資料 6-2-3】 東日本国際大学・いわき短期大学高等教育研究開発センター規程

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、内部質保証を推進するため、自己点検・評価活動を自己点検・評価委員会を中心に推進している。全学的な中期目標・中期計画を策定し、各学部レベルにおいても計画に沿った取組みを進め、その中で明らかになった課題に対して改善、向上させるための取組みを行うなど、PDCA サイクルを回す中で推進してきた。

例えば、教学マネジメントの実質化と、それを大学運営レベルでの内部質保証に接続するため、重点的に以下のことに取組んできた。

1) 3つのポリシーを起点とした内部質保証

3つのポリシーを起点とした教育の質保証については、上述のように各階層においてどのような手段を利用して、どのような点についてアセスメントを行い改善評価のサイクルを回すのかを定めたアセスメント・ポリシー（アセスメント・マップ的要素を含む）を2018年に制定し、これに基づいた教育の質保証の活動を行っている。ここでは明確な結果が得られた成果数点を二つのカテゴリーにより例示する。

第一のカテゴリーはカリキュラム編成に関係したものである。この分野で本学における最初の成果は、はじめてのIR活動として健康福祉学部における最終的な国家資格取得状況と学年ごとの成績状況の推移を分析し、1年次から2年次にかけて最終的に合格したグループとそうでないグループで差が拡大していたことから、モチベーションの維持等のための方策を行ったことである。より近年の成果では、AP事業を進めるなかで、カリキュラム上の学修成果の検討、また就職先、学生自身の自己判断等複数のエビデンスを通じて、本学カリキュラムにおいて3年生時点での課題発見力・解決力育成に欠落があることが明らかになったため、3年時点での授業でその点を強化し、昨年度の就職先調査では、これらの能力についての評価が向上したことである。

第二のカテゴリーは入学時点での状況と退学等との関係である。AP事業を推進していくなかで、入学時点での学修準備状況の不足が退学につながってしまっている入学者が一定数いると想定されることが明らかとなった。そのためすべての入試種別で、いわゆる学力を確認できるように、これまで筆記試験が課されていなかったカテゴリーでも基本的な読解（数的なものも含む）と分析、その表現を含む総合型問題を導入した。結果として入学直後に実施している「リメディアル試験」の成績が向上し、以前のような入学時点での学修準備状況の不足があるとみられる学生がいなくなった。

2) 大学運営としての内部質保証

第二に、これを大学運営と接続するために、設置法人は中期計画を策定する際に、教育の質保証に関連した、GPAや授業外学修時間も含む数値目標を合わせて定めている。【資料6-3-1】【資料6-3-2】

この数値目標は数値目標を含む中期計画を策定した際に変更された、各年次における事業計画書フォーマットと実績報告書フォーマットと連動しており、各部署・部局において、毎年、目標との関連で中期計画を年次ごとにブレークダウンした年次計画の立案と成果検証において活用され、それによりエビデンスに基づいた点検評価と改善のサイクルを構築している。これらについては、IR室（現高等教育研究開発センター）が主導し、エビデンスに基づいて行った教育改善活動のリストとしてまとめた。【資料6-3-3】【資料6-3-4】【資料6-3-5】【資料6-3-6】

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証体制は適切に構築することで日常のルーティンに組み込まれることが理想であるが、一方、各構成員の主体的な参加が必要ともされる。AP事業開始から時間も経過し、当時は3ポリシーの改訂には可能な限り全教職員が参加する方向で進められた当事者意識の醸成も、教職員の異動等により忘れられつつある。ルーティン化と当事者性の両立という課題をどのように実現していくか、アセスメント・ポリシー補遺とともに、各階層にお

いて検討を進めていく。

また、法人の中期計画には附属中学・高等学校の計画も描かれているが、基本的には各機関で独立した内部質保証のサイクルが回っている。しかし高大連携の深化が必要となるなかで、個別機関のあいだの質保証サイクルの連携が課題として残り、各機関と法人において検討をはじめたところである。

エビデンス集（資料編）

【資料 6-3-1】 学校法人昌平鬘中期計画 令和 4 年度～令和 8 年度（5 ケ年）

【資料 6-3-2】 中期計画審議に関する理事会資料

【資料 6-3-3】 事業計画書フォーマット

【資料 6-3-4】 実績報告書フォーマット

【資料 6-3-5】 実績報告書（例）

【資料 6-3-6】 改善実績リスト

【基準 6 の自己評価】

本学では、平成 30（2018）年度に内部質保証の体制とサイクルを別表により明示するアセスメントマップの要素を含むアセスメント・ポリシーを制定した。令和 5（2023）年度には補遺を作成した。以上の文書においては内部質保証の責任範囲とアセスメント方法とそのタイミングを規定している。

法人レベルでは中期計画に数値目標を設定し、その達成状況を年次計画・報告サイクルにおいて検証している。基本となる IR データについては、高等教育研究開発センターが提供・分析を支援している。

以上に基づいた検証・改善サイクルの機能性の確認として、入学直後の成績状況と退学率の関係を確認し、入試に総合問題を導入した改善例がある。また、就職先調査等からカリキュラム上「課題発見力・解決力」の育成が不足していること明らかになり、その点の対応を進めた結果、改善が見られるなどの実質的な成果をあげている。

以上のことから、基準 6 を満たしていると評価する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 研究活動

A-1. 研究所の活動を通じた研究・教育・地域貢献の統一的展開

A-1-① 研究所の活動を通じた研究・教育・地域貢献の統一的展開

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

人類や社会の課題を研究し、解決策を提示していくことは大学の重要な使命の一つである。東日本国際大学では、様々な課題に応じてその解決策を模索する諸々の研究所を設置することにより、研究と教育と地域貢献を統一的に展開することを行ってきた。特に、東日本大震災や原子力発電所の事故以降は、福島浜通り地域に立地する大学として、復興創生、人材育成などの地域の課題等に更に注力してきた。

このような研究所設置によって研究・教育・地域貢献を統一的に推進し大学の社会貢献を行っていくこと、そしてその手段としての各種競争的資金を確保することは中期計画にも記している。実際、各種研究所活動により、競争的資金を確保し、研究と教育を一体で進めることで社会貢献を行うことができている。以下では各研究所の活動の成果を記し、自己判定の根拠とする。

① 東洋思想研究所

東洋思想研究所は、儒学をはじめ東洋思想を顕彰するとともに、自文化を再確認しつつ他文化を理解し、国際的な対話の世界を構築し、今日の諸問題の解決に寄与することを目的として活動している。平成 9（1997）年 12 月に東洋思想研究会として発足し、平成 11（1999）年 4 月に研究所に改組した。また、儒学研究に成果をあげている中国の山東大学、韓国の成均館大学及び東日本国際大学の間で、日中韓国際学術シンポジウムを毎年輪番制で開催している。【資料 A-1-1】

東洋思想研究所は、発足以来、本学の伝統行事である「孔子祭」に中心となってかわり、教育面においても全学共通科目「人間力の育成」、「論語を学ぶ」等を主催し、その研究活動を教育や地域社会にも還元してきている。また、平成 23 年の東日本大震災以降、論語の一節である「義を行い以て其の道に達す」という建学の精神を「人間力」として現代にも分かりやすく表現し、困難に負けない人間を育てる人間教育を全学的な教育目標としている。

東洋思想研究所は、国際学術交流、学内の諸行事や教育活動に関する取組みに加えて地域社会への貢献にも力を入れている。平成 27（2015）年 4 月には、本学早稲田キャンパスを中心に、一般市民向けの講座として森田実本学名誉学長を名誉塾長とする「昌平塾」を開講した。また、地域に開かれた「論語素読教室」を継続している。

さらに、毎年度、紀要「研究東洋」を発刊しその研究成果を広く地域社会や一般に公開している。最近では、西洋哲学やイスラームなどの世界の諸思想を幅広く扱う論文や

企画も増えている。出版活動としては、「いわきから問う東日本大震災 フクシマの復興と日本の将来」、「人間力とは何か 3・11を超えて」及び「人間力を磨く」をこれまでに刊行している。

② 福島復興創世研究所

福島復興創世研究所は、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東日本大震災及びその後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故によってもたらされた地域住民の精神的な負担を軽減し、解消することを目的とした調査・研究を実施するために、平成 29 (2017) 年 4 月に設立した。【資料 A-1-2】

この研究所の目標は、これからの福島、そして日本が直面する問題に真正面から取り組み、日本及び世界で活躍できる人材を作り上げることである。その根底には、自分自身で考えられる人材を作り上げ、事務系及び技術系の人達が一致協力して社会の複雑な問題を解決することを趣旨とする思想がある。これらのことが必要な理由は、福島の復興創生、人工頭脳による社会の大変動、気候変動等への対策を見れば明らかであり、問題は大きく、複雑になればなるほど、縦割りの社会で空気を読んでいては解決できないことは明白である。

本研究所は「自らの運命は自らで決める」といった自主性を重んじ、福島復興の 3E 対策を提唱している。

E1 : (環境除染) Environmental remediation

E2 : (経済復興) Economic revitalization

E3 : (心の修復) Emotional resilience intervention

この 3E 対策に関する研究及び実践的貢献を通じて、福島そして日本に知識産業を確立し、持続可能な社会 (社会、経済、環境) を構成することを目指す。そのための国際協力も盛んに行う。そして、日本の経済社会における国際競争力を向上させ、日本の将来を守ることを意図している。

本研究所の目的・目標を踏まえ、ハンフォード地域の様々なステークホルダー (大学教職員、自治体関係者、経済調整機関関係者等) を東日本国際大学に招聘し、令和 2 (2020) 年 1 月及び令和 3 (2021) 年 1 月 (コロナのため Zoom 会議) の二度にわたって福島浜通り地域の復興創生関係者との間で、「米国ハンフォードの知見に学ぶ福島浜通りの復興創生」と題する国際シンポジウムを開催した。

③ エジプト考古学研究所

日本におけるエジプト考古学は、吉村作治学校法人総長が、初めて調査隊を組織してエジプトの地に降り立った昭和 41 (1966) 年に遡る。東日本国際大学エジプト考古学研究所は、平成 27 (2015) 年に発足した。【資料 A-1-3】

本研究所のエジプトにおける調査は、太陽の船修復・復原プロジェクト、ダハシュール北遺跡プロジェクト、アブ・シール南遺跡プロジェクト、ルクソール西岸王家の谷アメンヘテプ 3 世王墓プロジェクト、ギザ・大ピラミッド探査プロジェクト、ギザ・西部墓地探査プロジェクトであり、各調査は公開研究会や報告書、紀要などでその成果を発表している。

公開研究会に加えて、本学の文化祭である鎌山祭においても、吉村総長の講演会を実施している。また、古代エジプトをテーマにした展示を行い、会場には吉村隊が実際にエジプトで発掘した出土遺物をはじめツタンカーメン王の遺物のレプリカや写真パネル展示などを行っている。

平成30(2018)年には、経済経営学部経済経営学科に「エジプト考古学マネジメントコース」が設置され、そのゼミ生が実際にエジプトに行きエジプト考古学を肌で体験する実地実習も実施している。

④ 地域振興戦略研究所

東日本国際大学地域振興戦略研究所は、いわき市をはじめ福島県内の自治体の復興と創世のための提言ができるシンクタンクとしての機能を持っている。具体的な事業としては、1)産業界、地方自治体のニーズに対応した地域振興策の企画立案、2)地方自治体と連携して地域振興を行う人材の育成、3)政府や地方自治体が募集する地域振興策や街づくり等の調査・研究への応募、4)産学共同のビジネスを地域振興の立場から立案し事業として実行する、5)政府や地方自治体と協力し地域振興のネットワーク化を進める、6)国際協力及び連携のための情報収集を行いその情報を生かして地方自治体の創世事業に参画する、7)研究所の調査・研究の成果を大学内外にて展示・発表等の広報活動を行うことなどを企画することとしている。【資料 A-1-4】

これまで、教職員、学生だけではなくいわき市に在住する地域の方も招待し公開シンポジウムを開催してきた。また、地域振興のための研究課題を公募し、その研究成果をいわき市に進呈してきている。学園祭である鎌山祭で、学生から地域振興のアイデアを募る「ユニーク・アイデアコンテスト」を実施している。【資料 A-1-5】

⑤ 健康社会戦略研究所

東日本国際大学健康社会戦略研究所は、いわき市をはじめ福島県内の自治体及び地域の健康社会づくりのための提言ができるシンクタンクとしての機能をもっている。

具体的な事業としては、1)医療界及び地方自治体や地域のニーズに対応した健康社会づくり等の企画立案、2)医療界及び地方自治体、地域と連携して、健康社会づくりを行う人材の育成、3)政府及び地方自治体等が募集する地域振興策や健康社会づくり等の調査・研究への応募、4)産学官民共同の健康社会づくりの立場から事業の立案、5)政府及び地方自治体、地域と協力し健康社会づくりのネットワーク化を進める、6)国際協力及び連携のための情報収集を行いその情報を生かして地方自治体及び地域の健康社会づくりに参画する、7)研究所が実施する調査・研究の成果について大学内外にて展示、発表等の広報活動を行うことなどを企画することとしている。【資料 A-1-6】

これまで、米国、ハンガリーの研究者と連携して令和2(2020)年10月に「東日本大震災と原発事故からの10年」と題する国際シンポジウムを開催した。また、令和3(2021)年3月には、「東日本大震災と原発事故からの10年—災害現場の初動から真の復興、そしてウィズコロナの未来へ向けて」と題する書籍を刊行した。さらに、令和5(2023)年10月には、日本 CBRNE 学会と共同で、「複合災害(CBRNE 災害)対策へのアプローチ—東日本大震災12年、今後の課題解決を探る」と題する共同シンポジウムを開催した。【資料

A-1-7】

⑥ 次世代育成実践・研究センター

東日本国際大学・いわき短期大学次世代育成実践・研究センターは、令和4（2022）年8月に設置された。本センターの目的は、次世代育成を巡る諸課題について、地域社会と連携し多角的な支援活動を展開するとともに、横断的な学際的アプローチによる調査・研究及び提言活動を行い、もって青少年の全人的成長と未来社会の持続可能な向上・発展に寄与することである。【資料 A-1-8】

実際に進められる活動としては、「誰一人取り残さない教育」を目指して、1)地域社会の次世代育成力の向上を目指した実践的な調査研究及び支援活動に関する事業、2)本学附属幼稚園・附属中高・大学の幼児・生徒・学生に対する相談・支援に関する事業、3)地域の乳幼児、児童及び生徒に対する相談・支援に関する事業、4)研究会、公開講座、講演会等の開催に関する事業などを企画する。

これまで、令和4（2022）年10月、本センター発足に伴う「誰も取り残されない教育を目指して—通信制高校における現状と課題」と題する記念シンポジウムを開催した。

【資料 A-1-9】

また、令和6（2024）年1月、地元にあるいわき海浜自然の家で、本学附属高等学校の通信制課程を卒業し、本学に進学予定の学生に対するオリエンテーションを、本センターも協力して実施した。

⑦ グローバル人財育成研究所

東日本国際大学及びいわき短期大学の学生等が、今後いわき市を中核にした企業や各種団体に於いて活動する場合に、世界各国の人々と円滑にコミュニケーションをとることのできる人財として育成するためにグローバル人財育成研究所を設置している。【資料 A-1-10】

本研究所は、1)海外の高等教育機関との連携・協力、2)海外の高等教育機関との教職員及び学生の人的交流、3)海外の高等教育機関との共同プログラムの実施、4)学生の英語力向上及び海外留学に関する取組み、5)学生の海外におけるインターンシップの実施、6)福島浜通り地域の自治体、民間企業等と海外の自治体、民間企業等との連携協力に関するコーディネーション、7)附属昌平中学・高等学校の国際化に対する支援等の事業を実施する。

文部科学省の令和5年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業～米国等との大学間交流形成支援～」の選定で、東日本国際大学と福島高専の「未来へつながるコミュニティを創る日米大学間復興創生交流事業(令和5年度～9年度)」が採択された。文部科学省のこの事業は、日本の大学が米国等との大学・学生間交流を促進し、戦略的な国際ネットワークを草の根から強化することも目的とした支援政策である。全国の国・公・私立大学17大学から申請があり12大学が選定された。また、本事業は平成23（2011）年度から毎年実施されているが、地方私立大学で選定されるのは東日本国際大学が今回全国で初めてのケースである。

東日本国際大学は、福島高専、一般社団法人福島浜通りトライデックと連携し、かね

てから交流がある米国相手大学等（ハンフォード地域）のワシントン州立大学トライシティーズ校、コロンビアベイスン短期大学、ハンフォードトライデックと提携して「未来へつながるコミュニティを創る日米大学間復興創生交流事業」を推進し、地域コミュニティを復興・持続させるためにどのようなイノベーションを起こしていくかを検討する交流プログラムを推進していくこととなるが、グローバル人財育成研究所はその核として機能する予定である。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

上述のように、東日本国際大学では、東日本大震災や原子力発電所の事故を踏まえ、福島浜通り地域に立地する大学として、復興創生、人材育成などの地域の課題等に迅速に対応してきた。その具体的な成果は以上のとおりである。しかし、東日本大震災から13年が経過し、復興創生のフェーズも変化してきている。また、コロナウイルス対策が概ね終息し、停滞していた国際化に関連する施策を急ピッチで再開し拡大していくことが求められている。こういった時代や社会の要請を背景に、東日本国際大学の各研究所は、これまでの実績を踏まえ、研究推進委員会と大学協議会が連携して更に有機的な活動を展開していくことを計画している。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 A-1-1】 東日本国際大学東洋思想研究所規程
- 【資料 A-1-2】 東日本国際大学福島復興創世研究所規程
- 【資料 A-1-3】 東日本国際大学エジプト考古学研究所規程
- 【資料 A-1-4】 東日本国際大学地域振興戦略研究所規程
- 【資料 A-1-5】 ユニークアイデアコンテストチラシ
- 【資料 A-1-6】 東日本国際大学健康社会戦略研究所規程
- 【資料 A-1-7】 共同シンポジウムチラシ
- 【資料 A-1-8】 東日本国際大学・いわき短期大学次世代育成実践・研究センター規程
- 【資料 A-1-9】 記念シンポジウムチラシ
- 【資料 A-1-10】 東日本国際大学・いわき短期大学グローバル人財育成研究所規程

[基準 A の自己評価]

上記のように、東洋思想研究所、福島復興創世研究所、エジプト考古学研究所、地域振興戦略研究所、健康社会戦略研究所、次世代育成実践・研究センター及びグローバル人財育成研究所のそれぞれの研究所が、社会の様々なニーズに対応した個別の設置目的に応じた活動を展開することにより、研究・教育・地域貢献が一体となった社会貢献を実現することができている。以上のことから基準 A を満たしていると評価する。

基準 B. 地域貢献

B-1. 地域発展のハブとしての活動推進

B-1-① 地域連携研究センターによる地域研究の活性化

B-1-② ボランティアセンターによる教育の一環としての地域貢献活動

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

東日本国際大学を所掌する学校法人昌平黌は、平成 23 (2011) 年の東日本大震災以降、論語の一節である「義を行ひて其の道に達す」という建学の精神を「人間力」として現代にも分かりやすく表現し、困難に負けない人間を育てる人間教育を全学的な教育目標としてきた。令和 5 (2023) 年からは、これに加えて「克己復礼為仁(こっきふくれいじんとなす)」、つまり「自分の欲望を克服し、礼儀正しくすることに立ち戻る姿勢が、仁である」を建学の精神としており、地域社会への貢献は、本学の根源的な方針である。

具体的には①地域連携研究センターによる地域研究による地域活性化のハブとしての活動、②ボランティアセンターによる教育の一環としての地域貢献活動の二つの軸により、地域発展のハブとしての活動推進を行ってきたと評価している。以下に具体的な活動を記す。

B-1-① 地域連携研究センターによる地域研究の活性化

本学では、地域社会への貢献をより積極的に実施していくため、東日本国際大学・いわき短期大学地域連携研究センターを設置している。本センターは、本学の有する人的・物的資源を活用し、地域社会との連携推進の中核的役割を担うこと、及び地域の課題解決に取り組むとともに、地域創生に積極的に参画することにより、本学における教育研究の活性化にも寄与することを目的としている。【資料 B-1-1】

事業としては、1) 行政、経済団体、市民団体等の地域社会との交流・連携に関すること、2) 福島浜通り復興創生キャンパスコンソーシアムに関すること、3) 地域課題解決にかかわる自主研究・調査及び受託研究・調査に関すること、4) 学生の地域課題への取り組みや地域活動への参加等に関すること、5) 公開講座、セミナー、研究会、講演会、シンポジウム等に関すること、6) 地域貢献事業に関することなどがある。

これまで、いわき市や商工会議所などの経済団体からの委託事業として、「いわき市工業ビジョン策定事業」、「いわき市商業まちづくりプラン策定事業」、「第 4 次いわき市障がい者計画策定委託業務」、「いわき商工会議所「いわき地域振興ビジョン」策定事業」などを実施してきている。

また、東日本大震災後は、文部科学省の委託事業として「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業」を受託し、「被災地の情報発信による観光まちづくり事業(Global Network)」及び「被災障がい者の自立支援促進事業」を実施し現在まで継続させている。さらに、震災後いわき駅前賑わい創出協議会と共同で実施したいわき市平地区の「復興まちづくり計画策定事業」では、報告書をいわき市に提出し、それをベースとして「いわき市中心市街化活性化基本計画」が認定されいわき駅周辺地区の開発が進んでいる。

いわき市の「大学等と地域の連携したまちづくり推進事業」では、毎年市及び商工会議所等と連携した復興に関わる事業を実施してきた。主な事業としては、「いわき市物産品および観光商品の高度化と体制整備による風評被害克服・地域活性化のための調査・

実証実験事業」、「大型商業施設と地元産業(商業・農林水産業)に関する研究」、「いわき市を核とした連携中枢都市圏構想に関する調査研究」、「公園施設などを用いた興業によるシティーセールス、交流人口の拡大、地域経済波及に関する研究」等をこれまで実施してきている。また、「広野町心の復興事業」、「外国人留学生による地域・観光情報発信プロジェクト」、「田人町貝泊地区の地域資源を活用した交流人口増加プロジェクト」などを継続的に実施している。

B-1-② ボランティアセンターによる教育の一環としての地域貢献活動

本学では、教育の一環としてのボランティア活動を通じて、地域貢献活動を推進するため、学校法人昌平聳ボランティアセンターを設置している。ボランティアセンターは、東日本国際大学及びいわき短期大学の学生並びに東日本国際大学附属昌平中学・高等学校の生徒に対して、自発的なボランティア活動を通じて、社会貢献の重要性を理解させるとともに、関係団体・機関と連携し、地域社会及び国際社会への貢献に資する活動を行うことを目的としている。【資料 B-1-2】

ボランティアセンターの活動としては、1) ボランティア活動の実践並びにそのための事前準備及びトレーニング、2) 災害発生時のボランティア活動、3) ボランティア関係機関との連絡調整及び協力、4) ボランティア活動に関する研修の主催及び受講、5) ボランティア活動の学内外への広報及び周知、6) ボランティア活動によって生じるリスク管理等の活動を企画している。

令和元(2019)年10月に、いわき市を直撃した「令和元年東日本台風」の被害は甚大で、市内複数の河川が決壊し多くの家屋が浸水による被害を被った。この際に、本学柔道部を中心とした強化指定部の学生が浸水家屋で、生活家電製品の運び出し、畳の搬出、床下に堆積したヘドロの除去などのボランティア活動を実施した。災害発生から約一か月半で総勢556人が災害ボランティアとして活動した。被災者の方々からは、「数日ぶりに笑うことができた」、「先が見えず落胆していた最中に本当に助かった」などの声が寄せられた。

この活動を踏まえ、令和元(2019)年12月に、学校法人昌平聳ボランティアセンターを設置し、災害時に限らず平常時においても地域からの要請に応えられるよう、常に万全な体制を構築している。教職員の中には、「ボランティアコーディネーター」や「防災士」の資格を有するものも出てきている。ボランティアセンターの多岐にわたる活動から得られる「経験」、「喜び」、「失敗」を共有できる成長と学びの場を今後とも作り出していく予定である。

令和5(2023)年9月には、台風13号による豪雨による災害が、いわき市内郷地区等で発生した。この際も、ボランティアセンターが中心となり、柔道部、硬式野球部等が協力し、浸水家屋において、生活家電製品の運び出し、畳の搬出、床下に堆積したヘドロの除去などのボランティア活動を実施した。これらの活動に対して、地域住民からは多大の感謝の意を示された。

(3) B-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学はこれまでも地域研究のハブとしての役割を果たしてきたが、地域の産業構造に

もかかわらず、設置学部・学科の特性上十分に活躍できない分野も存在した。新規設置の学科ではそうした分野においても地域貢献を行えるように、地域のニーズを密接に吸い上げながら検討を進めている。またボランティア活動については、単位化している活動と準正課の活動が混在しているが、地域貢献と教育効果の両面から、そのバランスを今後とも調整していくことが課題となっており、大学協議会が各部署と調整して検討を進めている。

エビデンス集（資料編）

【資料 B-1-1】 東日本国際大学・いわき短期大学地域連携研究センター規程

【資料 B-1-2】 学校法人昌平鬘ボランティアセンター規程

[基準 B の自己評価]

地域連携研究センター及びボランティアセンターは、それぞれ学校法人昌平鬘の建学の精神に基づいた活動を展開するとともに、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故から復興途上である復興福島浜通り地域の現況を踏まえた活動、また台風などの自然災害発生後の被災地域住民に対するボランティア活動などを行うことで、地域発展のハブとしての高等教育機関の責務を果たしていると判断する。

基準 C. 国際交流

C-1. 教育・研究を通じた地域の国際化推進

C-1-① 教育・研究を通じた地域の国際化推進

(1) C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

(2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

高等教育を取巻く国際情勢は、コロナ禍で停滞したグローバルレベルでの人的交流が回復の兆しを見せ、世界各国が国境を超えて人材獲得を進めている。このような中で、日本人学生についても、世界に飛び出し、多様な価値観に触れ、世界中の人々と多様な文化的・言語的背景を持つ人々と協働できる力、広い視野で自ら課題に挑戦する力を身に付けた真のグローバル人材として育成していくことが不可欠となっている。また、その基盤として大学等のグローバル化をより一層進めることが重要になってきており、文部科学省においても近年このための施策に力点をおいてきている。

本学では、その名に「国際」を冠するとおり、留学生の受け入れと日本人学生の送り出しを中心としつつ、教育・研究活動においてグローバルな連携を推進することで、地域の国際化に貢献することを目的として活動を進めてきた。具体的には、学部や留学生別科を主として、アジア地域の留学生を中心に受け入れを行ってきたが、最近では、これに加えてウクライナやメキシコ、ブラジルからの留学生も受け入れ、日本語や日本文化の教育を行っている。

海外への本学学生の派遣についても、これまで主にアジア圏への短期留学や、英国への 1 か月研修を実施してきたところであるが、台湾の開南大学との単位互換での留学プログ

ラムを開始する等、多様化を進めている。

加えて、震災からの復興創生と連携した活動として、アメリカのハンフォード地域のトライデックをモデルとした一般社団法人「福島浜通りトライデック」の創設において主導的役割を果たし、令和 4（2022）年度からは学生を米国ハンフォード地域に派遣する研修を開始するなど、地域の国際化に貢献することができている。【資料 C-1-1】

① 海外の高等教育機関との連携協力協定

東日本国際大学は、現在以下の 20 の高等教育機関と連携協力協定を締結し、異文化交流、留学制度、交換留学制度、情報交流、語学研修、海外研修などの国際交流プログラムを実施している。

（米国）

- ・ハワイ州カウアイ・コミュニティ・カレッジ (Kaua'i Community College)
- ・ワシントン州立大学トライシティーズ校 (Washington State University Tri Cities WSU TC)
- ・コロンビアベイスン短期大学 (Columbia Basin College (CBC))

（英国）

- ・カンタベリー・クライスト・チャーチ大学 (Canterbury Christ Church University (CCCU))

（メキシコ）

- ・日本メキシコ学院（日墨学院）(Liceo Mexicano Japonés, A.C.)

（中国）

- ・曲阜師範大学 (Qufu Normal University)
- ・曲阜師範学校 (Qufu normal college)
- ・撫順師範高等専科学校 (Fushun Teachers College)
- ・中国政法大学 (China University of Political Science and Law)
- ・大連民族大学 (Dalian Nationalities University)
- ・安徽大学 (Anhui University)
- ・香港孔教学院 (The Confucian Academy)
- ・瀋陽体育学院 (Shenyang Sport University)
- ・山東大学 (Shandong University)

（台湾）

- ・和春技術学院 (Fortune Institute of Technology)
- ・開南大学 (KaiNan University)

（韓国）

- ・成均館大学校 (Sungkyunkwan University)
- ・世京大学 (Saekyung College)
- ・金浦大学 (Kimpoo University)
- ・慶南大学校 (KYUNGNAM UNIVERSITY)

（タイ）

- ・ファースト・グローバル・コミュニティ・カレッジ (First Global Community College)

② 留学生に対する支援

東日本国際大学に在学する留学生が安心して勉学に励むことができるよう、窓口となる国際部には外国人職員も配置して、留学生の学生生活での様々な場面で、きめ細かなアドバイスをしている。具体的には、住居については学内マンションや近隣アパートの紹介、いわき市内の各企業からの様々なアルバイト情報の提供、アルバイトを探す際の電話のかけ方、履歴書の書き方、面接や職場マナーなどの指導も行い、学業に負担のないアルバイトを行いながら、日本文化を体得し安定した留学生活を送ることができるよう支援している。また、いわき市内に居住する留学生は、国民健康保険へ加入する際、いわき市の補助を受けられるよう国際部が支援している。さらに、ビザの更新等の出入国在留管理庁の手続きについても留学生に代行して国際部が実施している。

③ 交流イベントの実施

東日本国際大学では、留学生との様々な交流プログラムやイベントを企画している。主にいわき市を中心に、福島県内、各種交流団体や地域の方々が主催する行事(国際交流会、お花見会、日本語弁論大会、地球市民フェスティバル、小・中学校訪問等)について留学生に案内と参加のサポートを行っている。

④ 日本人学生の海外留学支援

東日本国際大学では、これまで、イギリスのカンタベリー・クライスト・チャーチ大学への約1か月間、大学の寮で滞在し、英語学習や英国文化を学習する「英国研修」と台湾開南大学での2週間の語学・文化研修を実施している。参加学生は、語学や知識のみならず、コミュニケーション力や積極性を大いにアップさせて帰国している。また、エジプトの発掘現場に学生を派遣するエジプト考古学マネジメントコースの「エジプト発掘実習」では、参加学生はエジプト各地の代表的な遺跡や発掘現場を視察し、古代エジプトの世界をリアルに体験、理解することができる。さらに、大学の世界展開力強化事業の一環として、米国ワシントン州ハンフォード地域に本学や福島高専の学生を派遣する研修を令和5(2023)年度から実施している。

(3) C-1 の改善・向上方策(将来計画)

震災後、経済的制約から留学をすることができない学生が多いことから、さまざまな学生サポートを行ってきた。近年では文部科学省の令和5年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業～米国等との大学間交流形成支援～」の選定で、東日本国際大学と福島高専の「未来へつながるコミュニティを創る日米大学間復興創生交流事業(令和5年度～9年度)」が採択された。

この事業の中で、東日本国際大学は、福島高専、一般社団法人福島浜通りトライデックと連携し、かねてから交流がある米国相手大学等(ハンフォード地域)のワシントン州立大学トライシティーズ校、コロンビアベイスン短期大学、ハンフォードトライデックと提携して「未来へつながるコミュニティを創る日米大学間復興創生交流事業」を推進し、地域コミュニティを復興・持続させるためにどのようなイノベーションを起こしていくかを

検討する交流プログラムを推進している。

その推進のなかであらためて課題として明確になってきたのは、学んだ外国語を日常的に運用し、定着させていく環境構築を更に推進する必要性である。現在はグローバル人財育成研究所が中心となり、国際部・国際委員会、教務委員会等と連携して正課・準正課・正課外での体制の再構築を進めている。

エビデンス集（資料編）

【資料 C-1-1】 大学 HP

https://www.shk-ac.jp/international_exchange01_01.html#gsc.tab=0

https://www.shk-ac.jp/international_exchange01_02.html#gsc.tab=0

【基準 C の自己評価】

以上のように、順調に積み重ねてきた国際交流活動であり、さらに近年では令和 5 (2023) 年度に採択された文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」の実施など、従来の国際交流活動を更に発展・強化する活動を実施することができており、東日本国際大学の国際交流は基準 C を満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. 新型コロナウイルス対策への対応

新型コロナウイルス感染症への対策では、令和2(2020)年4月に新型コロナウイルス感染症対策本部拡大幹事会を立ち上げた。理事長、総長、大学・短大学長をはじめ、附属中高校長、附属幼稚園園長、各部局長・責任者等がメンバーとなり、毎月1回拡大幹事会を開催し、令和5(2023)年2月まで39回開催された。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策では、その予防策の中核となる新型コロナワクチンの「大学拠点接種(職域接種)」について本学を会場に実施した。ワクチン接種については、コロナウイルスの感染防止に関する地域貢献としても位置付け、学生・生徒、法人教職員をはじめ、附属幼稚園保護者、福島高専学生・教職員、市内の専門学校生、地域住民にまで広がった。ワクチンの接種期間は、令和3(2021)年7月から始まり、令和5(2023)年1月まで計18回にわたり実施され、接種は延べ3,292人にも及んだ。この試みは、文部科学省から「大学拠点接種における地域貢献」として認定された。

2. SDGs へのアプローチ

本学では、平成27(2015)年9月に開催された「国連持続可能な開発のためのサミット」で採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダSDGs(Sustainable Development Goals)」に対応する活動を実施してきている。令和3(2021)年12月に大阪大学で開催された、サステイナブルキャンパス推進協議会(CAS-Net JAPAN)の第9回年次大会において、東日本国際大学ライオンズクラブの「NPOと連携した福島浜通り地域のサステイナブルキャンパスづくり」が、「サステイナブルキャンパス賞2021」を受賞した。

また、「復興学」などの授業において、SDGsの17の目標について取り上げ、学生とともにその学習を進めるとともに、東京五輪・パラリンピックで使用された水素自動車(燃料電池車)をSDGs推進の観点から2台購入した。

さらに、本学のゴミ拾いサークルは、令和4(2022)年12月に三重大学地域イノベーションホールで開催された、一般社団法人サステイナブルキャンパス推進協議会の分科会において、「東日本国際大学ゴミ拾いサークルの実践」と題する発表を行った。

3. ウクライナ留学生の受け入れ

令和4(2022)年2月に始まったロシアのウクライナに対する軍事侵攻の影響で、ウクライナの大学生等が学業を継続できない方が数多く出てきていた。こういったウクライナの若い人たちを支援するため、本学では、留学生別科でウクライナの大学生等を受け入れることとした。主に、①留学生別科の授業料免除、②学生寮等の宿泊施設の提供、③国際部を中心とした日常生活面のサポート、④日本財団への支援費申請等の支援を実施している。令和4(2022)年度春学期に4人、同秋学期に7人の計11人のウクライナ人学生の入学を許可した。ウクライナ人留学生は、様々な地域活動に招待され、いわき市をはじめとする地域の方々からも多大の経済的な支援を頂いた。さらに、その活動については、テレビ、新聞等でも積極的に取り上げられた。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	寄附行為第 3 条及び学則第 2 条において規定している。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条において規定している。	1-2
第 87 条	○	学則第 16 条において規定している。	3-1
第 88 条	○	学則第 31 条において規定している。	3-1
第 89 条	○	学則第 40 条において規定している。	3-1
第 90 条	○	学則第 19 条において規定している。	2-1
第 92 条	○	学則第 2 章及び教員選考規程において規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条において規定している。	4-1
第 104 条	○	学則第 7 章において規定している。	3-1
第 105 条	○	学則第 64 条において規定している。	3-1
第 108 条	—	該当なし。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価実施規程を制定し自己点検・評価委員会を設置して 認証評価を受審している。	6-2
第 113 条	○	東日本国際大学研究倫理規程において規定している。	3-2
第 114 条	○	学則第 5 条に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則 23 条において規定している。	2-1
第 132 条	○	学則 23 条において規定している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 2 章において課程の組織、収容定員、職員組織に関する事 項、第 3、4 章において学年、学期及び休業日に関する事項、第 4、 6、7 章において入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項、 第 5 章において教育課程及び授業に関する事項、第 8 章において 賞罰に関する事項、第 9 章において寄宿舎に関する事項を規定し	3-1 3-2
第 24 条	○	カリキュラム・ポリシーを策定し、公表している。	3-2
第 26 条	○	学生の処分規程を制定している。	4-1

東日本国際大学

第 28 条	○	法令関係、学則、規程集、職員の名簿等においては総務課、入学者選抜に関するものは入試広報課、財務書類に関するものは財務課にて保存している。また、保存期間については学校法人昌平覺文書取扱規程において規定している。	3-2
第 143 条	—	該当なし。	4-1
第 146 条	○	学則第 31 条において規定している。	3-1
第 147 条	○	学則第 40 条 2 項において規定している。	3-1
第 148 条	—	該当なし。	3-1
第 149 条	○	学則第 23 条及び第 23 条の 4 において規定している。	3-1
第 150 条	○	学則第 19 条において規定している。	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	○	学則第 19 条において規定している。	2-1
第 154 条	○	学則第 19 条において規定している。	2-1
第 161 条	○	学則第 23 条において規定している。	2-1
第 162 条	—	該当なし。	2-1
第 163 条	○	学則第 13 条及び第 14 条において規定している。	3-2
第 163 条の 2	○	東日本国際大学科目等履修生規程第 6 条において規定している。	3-1
第 164 条	○	学則第 64 条において規定している。	3-1
第 165 条の 2	○	アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー・アセスメントポリシーを学部毎に定めている。	1-2 2-1
第 166 条	○	自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価実施規程により規定し、認証評価を受信している。	6-2
第 172 条の 2	○	大学の教育研究活動等の状況については、Web で積極的に公表している。	1-2 2-1
第 173 条	○	学則第 40 条 3 項において規定している。	3-1
第 178 条	○	学則第 23 条において規定している。	2-1
第 186 条	○	学則第 23 条において規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学設置基準を最低基準として、向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 条の 1. 2. 3. において、大学の目的、学部の教育・研究上の目的を規定し、ホームページ等により学部毎に公表している。	1-1 1-2

東日本国際大学

第2条の2	○	東日本国際大学入試委員会規程、東日本入学者選抜規程を制定するとともに、入試広報企画部に入試広報課を設けるなどして適切な体制を整えている。	2-1
第3条	○	各学部は教育研究上、適当な規模であり、教員組織、教員数についても大学設置基準を遵守し適当である。	1-2
第4条	○	学則第3条において規定している。	1-2
第5条	—	該当なし。	1-2
第6条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	学則第2章のとおり教職員を編成するとともに、年齢構成が著しく偏らないよう配慮している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	学則第5条において規定している。	3-2 4-2
第9条	—	該当なし。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	必修科目については、専任の教授又は准教授が担当している。	3-2 4-2
第11条	○	FD研修、SD研修を実施し教職員の資質の向上に努めている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	学校法人昌平學長選考規程において規定している。	4-1
第13条	○	専任教員数において大学設置基準を遵守している。東日本国際大学教員選考規程第6条において規定している。	3-2 4-2
第14条	○	東日本国際大学教員選考規程第7条において規定している。	3-2 4-2
第15条	○	東日本国際大学教員選考規程第8条において規定している。	3-2 4-2
第16条	○	東日本国際大学教員選考規程第9条において規定している。	3-2 4-2
第17条	○	東日本国際大学教員選考規程第10条において規定している。	3-2 4-2
第18条	○	学則第3条において規定している。	2-1

東日本国際大学

第 19 条	○	学則第 25 条、第 26 条及び第 27 条において規定しており、カリキュラム・ポリシーに基づき教員課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 20 条	○	学則第 25 条において規定している。	3-2
第 21 条	○	学則第 27 条において規定している。	3-1
第 22 条	○	学則第 28 条において規定している。	3-2
第 23 条	○	学則第 28 条において規定している。	3-2
第 24 条	○	授業は、授業の方法及び施設、設備、その他の教育上の諸条件を考慮して適切に実施している。	2-5
第 25 条	○	学則第 27 条において規定している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 32 条において規定している。	3-1
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	○	学則第 30 条において規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	第 27 条及び各学科履修規程において規定している。	3-2
第 27 条の 3	○	学則第 30 条において規定している。	3-1
第 28 条	○	学則第 30 条において規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 30 条において規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 31 条において規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	○	学則第 50 条及び東日本国際大学科目等履修生規程において規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 40 条及び学科履修規程において規定している。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が急速その他に利用するのに適している。	2-5
第 35 条	○	東日本国際大学に体育館、徒歩 5 分程度の範囲に第一運動場、柔道場、弓道場を設置している。離れて設置している施設には野球場、屋内練習場並びにサッカー練習場（第 2 運動場）の施設を設置している。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準 36 条第 1 項～3 項まですべて備えている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は 86,941.27 m ² 保有しており、十分満たしている。(大学設置基準上の必要校地面積 8,200 m ²)	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は 15,418.60 m ² 保有しており、十分満たしている。(大学設置基準必要校舎面積は 6,196.85 m ²)	2-5
第 38 条	○	昌平図書館で必要な資料、図書を備えている。	2-5
第 39 条	○	附属昌平中学・高等学校を設置している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。	2-5

東日本国際大学

第 40 条	○	必要な機械、器具等は教室、研究室に十分備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	2 以上の校地において教育研究を行っていない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的達成及び環境整備に努め、教育研究経費の予算化を行っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は教育研究上の目的に適切なものである。	1-1
第 41 条	—	該当なし。	3-2
第 42 条	—	該当なし。	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし。	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし。	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし。	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし。	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし。	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし。	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし。	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし。	2-5
第 43 条	—	該当なし。	3-2
第 44 条	—	該当なし。	3-1
第 45 条	—	該当なし。	3-1
第 46 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2
第 58 条	—	該当なし。	1-2
第 59 条	—	該当なし。	2-5
第 61 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 7 章及び学位規程において規定している。	3-1

東日本国際大学

第 10 条	○	学則第 41 条及び学位規程において規定している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 13 条	○	学位規程において規定し、改正時に文部科学省へ報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人昌平齋自己点検・評価に関する規程に基づき、法人の運営及び大学の教育研究に関する諸活動について自己点検を行い改善に努めている。 各種情報を大学ホームページにおいて公開し、透明性の確保を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 9 条において、利益相反について適切に防止できる監事を選任している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為を総務部総務課に備えており、大学ホームページにも公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 7 条において規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規程に従い運営している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 13 条において規定している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 3 章において規定している。第 17 条に規定のとおり、理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 3 章及び第 4 章において規定している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 9 条において規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 11 条において規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 4 章において規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 22 条において規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条において規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 24 条において規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	私立学校法の定めるところにより、役員は学校法人に対する損害賠償責任があることを理解し適正に対処している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法が定めるところにより、役員は第三者に損害賠償があることを理解し適正に対処している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法第 44 条の 4 の定める役員の連帯責任について役員は理解し適正に対処している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法第 44 条の 5 の定めるところを理解し読み替えている。	5-2

東日本国際大学

			5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条において規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 32 条において規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条において規定している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 35 条において規定している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条において規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条において規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条において規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2

第3条			1-2
第4条			1-2
第5条			1-2
第6条			1-2
第7条			1-2
第7条の2			1-2 3-2 4-2
第7条の3			1-2 3-2 4-2
第8条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条			3-2 4-2
第9条の3			3-2 3-3 4-2 4-3
第10条			2-1
第11条			3-2
第12条			2-2 3-2
第13条			2-2 3-2
第14条			3-2
第14条の2			3-1
第15条			2-2 2-5 3-1 3-2
第16条			3-1
第17条			3-1
第19条			2-5

東日本国際大学

第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2

第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第5条の2			3-2 3-3 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2
第12条			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1

第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2

東日本国際大学

			3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人昌平饗寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	東日本国際大学パンフレット 2025		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	東日本国際大学学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	令和 6(2024)年度学生募集要項		
【資料 F-5】	学生便覧		
	令和 6(2024)年度学生便覧		
【資料 F-6】	事業計画書		

東日本国際大学

	令和6年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和5年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	令和6(2024)年度学生便覧 学内配置図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事・評議員名簿	
	理事会及び評議委員会の開催状況一覧 令和5(2023)年度	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	決算書（過去5年間）	
	監査報告書（過去5年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	経済経営学部履修規程 令和6(2024)年度学生便覧	
	健康福祉学部履修規程 令和6(2024)年度学生便覧	
	東日本国際大学「講義概要（シラバス）」	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	教育方針の概要 学生便覧 pp. 4-8	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	建学の精神「行義以達其道」（学生便覧 p. 3）	
【資料 1-1-2】	学校法人昌平齋寄附行為 第3条	
【資料 1-1-3】	学則第2条第1項（学生便覧 p. 90）	
【資料 1-1-4】	大学HP 大学案内 建学の精神 https://www.shk-ac.jp/university_information04_01.html#gsc.tab=0	
【資料 1-1-5】	学校法人昌平齋創立120周年記念誌 pp. 1, 4-7	
【資料 1-1-6】	学生便覧 pp. 4-8	【資料 1-2-6】【資料 1-2-11】と同じ
【資料 1-1-7】	大学HP 大学の3ポリシーとアセスメントポリシー https://www.shk-ac.jp/university_information04_03.html#gsc.tab=0	
【資料 1-1-8】	令和5年度 大成至聖先師孔子祭 パンフレット	
【資料 1-1-9】	いわき Global Network+ 活動紹介記事 https://www.facebook.com/IWAKI.GlobalNetworkPlus/	
【資料 1-1-10】	「福島浜通りトライデック」総会資料	
【資料 1-1-11】	「大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）」事業概要	
【資料 1-1-12】	「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」 https://www.shk-ac.jp/coc2019.html#gsc.tab=0	

東日本国際大学

基準項目		
【資料 1-1-13】	「大学教育再生加速プログラム (AP) 事業」 「高大接続改革推進事業」 テーマ V 「卒業時における質保証の取組の強化」 https://www.shk-ac.jp/edulop	
【資料 1-1-14】	「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sankangaku/1413155_00010.htm	
【資料 1-1-15】	「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業 DX をけん引する高度人材育成事業」 「地域の介護福祉 DX を推進できる人材育成プラットフォームの構築」 https://www.shk-ac.jp/blog/wp_hiu/2022/03/16/5341	
【資料 1-1-16】	「大学の世界展開力強化事業」 選定結果通知	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	カリキュラム改定に関する資料 (令和 2 年度学部教務委員会資料、健康福祉学部令和 2 年度第 7 回教授会議事録)	
【資料 1-2-2】	障害学生支援ガイドリーフレット	
【資料 1-2-3】	第 35 回大成至聖先師孔子祭 大学 HP 記事 https://www.shk-ac.jp/news/2023/06/26/	
【資料 1-2-4】	東洋思想研究所 研究東洋第 14 号	
【資料 1-2-5】	学校法人昌平黌創立 120 周年記念誌 pp. 6-7	
【資料 1-2-6】	学生便覧 pp. 4-8	【資料 1-1-6】 【資料 1-2-11】 と同じ
【資料 1-2-7】	大学 HP (2024) https://www.shk-ac.jp/faculty_information01_01.html#gsc.tab=0 https://www.shk-ac.jp/faculty_information02_01.html#gsc.tab=0	
【資料 1-2-8】	大学案内 (2024)	
【資料 1-2-9】	学校法人昌平黌創立 120 周年記念誌 pp. 4-5	
【資料 1-2-10】	学校法人昌平黌中期計画 令和 4 年度～令和 8 年度 (5 ケ年) https://www.shk-ac.jp/shk/img/information_disclosure/pdf/mtplan03.pdf	【資料 2-2-1】 【資料 5-4-1】 【資料 6-3-1】 と同じ
【資料 1-2-11】	学生便覧 pp. 4-8	【資料 1-1-6】 【資料 1-2-6】 と同じ
【資料 1-2-12】	大学の 3 ポリシーとアセスメントポリシー (大学 HP) https://www.shk-ac.jp/university_information04_03.html#gsc.tab=0	
【資料 1-2-13】	東日本国際大学研究紀要第 28 巻 (2023 年)	
【資料 1-2-14】	研究会 「論語素読教室」 の学外向けパンフレット https://iwaki-rongo.com/	
【資料 1-2-15】	FD・SD 研修 令和 3 (2021) 年 12 月～令和 6 (2024) 年 4 月	【資料 4-2-5】 【資料 4-3-2】 と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	アドミッション・ポリシー (入試要項)	
【資料 2-1-2】	入試種別ごとの配分表 (入試要項 p. 30)	
【資料 2-1-3】	東日本国際大学入試委員会規程	
【資料 2-1-4】	東日本国際大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-5】	学校法人昌平黌事務組織規程	【資料 4-1-6】 と同じ

東日本国際大学

【資料 2-1-6】	東日本国際大学国際委員会規程	
【資料 2-1-7】	リメディアルテスト状況と退学状況	
【資料 2-1-8】	入試種別による妥当性の検証(令和 5 年度第 6 回大学協議会資料及び議事録)	
【資料 2-1-9】	教務委員会による入学後の追跡調査	
【資料 2-1-10】	学生数推移	
【資料 2-1-11】	総合型問題の出題の傾向	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学校法人昌平聳中期計画 令和 4 年度～令和 8 年度 (5 ケ年)	【資料 1-2-10】【資料 5-4-1】【資料 6-3-1】と同じ
【資料 2-2-2】	年間事業計画	
【資料 2-2-3】	学修ポートフォリオ (学生向け説明資料)	
【資料 2-2-4】	学生カルテ	
【資料 2-2-5】	東日本国際大学スチューデント・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-6】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-7】	東日本国際大学障害学生支援委員会規程	【資料 2-4-10】と同じ
【資料 2-2-8】	出席・成績不良学生面談実施要項	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	講義概要「キャリアガイダンス」	
【資料 2-3-2】	講義概要「ビジネスガイダンス」	
【資料 2-3-3】	講義概要「キャリアデザイン」	
【資料 2-3-4】	講義概要「インターンシップ」	
【資料 2-3-5】	学生便覧 pp. 29-31	
【資料 2-3-6】	令和 5 年度企業説明会実施一覧	
【資料 2-3-7】	東日本国際大学キャリア形成委員会規程	
【資料 2-3-8】	キャリアセンター機関紙「DOT」	
【資料 2-3-9】	「講座ガイド」	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学校法人昌平聳 事務組織図	
【資料 2-4-2】	東日本国際大学委員会名簿	【資料 4-1-8】と同じ
【資料 2-4-3】	学校法人昌平聳事務組織規程 第 36 条	
【資料 2-4-4】	東日本国際大学学生委員会規程	
【資料 2-4-5】	学生委員会・年間事業	
【資料 2-4-6】	学校法人昌平聳事務組織規程 第 38 条	
【資料 2-4-7】	学生便覧 pp. 33-34	
【資料 2-4-8】	東日本国際大学衛生委員会規程	
【資料 2-4-9】	令和 5 年度保健管理センター利用状況	
【資料 2-4-10】	東日本国際大学障害学生委員会規程	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-4-11】	東日本国際大学障がい学生支援に関する基本方針(学生便覧 p. 35)	【資料 2-4-15】と同じ
【資料 2-4-12】	合理的配慮申請の流れ	
【資料 2-4-13】	合理的配慮ガイドのしおり	
【資料 2-4-14】	合理的配慮リーフレット	
【資料 2-4-15】	学生便覧 p. 35	【資料 2-4-11】と同じ
【資料 2-4-16】	令和 5 年度学生相談室実績	
【資料 2-4-17】	学校法人昌平聳事務組織規程 第 21 条	
【資料 2-4-18】	東日本国際大学奨学金規程	

東日本国際大学

【資料 2-4-19】	学生便覧 pp. 32-33	
【資料 2-4-20】	東日本国際大学ワークスタディ学生支援事業実施規程	
【資料 2-4-21】	東日本国際大学学友会会則	
【資料 2-4-22】	法人指定強化部に対する特別補助取扱要項	
【資料 2-4-23】	学校法人昌平聳ボランティアセンター規程	【資料 B-2】と同じ
【資料 2-4-24】	部活動・同好会活動等に関する規程（学生便覧 p. 145）	
【資料 2-4-25】	部活動・同好会・サークル一覧	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	大学設置基準を満たす校地・校舎の面積	
【資料 2-5-2】	学生便覧 pp. 76-78	
【資料 2-5-3】	学生便覧 pp. 79-88	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業改善アンケート	
【資料 2-6-2】	学生からの意見聴取記録	
【資料 2-6-3】	学生生活・学修環境に関する満足度調査	
【資料 2-6-4】	卒業時アンケート調査	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ディプロマ・ポリシー（学生便覧 pp. 4-5）、学則第 2 条（学生便覧 p. 90）	
【資料 3-1-2】	大学 HP 大学案内 https://www.shk-ac.jp/university_information04_03.html#gsc.tab=0	
【資料 3-1-3】	単位認定基準 東日本国際大学学則「第 5 章 教育課程及び履修方法等」（学生便覧 pp. 94-95）	
【資料 3-1-4】	進級基準（経済経営） 経済経営学科履修規程第 13 条（学生便覧 p. 113）	
【資料 3-1-5】	進級基準（健康福祉） 社会福祉学科履修規程第 6 条（学生便覧 p. 115）	
【資料 3-1-6】	卒業認定基準（経済経営） 経済経営学科履修規程第 14 条（学生便覧 p. 113）、学則第 40 条（学生便覧 pp. 95-96）	
【資料 3-1-7】	卒業認定基準（健康福祉） 社会福祉学科履修規程第 7 条（学生便覧 pp. 115-116）、学則第 40 条（学生便覧 pp. 95-96）	
【資料 3-1-8】	「2 単位の基準」「4 進級要件」「5 卒業の要件」「11 単位認定」「12 成績」（経済経営）（学生便覧 pp. 45-47, 50-51）	
【資料 3-1-9】	学生便覧「2 単位の基準」「4 進級要件」「5 卒業の要件」「10 単位認定」「11 成績」（健康福祉）（学生便覧 pp. 61-63, 66-67）	
【資料 3-1-10】	GPA の活用状況（学業奨学生選考、学生面談）	
【資料 3-1-11】	学則第 30 条（学生便覧 p. 94）	
【資料 3-1-12】	学生便覧 p. 49, p. 65	
【資料 3-1-13】	令和 5 年度各学部教授会議事録・資料（2 月）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	カリキュラム・ポリシー（学生便覧 pp. 5-6）	
【資料 3-2-2】	大学 HP カリキュラム・ポリシー https://www.shk-ac.jp/university_information04_03.html#gsc.tab=0	
【資料 3-2-3】	経済経営学科カリキュラム（学生便覧 pp. 100-105） 社会福祉学科カリキュラム（学生便覧 pp. 106-110）	
【資料 3-2-4】	履修系統図	

東日本国際大学

	経済経営学部 https://www.shk-ac.jp/img/faculty_information/01/07/pdf/CRCLM_eco.pdf 健康福祉学部 https://www.shk-ac.jp/img/faculty_information/02/06/pdf/CRCLM_soc.pdf	
【資料 3-2-5】	シラバスのデータベース 経済経営学部 https://sl.tonichi-kokusai-u.ac.jp/syllabus/search.aspx 健康福祉学部 https://sl.tonichi-kokusai-u.ac.jp/syllabus/search.aspx	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	ディプロマ・サプリメント (ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の可視化)	
【資料 3-3-2】	IR 成果ページ https://www.shk-ac.jp/edulop/index.php/ir-data	
【資料 3-3-3】	ティーチングポートフォリオ	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学則第 4 条、学則第 4 条の 2	
【資料 4-1-2】	学校法人 昌平賢 副学長選考規程 令和 6 年度人事発令 (写し)	
【資料 4-1-3】	学則第 11 条、東日本国際大学協議会規程	
【資料 4-1-4】	学則第 9 条、東日本国際大学教授会規程	
【資料 4-1-5】	平成 30 (2018) 年 9 月 5 日 学長裁定「教授会の意見を聴くことが必要であるとして学長が定める事項」	
【資料 4-1-6】	学校法人昌平賢事務組織規程	【資料 2-1-5】と同じ
【資料 4-1-7】	学則第 11 条の 2	
【資料 4-1-8】	東日本国際大学委員会名簿	【資料 2-4-2】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	東日本国際大学教員選考規程	
【資料 4-2-2】	東日本国際大学教員資格審査委員会規程	
【資料 4-2-3】	東日本国際大学・いわき短期大学 教員業務評価規程	
【資料 4-2-4】	東日本国際大学 FD 委員会規程	
【資料 4-2-5】	FD・SD 研修 令和 3 (2021) 年 12 月～令和 6 (2024) 年 4 月	【資料 1-2-15】【資料 4-3-2】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	東日本国際大学・いわき短期大学 SD 委員会規程	
【資料 4-3-2】	FD・SD 研修 令和 3 (2021) 年 12 月～令和 6 (2024) 年 4 月	【資料 1-2-15】【資料 4-2-5】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	東日本国際大学研究紀要規程	
【資料 4-4-2】	東日本国際大学教員研究費規程	
【資料 4-4-3】	東日本国際大学教員共同研究費取扱規程	
【資料 4-4-4】	東日本国際大学教員研究旅費規程	
【資料 4-4-5】	東日本国際大学研究倫理規程	
【資料 4-4-6】	東日本国際大学公的研究費の使用・管理に関する規程	
【資料 4-4-7】	東日本国際大学研究活動における不正行為への対応に関する規程	
【資料 4-4-8】	東日本国際大学研究活動における不正行為への対応に関する運用細則	

東日本国際大学

【資料 4-4-9】	東日本国際大学・いわき短期大学科学研究費補助金経理事務取扱要領	
【資料 4-4-10】	東日本国際大学教員研究費規程	【資料 4-4-2】と同じ
【資料 4-4-11】	東日本国際大学教員共同研究費取扱規程	【資料 4-4-3】と同じ
【資料 4-4-12】	東日本国際大学教員研究旅費規程	【資料 4-4-4】と同じ
【資料 4-4-13】	令和 5 年度外部資金獲得実績	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人昌平鬘寄附行為	【資料 5-2-1】【資料 5-3-1】【資料 5-5-7】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人昌平鬘東日本国際大学ガバナンス・コード	【資料 5-1-6】【資料 5-3-2】と同じ
【資料 5-1-3】	東日本国際大学協議会規程	
【資料 5-1-4】	東日本国際大学教授会規程	
【資料 5-1-5】	令和 6 年度「FD/SD 研修会」開催について	
【資料 5-1-6】	学校法人昌平鬘東日本国際大学ガバナンス・コード	【資料 5-1-2】【資料 5-3-2】と同じ
【資料 5-1-7】	学校法人昌平鬘就業規則	
【資料 5-1-8】	学校法人昌平鬘ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-9】	学校法人昌平鬘個人情報保護規程	
【資料 5-1-10】	学校法人昌平鬘公益通報に関する規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人昌平鬘寄附行為	【資料 5-1-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人昌平鬘理事会会議規則	
【資料 5-2-3】	学校法人昌平鬘理事会業務委任規則	
【資料 5-2-4】	学校法人昌平鬘常任理事会設置規程	
【資料 5-2-5】	理事・監事・評議委員会名簿	【資料 5-3-8】と同じ
【資料 5-2-6】	学校法人昌平鬘外部評価委員会規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人昌平鬘寄附行為	【資料 5-1-1】【資料 5-2-1】【資料 5-5-7】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人昌平鬘東日本国際大学ガバナンス・コード	【資料 5-1-2】【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人昌平鬘令和 5 年度第 1 回理事会議事録	
【資料 5-3-4】	学校法人昌平鬘令和 5 年度第 2 回理事会議事録	
【資料 5-3-5】	学校法人昌平鬘令和 5 年度第 3 回理事会議事録	
【資料 5-3-6】	学校法人昌平鬘令和 5 年度第 4 回理事会議事録	
【資料 5-3-7】	学校法人昌平鬘常任理事会設置規程	
【資料 5-3-8】	理事・監事・評議委員会名簿	【資料 5-2-5】と同じ
【資料 5-3-9】	学校法人昌平鬘理事会議事録（役員選任関係）	
【資料 5-3-10】	令和 5 年度第 1 回学校法人昌平鬘評議員会議事録	
【資料 5-3-11】	令和 5 年度第 2 回学校法人昌平鬘評議員会議事録	
【資料 5-3-12】	東日本国際大学学則	
【資料 5-3-13】	法人・大学協議会会議	
【資料 5-3-14】	学校法人昌平鬘監事監査規程	【資料 5-5-8】と同じ
【資料 5-3-15】	監査報告（監事）	

東日本国際大学

【資料 5-3-16】	学校法人昌平饗内部監査規程	
【資料 5-3-17】	「昌平饗活性化プラン」の募集について	
【資料 5-3-18】	文部科学省「大学・高専機能強化支援事業」選定に関する記事	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人昌平饗中期計画 令和4年度～令和8年度（5ケ年）	【資料 1-2-10】【資料 2-2-1】【資料 6-3-1】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人昌平饗中期財務計画 令和4年度～令和8年度	
【資料 5-4-3】	財務比率資料	
【資料 5-4-4】	予算書 令和元年度～5年度	
【資料 5-4-5】	決算書 令和元年度～5年度	
【資料 5-4-6】	国庫補助金等の交付状況資料	
【資料 5-4-7】	科学研究費補助金の採択件数と交付状況	
【資料 5-4-8】	学校法人昌平饗資産運用規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人昌平饗経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人昌平饗経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人昌平饗固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	令和5年度予算書	
【資料 5-5-5】	監事の監査報告書	
【資料 5-5-6】	公認会計士の監査報告書	
【資料 5-5-7】	学校法人昌平饗寄附行為	
【資料 5-5-8】	学校法人昌平饗監事監査規程	【資料 5-3-14】と同じ
【資料 5-5-9】	監事の監査計画書	
【資料 5-5-10】	監事の業務監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	アセスメント・ポリシー 別表 1	【資料 6-2-2】と同じ
【資料 6-1-2】	アセスメント・ポリシー 別表 2	
【資料 6-1-3】	アセスメント・ポリシー 補遺	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和5年度事業報告書	
【資料 6-2-2】	アセスメント・ポリシー 別表 1	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-2-3】	東日本国際大学・いわき短期大学高等教育研究開発センター規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	学校法人昌平饗中期計画 令和4年度～令和8年度（5ケ年）	【資料 1-2-10】【資料 2-2-1】【資料 5-4-1】と同じ
【資料 6-3-2】	中期計画審議に関する理事会資料	
【資料 6-3-3】	事業計画書フォーマット	
【資料 6-3-4】	実績報告書フォーマット	
【資料 6-3-5】	実績報告書（例）	
【資料 6-3-6】	改善実績リスト	

基準 A. 研究活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

東日本国際大学

A-1. 研究所の活動を通じた研究・教育・地域貢献の統一的展開		
【資料 A-1-1】	東日本国際大学東洋思想研究所規程	
【資料 A-1-2】	東日本国際大学福島復興創世研究所規程	
【資料 A-1-3】	東日本国際大学エジプト考古学研究所規程	
【資料 A-1-4】	東日本国際大学地域振興戦略研究所規程	
【資料 A-1-5】	ユニークアイデアコンテストチラシ	
【資料 A-1-6】	東日本国際大学健康社会戦略研究所規程	
【資料 A-1-7】	共同シンポジウムチラシ	
【資料 A-1-8】	東日本国際大学・いわき短期大学次世代育成実践・研究センター規程	
【資料 A-1-9】	記念シンポジウムチラシ	
【資料 A-1-10】	東日本国際大学・いわき短期大学グローバル人材育成研究所規程	

基準 B. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 地域発展のハブとしての活動推進		
【資料 B-1-1】	東日本国際大学・いわき短期大学地域連携研究センター規程	
【資料 B-1-2】	学校法人昌平饗ボランティアセンター規程	【資料 2-4-24】と同じ

基準 C. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
C-1. 教育・研究を通じた地域の国際化推進		
【資料 C-1-1】	大学 HP https://www.shk-ac.jp/international_exchange01_01.html#gsc.tab=0 https://www.shk-ac.jp/international_exchange01_02.html#gsc.tab=0	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。